

平成 2 8 年

第 5 回 三川町議会定例会会議録

平成 2 8 年 1 2 月 6 日 開 会

平成 2 8 年 1 2 月 9 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 12月6日(火) 会議録第1号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・議員派遣報告	
山形県町村議会議員研修会の報告	4
三川町議会議員行政視察研修の報告	4
荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告	5
・常任委員会報告	
閉会中の所管事務調査報告	6
・議会運営委員会報告	
閉会中の所管事務調査報告	18
議第 65号 平成28年度三川町一般会計補正予算(第3号)	19
議第 66号 平成28年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	19
議第 67号 平成28年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)	19
議第 68号 平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	19
議第 69号 平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	19
請願第 2号 30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる三川町農業 再生協議会の機能発揮に関する件について請願	33

第 2 日 12月7日(水) 休 会

<請願審査委員会 開催>

第 3 日 12月8日(木) 会議録第2号

一般質問 5名	37
請願審査委員会報告(産業建設厚生常任委員会)	
請願第 2号 30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる三川町農業	

再生協議会の機能発揮に関する件について請願	103
-----------------------	-----

第 4 日 12月 9 日 (金) 会議録第 3 号

議第 70号	三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	108
議第 71号	三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設 定について	109
議第 72号	三川町税条例等の一部を改正する条例の設定について	114
議第 73号	三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	122
発議第 2号	公的年金の際限のない削減によって高齢者の暮らしを圧迫する国民年 金法等の改定法案の廃案を求める意見書提出について	123
意見書第 2号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について	126

平成28年第5回三川町議会定例会会議録

1. 平成28年12月6日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
齋藤茂義 環境整備主幹	本間明 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	高橋朋子 書記	吉田直樹 書記
------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 12月6日(火) 午前9時30分開会

- | | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・ 議員派遣報告<ul style="list-style-type: none">山形県町村議会議員研修会の報告三川町議会議員行政視察研修の報告荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告・ 常任委員会報告<ul style="list-style-type: none">閉会中の所管事務調査報告・ 議会運営委員会報告<ul style="list-style-type: none">閉会中の所管事務調査報告 |
| 日程第 4 | 議第65号 平成28年度三川町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第 5 | 議第66号 平成28年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 6 | 議第67号 平成28年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 7 | 議第68号 平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 8 | 議第69号 平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 9 | 請願第2号 30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる三川町農業再生協議会の機能発揮に関する件について
請願 |

○ 散 会

○議長（成田光雄議員） ただいまから平成28年第5回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（成田光雄議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番 志田徳久議員、
3番 佐藤正治議員、以上2名を指名します。

○議長（成田光雄議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 過般、議長の要請により、去る12月1日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、平成28年度各会計補正予算5件、条例の設定及び改正4件、以上9件があり、このほかに諸般報告7件、請願1件、一般質問5名、議員発議1件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め、内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日6日から9日までの4日間と決定を見たものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告7件に引き続き、平成28年度の各会計補正予算5件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、請願1件が上程され、紹介議員の請願の趣旨説明の後、所管の委員会に付託となり、本会議は散会となります。

第2日目の7日は、本会議は休会となり、請願審査委員会が開催されます。

第3日目の8日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は5名の議員から通告があり、通告順に一般質問を行います。その後、追加議事日程として請願審査委員会報告1件が予定されており、これで散会となります。

第4日目の最終日9日は、午前9時30分に本会議を開き、条例の設定及び改正4件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。その後、議員発議1件が上程され、質疑、討論、採決となります。なお、追加議事日程として意見書提出1件が予定されております。これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（成田光雄議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月9日までの4日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12

月9日までの4日間に決定しました。

- 議長（成田光雄議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。
初めに、議員派遣の報告を求めます。9番 佐藤栄市議員。
- 9番（佐藤栄市議員）

山形県町村議会議員研修会の報告

1. 目 的

激動する内外情勢に伴い、自治体運営においても幾多の時代的要請が提起されている。町村議員の識見を広め、これからの議会活動の円滑化に資するとともに議会機能の高揚を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 平成28年10月17日（月）

3. 参加者 三川町議会議員全員

4. 研修地 山形市 「山形国際交流プラザ」

5. 研修内容 「TPPと日本農業の行方」

講師 農政ジャーナリストの会
会長 石井 勇 人 氏

「今後の政治・経済の行方」

講師 ジャーナリスト
須 田 慎一郎 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成28年12月6日

三川町議会

副議長 佐藤 栄 市 ㊟

次に、

三川町議会議員行政視察研修の報告

1. 目 的

本町議会議員は、国内の先進市町村の行政の取り組みとその効果を学ぶことにより、議会議員としての識見を深めるとともに、議会活動の活性化と円滑な運営に資するため行政視察を実施した。

2. 研修日程 平成28年10月19日（水）～21日（金）

3. 参加者 三川町議会議員全員

4. 研修地 宮崎県綾町
宮崎県高千穂町
熊本県和水町

5. 研修内容 綾町
・有機農業について
・移住定住について
・まちづくりについて
高千穂町
・世界農業遺産について
和水町
・議会活動について

以上のおり研修したので報告いたします。

平成28年12月6日

三川町議会

副議長 佐藤 栄 市 ㊟

次に、

庄内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告

1. 目 的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治によるまちづくりのあり方に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、地域主権確立に向けた取り組みと議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 平成28年11月11日(金)

3. 参加者 三川町議会議員全員

4. 研修地 遊佐町 鳥海温泉「遊楽里」

5. 研修内容 「酒田港を取り巻く最近の話題」

講師 酒田港湾事務所 所長 上原修二氏

以上のおり研修したので報告いたします。

平成28年12月6日

三川町議会

副議長 佐藤栄市 ㊟

○議長(成田光雄議員) 次に、閉会中の所管事務調査報告として、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。2番 志田徳久議員。

○2番(志田徳久議員)

平成28年12月6日

三川町議会

議長 成田光雄 殿

三川町議会総務文教常任委員会

委員長 志田徳久

所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

別 紙

1. 調査事件 閉会中の所管事務調査

2. 調査目的

町民一人ひとりが豊かで幸福な生活を営むことができる地域社会を実現するために、政策提言を通じて町政の発展に取り組むことが重要である。このため、これまでの提言事項について検証し、町政運営のチェック機能や提案機能を積極的に行うことで、常任委員会活動の活性化と充実を図る。

3. 調査事項

議会提言事項の検証について

4. 調査経過

平成28年 4月 4日 (月)	スケジュール、所管課研修について
平成28年 5月 2日 (月)	検証の進め方、まとめ方について
平成28年 5月11日 (水)	所管課研修
平成28年 6月 1日 (水)	検証の進め方、まとめ方について
平成28年 6月24日 (金)	所管課研修
平成28年 7月 1日 (金)	提言事項の検証について
平成28年 8月 1日 (月)	提言事項の検証について
平成28年 9月 1日 (木)	提言事項の検証について
平成28年10月 3日 (月)	提言事項の検証について
平成28年10月11日 (火)	視察研修 (東根市、天童市 子育て支援施設)
平成28年10月19日 (水)	視察研修 (宮崎県綾町、高千穂町)
~20日 (木)	
平成28年11月 7日 (月)	提言事項の検証、まとめについて
平成28年12月 2日 (金)	提言事項の検証、まとめについて

5. 検証結果

(1) 学校教育施設について

イ 提言事項

危険箇所の速やかな解消に向け、計画的かつ迅速な修繕整備に取り組むべきである。また、教育施設整備基金の造成を積極的に進めながら、長寿命化改修計画を実行すべきである。

ロ 第3次総合計画での取り組み

安全な学校生活を確保するため、施設整備の経年変化に応じた大規模改修等を計画的に実施し、教育施設の適切な維持管理に努めるとしている。

ハ 成果と課題

施設の大規模改修等を年次的に行い、耐震化が進められている。また、教育施設整備基金についても順次積み立てされており評価される。

ニ 今後の取り組みについて

押切小学校での大型改修が予定されているが、強固で快適な学習環境を優先した姿勢が求められる。

(2) 通学時の安全対策について

イ 提言事項

通学路の安全確保を図るため、定期的な巡回と調査を実行しながら修繕および防犯を含めた対策を講ずるべきである。

自転車通学においては、改正道路交通法が施行され、自転車のルールが変わることになった。取り締りの対象にならないためにも法改正を機に、ルールを順守する指導を関係者一丸となり推進すべきである。

ロ 第3次総合計画での取り組み

交通安全教育の徹底などにより、交通モラルやマナーの向上を図りながら、保育園、学校、職場、団体等における交通安全教育を強化し、交通安全に対する意識の高揚に努めるとしている。

ハ 成果と課題

通学路に防犯灯の設置等は進んでいるが、不備な箇所も見られる。

中学生の自転車通学時のヘルメット着用ルールは守られている。

ニ 今後の取り組みについて

防犯対策の充実と定期的な通学時の巡回が必要である。

(3) 土曜日における授業について

イ 提言事項

土曜日における授業が必要か小中学校保護者を対象に、ゆとり教育と学力向上の問題などについて情報収集し、学校・地域・家庭・行政が協調を図りながら有意義な土曜日を過ごせるようにすべきである。

土曜日における授業の実施にあたっては、教科の他に地域における多様な学習、文化、スポーツ、体験活動等も併せて行い、学校、地域連携の教育環境づくりの充実に取り組むべきである。

ロ 第3次総合計画での取り組み

自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決するための「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」、たくましく生きるための「健やかな体」などを包括した「生きる力」を育てていく

必要性がある。そのため、各学校が創意工夫を活かした特色ある教育を展開するとしている。

ハ 成果と課題

土曜日に学校行事の実施や学校開放に取り組んでいることは評価できるが、地域との関わりが少なくなっている。

ニ 今後の取り組みについて

地域に埋もれている教育力を発掘して活用すべきである。

(4) 地域再開発について

イ 提言事項

庄内の中心地としての地の利を最大限に活かしながら、交通インフラの整備促進を図り、自然に恵まれた住環境の下、住民同士の絆、社会の再構築や地域コミュニティを重視した施策を積極的に推進すべきである。

三地区それぞれが共に伸び行く環境、特に子ども達が大切にされ、一人ひとりがいきいきと輝く未来に向けた環境整備をハード、ソフト両面で検討すべきである。

ロ 第3次総合計画での取り組み

安全で利便性の高い道路の整備促進、地域住民や民間企業等との協力による若年層や子育て世代のニーズに応じた住環境の整備・支援を進めるとしている。

ハ 成果と課題

みかわ産業団地への新たな企業の進出や既存企業の工場拡張等、企業誘致は急速に進んでいる。

桜木地区における住環境整備基本計画の策定や、地域交流・子育て支援施設整備事業への着手など、大きな進展が見られることは評価できる。

ニ 今後の取り組みについて

地域開発については、住環境の整備・企業誘致を中心に、引き続き鋭意進めるべきである。

(5) 空き家対策について

イ 提言事項

空き家等の活用に向け、「空き家バンク」の円滑な運営が重要である。

空き家等の所有者に対しての空き家バンク登録、利用希望者に対しての空き家等の情報発信については、きめ細かな対応が必要であり、インターネット等を中心に、幅広く全国に情報発信する仕組みを構築すべきである。

行政が担うべき部分と民間業者を活用すべき部分を明確化し、例えば、出羽商工会三川支部工業部会や宅建協会との連携や活用ができるシステムを構築すべきである。

また、移住・定住促進策として、リフォーム助成の強化等特徴的な支援策の充実を図るべきである。

ロ 第3次総合計画での取り組み

町内会等との協力により空き家状況を把握し適正管理に努めるとしている。

ハ 成果と課題

「空き家バンク」が設立され、空き家等の活用について意識の醸成や体制の整備が図られたことは評価できる。

ニ 今後の取り組みについて

「空き家バンク」の運営にあたっては、いろいろなニーズに対応する相談窓口の設置等、実績に結び付けるための手法を検討すべきである。

移住・定住促進に対する支援策の充実を図るべきである。

(6) 人口増加策について

イ 提言事項

今後、出生率の向上や移住・定住政策の推進により、人口減少に歯止めをかけることが重要である。

企業誘致や新産業の創出などにより、雇用の場の確保が何よりも重要である。移住・定住促進のための住宅開発、生み育てやすい環境づくりを図る子育て支援策の充実、学力向上や生きる力を育成する教育力の向上、特に若い世代にむけた総合的な施策を検討すべきである。

ロ 第3次総合計画での取り組み

出産祝い金の支給や児童および生徒の医療費に対する助成等の子育て支援策、確実な学力習得に対する支援や多様な教育課題への対応を進めるとしている。

また、企業誘致を促進し、雇用の場の創出を図るとしている。

ハ 成果と課題

平成27年における国勢調査（速報値）では、人口減少の割合は緩やかであり、子育て支援策や住環境整備策等の成果として評価できる。

ニ 今後の取り組みについて

引き続き人口増加に向けた総合的な施策を展開すべきである。

○議 長（成田光雄議員） 続いて、産業建設厚生常任委員会委員長の報告を求めます。4番 阿部善矢議員。

○4 番（阿部善矢議員）

平成28年12月6日

三川町議会

議 長 成 田 光 雄 殿

所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

別紙

1. 調査事件 閉会中の所管事務調査

2. 調査目的

町民一人ひとりが豊かで幸福な生活を営むことができる地域社会を実現するために、政策提言を通じて町政の発展に取り組むことが重要である。このため、これまでの提言事項について検証し、町政運営のチェック機能や提案機能を積極的に行うことで、常任委員会活動の活性化と充実を図る。

3. 調査事項

議会提言事項の検証について

4. 調査経過

平成28年 4月 4日 (月)	スケジュール、所管課研修について 検証の進め方、まとめ方について
平成28年 5月 2日 (月)	提言事項の検証について
平成28年 5月12日 (木)	所管課研修
平成28年 6月 1日 (水)	提言事項の検証について
平成28年 6月23日 (木)	所管課研修
平成28年 7月 1日 (金)	提言事項の検証について
平成28年 7月15日 (金)	視察研修 (グループホームのんき)
平成28年 8月 1日 (月)	提言事項の検証、まとめについて
平成28年 9月 1日 (木)	提言事項の検証、まとめについて
平成28年 9月30日 (金)	視察研修 (サービス付き高齢者向け住宅)
平成28年10月 3日 (月)	提言事項の検証、まとめについて
平成28年10月19日 (水)	視察研修 (宮崎県綾町、高千穂町)
~20日 (木)	
平成28年11月 7日 (月)	提言事項の検証、まとめについて

5. 検証結果

(1) 剪定枝を中心にしたバイオマス活用について

イ 提言事項

将来のエネルギー対策として、地域に存在するエネルギーを地域内で有効活用する取り組みが求められている。これは新たな産業の創出と地域活性化にもつながる。

剪定枝を中心にしたバイオマス活用について、周辺市町と課題を共有しながらスケールメリットを活かし、庄内全体で取り組む事が重要であり、資源の地域内循環を目指したバイオマス活用策を検討すべきである。

ロ 第3次総合計画での取り組み

住民の一部に要望がありながらも本町の剪定枝は量的に少ないために単独での取り組みは困難であり、広域で検討すべきである。しかしながら、未だ議論されていない。

ハ 成果と課題

採算面で無理があり、町単独での取り組みは極めて困難である。他市町へ委託すべきである。

ニ 今後の取り組みについて

近年になり、鶴岡市、酒田市でもバイオマス発電について稼働が始まりつつある。これらを活用して課題の解決に努めるべきである。

(2) 今後の高齢者福祉について

イ 提言事項

高齢者一人ひとりが自分の役割と生き甲斐をもって、地域との携わりの中で活動できることが重要であり、農作業等の生産活動や地域でのボランティア活動、健康増進や仲間作りのための軽スポーツなど、それぞれの活動が活発に行われるよう支援すべきである。

ロコモの予防について、啓発活動や楽しく学べる体操教室の開催などにより、住民が自ら参加し、健康増進活動ができるよう施策を検討すべきである。

在宅介護について、医療機関・行政・地域が一体となった支援体制の構築を検討すべきである。介護にあたる家族も含めた世帯全体に対し、きめ細かな見守りと健康状態の把握が重要であり、それらの情報の共有と迅速な対応ができる体制作りを検討すべきである。

その際、中心になるべきは保健師であると思われ、今後、より充実した高齢者福祉や健康寿命の延伸に対応した行政の基盤強化をすべきである。

ロ 第3次総合計画での取り組み

2025年にピークを迎える高齢化率に備え、包括支援センターの充実に向け、専門的な職種の人も含め今から準備に余念がない。まずは高齢者を孤独にさせない施策が各団体、組織で連携し情報を共有しながら進められている。

ハ 成果と課題

介護では施設の整備率も居宅介護も他市町より先行しているが、介護家庭への一層の支援充実が求められている。

ニ 今後の取り組みについて

老後に不安を覚えない施策を充実させるべきであり、健康長寿の推進と併せて地域、行政が一体となり、より広範なボランティア活動の支援を充実すべきである。

(3) 農業振興策について

イ 提言事項

産業を維持・発展させるには、時代に合った変革を恐れてはならず、農業であっても同じことが言え、今がその時期にあると考えられる。

国の政策に振り回されることなく、本町にマッチした政策について、町が町民と一緒に次時代の農業戦略を打ち出し、主体性を持って国のメニューを使っていく政策を考えるべきである。

本町において、農業は基幹産業としての経済的な面のみならず、農業者が地域づくりに大きな役割を担っていることから、今後の農業振興策には、戦略的農業と地域づくり農業の両面での政策を検討すべきである。

ロ 第3次総合計画での取り組み

町単独での米にこだわった新たな「瑞穂の郷づくり」事業の取り組みや、住民向けに記念米を贈呈するなど新たな事業が展開されている。

ハ 成果と課題

町の基幹産業であるとの認識のもとに、付加価値をつける米の有利販売に向け、引き続き努力すべきである。適地適作の米を基軸にした経営を支援すべきである。近年大きな金額となっている「ふるさと応援寄附金」の返礼品に組み込まれ、その影響は大きい。

ニ 今後の取り組みについて

米を取り巻く環境はさらに厳しさを増すものと思われる。平成30年度からの自主減反、農協改革が大詰めを迎えている。TPP 審議交渉の結果次第では大変革が予想される。農業者や農業団体が共有意識を持って、日本の食糧基地としての使命を果たすべく、経営感覚を養いコスト意識を高めていく環境づくりが必要である。

(4) かわまちづくり事業の進め方について

イ 提言事項

かわまちづくり事業は赤川河川緑地整備による良好な水辺空間の形成と、“にぎわい”のある親水空間の創出により、本町の交流人口の拡大、観光振興と地域活性化に寄与するものと期待される。

今後、各施設の安全性・規模・事業費・管理方法などについて十分な検討を行いながら、本事業が町の観光拠点づくり、並びに町民の多様な活動の拠点づくりを目指し、地域の活性化につながるよう進めるべきである。

ロ 第3次総合計画での取り組み

国の敷地を使っての水辺空間の利用で、国の指定補助金を受けての事業が進められている。計画時から検討委員会を組織し、各種団体、組織等からも委員を募り、先進地研修を重ねているが、完成後の利活用に向けて利用団体や観光協会等の協議もされている。

ハ 成果と課題

国交省との連携について、十分な協議のうえ、基本設計、実施設計のもと着工されているが、当初の計画より遅れ気味である。完成後の維持管理についても課題の一つである。

ニ 今後の取り組みについて

水辺空間、親水空間を最大限に活かした河川公園に老若男女が集い、活気に満ちた公園となるよう町民と行政が積極的に関わり、交流人口の拡大や移住定住の促進につながるようすべきであり、安全な交流の場となるようすべきである。

また、事業推進においては、コスト削減に向け努めるべきである。

(5) 産業連携の推進について

イ 提言事項

産業連携に関して、情報の収集・一元化の共有が必要である。

キラリボシの作付拡大や、横浜等との交流の話し合いの場を広げつつ、企業への出品を促しながら、リーダーとなる個人・組織の育成を積極的に推進すべきである。

ロ 第3次総合計画での取り組み

キラリボシについても町単独での補助金の上乗せが図られ、面積拡大を目指している。

ハ 成果と課題

農商観工連携では、一部の品目に取り組みも見られたが、結果を残せなかった。

町の産業連携室も平成28年度よりは廃止され、その難しさを感じている。

ニ 今後の取り組みについて

拙速な対応ではなく、時間をかけ、長期的なスパンの中で有望な施策が打ち出された時に再検討すべきである。

(6) 認知症について

イ 提言事項

認知症の理解を深めてもらうために、広く町民に広報活動等で周知を図るとともに、相談窓口の体制機能の充実、整備が急がれる。

各町内会に広く新たに福祉相談員を配置し、身近な環境のもとに空き家利活用も含めたミニサロン（仮称：寄（よ）れ（れ）茶家（ちゃや））を設置運営すべきであり、介護支援事業での予算化が必要である。

また、健康マイレージ事業では、さらにボランティアも含めた三川町独自の対応の拡充が必要である。

ロ 第3次総合計画での取り組み

将来的には、多くの人が認知症になるといわれる中で、相談窓口の整備や至る所にお茶のみサロン等を設置し、情報を共有、相談体制の充実や見守り等の強化に努めている。

ハ 成果と課題

相談窓口体制の充実と見守り等の体制も徐々に上向いている。包括支援センターの増員と専門職の配置もなされ、従来より機能がアップしている。

また、マイチャレのポイント加算できる事業もいろいろと増やしており、健康増進につながるよう努めている。

ニ 今後の取り組みについて

認知症に対する理解を深めるためにも、機会あるごとにPRを強化すべきである。認知症になった時には、周囲にも助けを求めるべきであり、住民、地域、行政が一体となって支援すべきである。

○議長（成田光雄議員） 続いて、広報常任委員会委員長の報告を求めます。8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員）

平成28年12月6日

三川町議会

議長 成田光雄 殿

三川町議会広報常任委員会

委員長 梅津 博

所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

別 紙

1. 調査事件 閉会中の所管事務調査

2. 調査目的

町民一人ひとりが、豊かで幸福な生活を営むことができる地域社会の実現と町民参画を進める上で広聴・広報活動は重要である。このため、町民の議会活動に参加する機会の確保と広報紙を通じた情報提供を積極的に行い調査・検証することで、常任委員会の活性化と充実を図る。

3. 調査事項

- (1) 広聴・広報活動の充実について
- (2) わかりやすい広報紙作りについて

4. 調査経過

- (1) 広聴・広報活動の充実について

イ 議員と語る会

平成27年11月18日(水)・19日(木)・20日(金) 3地区開催

平成28年11月16日(水)・17日(木)・18日(金) 3地区開催

ロ 各種団体との懇談会

平成27年10月16日(金) 商工会役員との懇談会

平成27年10月28日(水) 農政懇談会

平成27年12月 4日(金) 町内会長との懇談会

平成28年10月14日(金) 商工会役員との懇談会

平成28年10月26日(水) 農政懇談会

平成28年12月 2日(金) 町内会長との懇談会

ハ 小学生・中学生との懇談会

平成27年 9月17日(木) 小学生との議場懇談会

平成27年10月13日(火) 中学生との議場懇談会

平成28年 9月21日(水) 小学生との議場懇談会

平成28年10月12日(水) 中学生との議場懇談会

- (2) わかりやすい広報紙作りについて

イ 広報研修会参加

平成27年5月22日(金) 於山形市

- 平成28年5月25日(水) 於山形市
- ロ 広報活動先進地視察研修
- 平成27年6月24日(水)～25日(木) 宮城県川崎町議会、丸森町議会
- 平成28年6月29日(水)～30日(木) 山形県川西町議会・新潟県聖籠町議会

5. 調査結果

(1) 広聴・広報活動の充実について

イ 議員と語る会

<結果と所見>

- (イ) 3地区の各町内会において持ち回りで開催し、それぞれの町内会の各種団体への呼びかけ等を通じて多くの参加者を得ることができた。
- (ロ) 「議会報告会」から「議員と語る会」に名称を変更、報告内容を簡潔化し、話し合いのテーマを設定して、町民からの意見が多く出るように配慮した。
- 今後、更に多くの参加者が得られるよう、また意見や要望を町の施策に反映させることができるよう、検討すべきと判断した。

ロ 各種団体との懇談会

<結果と所見>

- (イ) 講師による講演や、先進地視察等を新たに実施し、意見交換しやすい環境づくりに配慮した。
- (ロ) 各種団体における課題は年々変化するものであり、議会としても柔軟に対応する必要がある。引き続き継続して実施すべきものと判断した。

ハ 小学生・中学生との懇談会

<結果と所見>

- (イ) 小学生との懇談会では、児童同士の意見交換を主体に行い、活発な話し合いができた。
- 中学生からは、町のにぎわいを求める意見等が多くでて、まちづくりに関する課題等について意見交換できた。
- (ロ) 小・中学生の身近な課題を認識することができた。
- 議会活動に対し、小・中学生が理解を深めることができ、有意義だった。
- 今後も引き続き継続して行うべきと判断した。

(2) わかりやすい広報紙作りについて

イ 広報研修会参加

ロ 広報活動先進地視察研修

<結果と所見>

- (イ) 研修会や先進地視察研修を通じて、「わかりやすく」、「読んでもらえ

る」広報紙作りを目指し編集技術の向上に努めた。

平成27年度山形県町村議会広報コンクールにおいて、No.130号が入選し一定の評価をいただいた。

(ロ) 広報の編集においては、更にレベルの向上を目指し、今後とも改善を続ける必要がある。

○議長（成田光雄議員） 次に、議会運営委員会報告を行います。
議会運営委員会委員長の報告を求めます。7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員）

平成28年12月6日

三川町議会

議長 成田光雄 殿

三川町議会運営委員会

委員長 小林茂吉

所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

別紙

1. 調査事件 閉会中の所管事務調査

2. 調査目的

開かれた円滑な議会運営に資するため、議会活性化の調査・検証を積極的に行い、委員会活動の充実を図る。

3. 調査事項

(1) 開かれた円滑な議会運営について

4. 調査経過

(1) 議会定例会の反省検討

イ 期 日 平成27年3月19日(木)

場 所	三川町役場
ロ 期 日	平成27年6月8日(月)
場 所	三川町役場
ハ 期 日	平成27年9月14日(月)
場 所	三川町役場
ニ 期 日	平成27年12月11日(金)
場 所	三川町役場
ホ 期 日	平成28年3月18日(金)
場 所	三川町役場
ヘ 期 日	平成28年6月10日(金)
場 所	三川町役場
ト 期 日	平成28年9月13日(火)
場 所	三川町役場

(2) 視察研修

イ 期 日	平成27年6月25日(木)
場 所	宮城県丸森町議会
研修内容	議会活性化への取り組みについて、議会運営について
ロ 期 日	平成28年6月29日(水)
場 所	山形県川西町議会
研修内容	議会運営について

5. 調査結果

当委員会は、議会は言論の府であるということから、当然にできる発言の区分（質疑と質問）に反省検討を行っている。疑問点と自己の意見を述べる質問と疑問点だけしか述べることのできない質疑の相違を確認した。

また、一般質問通告書は、質問と答弁を的確に行わせること、議事運営を能率的に行わせること等を目的として設けられていることから、漠然とした内容や項目程度を列挙したものは「質問の要旨」と言えず、質問と答弁の相互交流が期待できないことから、議員は調査研究と周到な準備を行い、明快な質問内容に留意するとした。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、「諸般報告」を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 次に、日程第4から日程第8まで、以上5件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4から日程第8まで、以上5件を一括議題とすることに決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第4、議第65号「平成28年度三川町一般会計補正予算（第

3号)」、日程第5、議第66号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、日程第6、議第67号「平成28年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、日程第7、議第68号「平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」、日程第8、議第69号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」、以上5件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました、議第65号「平成28年度三川町一般会計補正予算(第3号)」、議第66号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、議第67号「平成28年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、議第68号「平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」、議第69号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」、以上5件について提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、又は財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

初めに、議第65号「平成28年度三川町一般会計補正予算(第3号)」であります。既定の歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ6,988万1,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を49億1,412万6,000円といたすものであります。

まず、歳出について、その主なものを申し上げますと、職員の異動及び給与改定に伴う職員の給料・手当・共済費にかかる人件費関係について精査をいたし、各款にわたり所要の補正をいたすものであります。

次に、1款議会費については、議員手当を追加補正いたすものであり、2款総務費については、一般管理費における臨時・嘱託職員に係る賃金等を追加補正いたすものであります。

3款民生費については、社会福祉総務費における灯油購入費助成事業助成金、社会福祉協議会補助金、及び介護保険特別会計繰出金、障害者福祉費における調査員謝礼等、福祉医療費における子育て支援医療扶助費等、臨時福祉給付金等給付費における臨時福祉給付金等、さらに、保育園費における保育委託料及び過年度子ども・子育て支援交付金国返還金等を追加補正いたすものであります。

4款衛生費については、保健衛生総務費における骨髓移植ドナー助成金、保健活動費における母子保健事業精密検診・妊婦健康診査委託料、塵埃処理費における廃棄物処理業務委託料を追加補正いたすものであります。

6款農林水産業費については、農業振興費における担い手確保・経営強化支援事業費補助金、農政対策費におけるリーディングファーマーズ銀行事業費補助金、及び人・農地プラン推進事業に係る機構集積協力金をそれぞれ追加補正いたすとともに、農村総合整備事業費における農業集落排水事業特別会計繰出金を減額補正いたすものであります。

7款商工費については、商工振興費における山形県若者定着支援基金出損金を追加補正するとともに、いろり火の里施設費における設計監理委託料を減額補正いたすものであります。

す。

8 款土木費については、道路維持費、及び除雪対策費における臨時雇上賃金等を追加補正するとともに、下水道費における下水道事業特別会計繰出金を減額補正いたすものであります。さらに、住宅管理費においては住宅リフォーム支援、住宅取得支援、太陽光発電システム普及促進、及び移住定住促進事業に係る補助金をそれぞれ追加補正いたすものであります。

9 款消防費については、昨年度の常備消防事務委託料の精算に伴い減額補正いたすものであります。

10 款教育費については、事務局費における外国語活動推進事業に係る英語指導助手給料等、学校管理費における小学校に係る工事請負費等、教育振興費における県大会以上出場選手派遣費助成金、さらに、体育施設費における修繕料を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、13 款国庫支出金、14 款県支出金、17 款繰入金、18 款繰越金について、所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第 66 号「平成 28 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

まず、歳出について、その主なものを申し上げますと、2 款保険給付費について、一般分、及び退職者等分高額療養費、7 款共同事業拠出金について、高額医療費共同事業拠出金、11 款諸支出金について、国庫支出金等返納金をそれぞれ追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、4 款療養給付費等交付金、7 款共同事業交付金、10 款繰越金について、所要額を計上いたしたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,746 万 4,000 円を追加し、補正後の予算総額を 8 億 1,049 万 6,000 円といたすものであります。

続きまして、議第 67 号「平成 28 年度三川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1 款総務費について、平成 29 年度から施行される「介護予防・日常生活支援総合事業」に係る介護保険システム改修業務委託料を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、3 款国庫支出金、7 款繰入金について、所要額を計上いたしたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 185 万 8,000 円を追加し、補正後の予算総額を 8 億 9,893 万 2,000 円といたすものであります。

続きまして、議第 68 号「平成 28 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1 款総務費について、職員の異動、及び給与改定に伴う人件費について精査をいたし減額補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、3 款繰入金について、一般会計繰入金を減額補正いたすものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114万6,000円減額し、補正後の予算総額を1億5,225万4,000円といたすものであります。

続きまして、議第69号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

まず、歳出であります。1款総務費、及び2款事業費について、職員の異動、及び給与改定に伴う人件費等について精査をいたし減額、及び追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、4款繰入金について、一般会計繰入金を減額補正いたすものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71万5,000円減額し、補正後の予算総額を3億4,902万1,000円といたすものであります。

以上、議第65号から議第69号まで、一括してご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ審議の過程で所管の課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 私から2点お聞きいたしたいと思います。

まず初めに、11ページの商工費で商工振興費であります。若者定着奨学金返還支援事業ということで、当初の予算にはなかったかというふうに思いますので、この事業の中身、どんなものなのか詳しく教えてください。

続きましては、その次の12ページで、消防費の常備消防費ということで、常備消防事務委託料が減額になったということで、これ、中身的には今回特別何かあって減額したのか、これからも続けて、なお低く抑えられていくのか、この中身を教えてください。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 若者定着奨学金返還支援事業、山形県若者定着奨学金返還支援事業の出捐金の関係でございますが、本事業につきましては、本年度山形県が、県及び市町村の将来の担い手となる大学生等の県内市町村への回帰と定着を目的にした事業になってございます。それを支援するために、貸与を受けている奨学金に対して、その返済を支援する制度としてこの事業が実施することになりました。

この事業につきましては、本町を含めた県内全市町村が参画することとなったところであり、本件に係る本年度分のいわゆる支援金部分、分担するお金を県の設置した基金に出捐するというので、今回補正をお願いしたものになってございます。

具体的な項目としましては、対象は県から示されて、今現在、三川町の場合11名になります。この11名の方が最終的に支援の諸要件をクリアした場合に、支援基準額、今現在は月額2万6,000円に対して奨学金の貸与を受けた月数を掛けたもの、例えば、対象となる学生についてはいろいろ条件が異なりますが、一例を言えば、4年制大学に進学した場合について、卒業後6ヶ月の間に地元に住居をし、就職をすると。さらには、その就職した企業に3ヵ年勤務するという条件をクリアしたときに初めてその支援金が支払われるということで

ございます。したがって、年数的には4年プラス3年、最短7年、その要件を満たした後に支援されると。

なお、その支援金については、奨学生本人ではなくて、その奨学金を支出した、貸与した奨学金の、例えば日本学生支援機構ですとか、そういったところが支援の先になるところでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 常備消防事務委託料に係るご質問でございますが、この減額につきましては、まずは例年減額になることが多い項目になっております。

この常備消防に係る委託料の予算計上、また、その後の執行に関しましては、まずは今回の場合、平成27年度の常備消防に係る費用の精算に係る減額でございますが、当初予算を計上する場合においては、平成27年度の鶴岡市の常備消防に係る経費の当初予算額を計上いたします。その後、27年度におきまして、様々な事業を執行していくわけでございますが、例えば一例を申し上げますと、27年度におきましては、備品購入費ということで、高規格救急車、消防ポンプ車等を購入しているところでございます。

これについて、当初予算には見積額を計上いたすわけですが、入札等を執行した場合において、予算を下回る額での執行となることが多いことから、決算においては必要額が減少したというような決算が出ます。その減少した決算により精算することから、三川町としての負担額も減る傾向にある、減ることが多い。こういうことから、平成27年度におきましても886万6,000円の減額という結果になった、こういうことでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 消防事務委託料の方は多めに予算、多めというか、とっておいて、終わった後に精査して、その差額ということで減る、多めにあってあるので決算のときは減るということですので、分かりました。

それで、初めに聞いた若者定着奨学金ですけれども、これは毎年、今年から初めて行ったのか。それと、本町で11名がいるということでありましたけれども、これは山形県の事業でありますので、その方が、学生が三川町に就職しなくとも、山形県内の企業に3年間勤めればいいのか、または三川町に勤めなければ……、この辺の方はどうなのか、山形県なのか。

それから、本町で行っています独自の奨学金もあるわけですが、その辺との兼ね合いというか、とり合いといいますか、その辺はどんなふうになっているのかお知らせください。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） まず1点目でございますが、この事業、本年度からということでしたが、県としては基金の設置は28年の2月にしております。それからスタートしまして、実際に今対象者を、候補者を選定するというようなことについては、28年度からスタートということになります。

それから、11名について、最終的に、要件の一つである就職先が本町でなければならな

いのか、県内でいいのかということですが、これについては、就職先は県内であればよろしいということです。いわゆる通える範囲内で就業してもらうということになります。

最後の3点目ですが、本町と奨学金とのかかわり合いということでした。実はこの事業につきましては、二つほどさらに細かな仕組みがございます。一つが地方創生枠というものでございます。これにつきましては、実は対象が三川町1名でございますが、これは日本学生支援機構のいわゆる一種、無利子奨学金の貸与を受けた方が対象です。もう一つが、町の三川町育英奨学資金の貸与を受けた方ということで、その条件でここが10名、今年度については10名ということになりますので、三川町の奨学金資金を受けた方も、一例でございますが、最短7年後に、要件を備えれば、その奨学金が返済が減免されるということで、負担が減るといような状況になります。以上です。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私の方からは2点ほど質問します。

1点目は、7ページの三川町灯油購入費助成事業ということで、タイムリーにまた助成事業ということで、この中の、125万ということで、支給人数はどのぐらいかということと、それから、支給対象者はどういう方々が支給されるのかということと、それと、支給日というか、いつからいつまでになるかということをお聞きしたいと思います。

それと、9ページにあります廃棄物処理事業ということで378万2,000円ということで、これが歳出されているということで、その、なぜ歳出されたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 灯油購入費の助成事業につきましては、基本的に住民税の非課税世帯を対象にするという考え方で、これからその対象者と思われる方々に対してご案内を差し上げるという予定であります。今のところ、見込みとしましては、250件を見込んでおるところでございます。

基本的に、手続が完了次第、1件当たり5,000円を交付させていただくという考えであります。早ければ年明けから、年度内には完結したいという考えであります。

○議長（成田光雄議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） 今回追加をお願いしております378万2,000円につきましては、鶴岡市にごみ処理委託料として支払っているものでございまして、平成27年度の決算による確定金額が出ましたので、その追加分を含めて、不足分378万2,000円を補正要求をお願いしたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 灯油助成については本当にタイムリーなことで、本当に年末の中では大変喜ばれる形になると思います。

あと、今、ごみの方が鶴岡市の委託の関係で増えたということなんですが、ごみ問題といえますか、ごみ出しのことを関連して質問したいと思うんですが、今は冬季になって、特に

豊秋団地とか青山町内会とか瀧団地にごみ置き場があるんですが、ひとり暮らしの高齢者がなかなかごみ出しが大変だということで、箇所を増やしてほしいという声が聞かれているんですが、このことについてお聞きというか、質問したいと思いますが、これは難しいでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 議題外です。

○5番（田中 晃議員） 以上です。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） それでは、私の方から、一般会計の資料7ページ、先程若干説明がありましたけれども、3款の民生費の社会福祉法人等支援事業、社会福祉協議会の補助金なんです。当初1,200万ほどの計上だったわけですが、これに400万ほど今回追加ということなので、調査員の謝礼という説明もありましたけれども、もう少し内容について説明いただきたいと思います。418万5,000円、この部分です。

それから、次が9ページ、4款衛生費。今回、保健衛生総務費の中で、骨髄移植ドナー助成金ということで14万計上になっております。国県の補助を受けながら、骨髄移植に協力される方に対する助成金ということでございますけれども、この助成金という形、意味合いと申しますか、どういった意味合いなのか。順調に移植後のドナーの方々、移植協力される方が回復されればいいわけですが、その後様々な事故等もあるように伺っております。そういった保障等も勘案したような中身なのか、その点、説明いただきたいと思います。

それから、先程同僚議員からもありました11ページの若者定着奨学金返還支援事業、出捐金でありますので、この原資というものが基金という形になって、その果実を運用するというような内容なのかどうか、その辺の確認。

今年からやるということですが、何年ぐらいの継続期間の中でこの事業を運営しようとしているのか。国の動きもあるようですが、それに先立っての県のこういった動き、大変結構だと思いますけれども、町の負担も非常に多いように感じますし、今後の見通しについて伺いたいと思います。

それから13ページ、10款の教育費の関係で、小学校管理費に1,200万ほど工事請負費が追加計上になっております。この内容について伺いたいと思います。

それから、16ページの給与明細書の関係でございます。今回給与改定ということで、条例等については最終日、審議なされるわけでございますけれども、今回出てきたこの一覧表に関して、16ページの中ほどの右側、時間外勤務手当、この件について、数字的なものが結構大きいものですから伺いたいと。

要するに、補正前では時間外勤務手当が1,100万ほどだったわけですが、今回790万、7割ぐらい増加した形で計上する、補正するということですので、この辺の内容について伺いたいと思います。以上です。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時29分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時50分)

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） まず1点目の3款民生費、社会福祉費の中の社会福祉総務費におけます社会福祉協議会への補助金についての増額分でございますが、これにつきましては、職員を1名増員したということが大きな要因となっております。

28年度の当初予算を編成する際におきましては、27年度の職員体制という状態で予算計上いたしたところでございますが、年度末におきまして1名採用試験を実施した結果、採用することができまして、28年度実質的に1名増員になったということから、その人件費等について町でも負担をさせていただくというものでございます。基本的には、人件費につきましても、町の負担割合が80%、また、社会福祉協議会が残り20%を負担するという負担割合になってございます。

次に、2点目のご質問ありました4款衛生費、保健衛生費の中の骨髓移植ドナー助成金14万を補正させていただいた内容でございますが、これにつきましては、県からの補助をいただきながら実施するものでございます。

先程ご質問にありましており、この骨髓移植ドナーを登録、提供いただくという場合においては、事前に健康診断のための通院、また、ドナーご自分の血液の貯血のための通院、そして、対応できるといった場合においては、骨髓提供のための基本的には3泊4日の入院が必要というような、非常に時間と労力を要する事業ということになってございます。

今回の助成事業の対象といたしましては、これら骨髓の提供を行うために、休暇制度が導入されていない事業所にお勤めの方々を対象にさせていただくという考え方でございまして、1日当たり2万円の7日分をとりあえず1人分ということで補正をお願いした内容でございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 若者定着奨学金返還支援事業、この出捐金の基金についてのかかわりでございますが、これについては果実の分与ではなくて、取り崩し型になってございます。ですので、支援が確定した場合については、その金額が基金から取り崩されて支払われるという形になります。

それから、この事業、32年度の最終候補者の確定ということになってございますので、それまでは毎年度支援候補者が出てまいります。本年度については11名ということで、実は初年度なものですから、在学中の方も、学生も対象になっておる関係から、11名と多くなっております。

ただ、来年度以降については、今現在確定ではございませんが、6名というような形で考えておりますので、本年度の出捐金が約650万円ということで考えておりますので、6人、6人、6人と、最終的には35人ほど想定できますが、それにかかわる出捐金が1,850万円ほどになるかと思っております。確定ではございませんが、なるかと思っております。したがって、これについて、支援が決定した方について、先程言ったとおり取り崩していくということでございます。

なお、要件がそろわずに、対象候補にはなったけれども支援にならないという部分につ

いても出てくると思っておりますが、これについては、県の説明の中では、使わなかった部分については町に戻す、返金されるということでございました。

なお、この出捐金につきましては、1/2の特別交付税の算入対象となっております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 13ページの小学校管理費、工事請負費に関するご質問でございました。

これにつきましては、横山小学校において、来年度入学する予定の1年生、普通学級に入学する児童ですが、35人を超える見込みであります。1学級の基準が35人となっておりますので、36人目以降については2学級になる関係で、1年生が2クラスになります。そうした場合、現在の横山小学校の教室では教室が足りないこととなりますことから、3階にあります教材室、理科準備室を、隣接しているんですけども、壁を取り払いまして、一つの学級として改造いたします。

また、特別支援学級につきましても、現在、知的と情緒のそれぞれ障害を抱えるお子さんの特別支援学校がございますが、新たに入学される児童で身体に障害を抱えるお子さんがいらっしゃると思いますので、この支援学級も新たに設置することになります。こちらについては、1階にあります畳の部屋なんですけども、相談室を改造いたしまして特別支援の学級として使うこととしております。

今申し上げましたとおり、新たに二つの教室を作る必要があることから、今回工事請負費を補正予算要求させていただいたものでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 時間外勤務手当に関するご質問でございますが、ご質問のとおり、給与費明細書におきまして示しておりますとおり、時間外勤務手当は798万6,000円追加補正させていただくものでございます。これにつきましては、毎年度当初予算におきましては、時間外勤務手当を給料月額総額の2%という形で各款に、職員のいる款項目に計上させていただいているところでございます。

そして、この12月補正の額についてでございますが、毎年11月に精査を行い、11月から3月までの5ヵ月間分の時間外勤務手当というものを各課から見込んでいただいて、補正額ということで計上しているものでございまして、昨年度、平成27年度におきましては、808万8,000円を追加させていただいております。

この12月補正の段階におきまして、給料月額に占める時間外勤務手当の割合でございますが、平成26年度には4.4%、平成27年度には4.3%、平成28年度、今年度においても4.3%となっております。状況としては例年と同様のものとなっております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 今の説明で大体理解いたしました。

それで、もう1点だけ、若者定着奨学金の支援事業の関係です。今の説明ですと、今後、

三川町の対象者としては35人ほど出ると。1,850万の出捐金が予定されているということのようでございます。それで、使われなかった部分については返還されるということですが、この使われなかった部分というのは、県内に就職しなかった、あるいは3年以上継続して勤務できなかったということだと思わなければならない、その確認。

それから、三川町が、例えば三川町の出身者が県内に就職すると。例えば、県内の他町村からの出身者が三川町に就職すると、そういった相互のやりとり、これに関してはカウントしないというような原則のようにも思わなければならない、それでいいのか、そういう仕組みになっているのか。要するに、県内でフリーであると、県内の就職ということに関しては、出身がどこであろうと同じ対象であるという理解でいいのか、その辺、確認したいと思わす。

ただ、この出捐金の金額、例えば就職率というものがどういう計算でやっているのか、その辺も説明いただきたいですけれども、単純に、例えば今年度の11人の対象者、これを、例えば満額、2万6,000円の48ヵ月にしますと110万ほどになるわけでございます。そういったことからすれば、この金額では6割程度が就職するという見込みなのかどうか、その辺の数字の算出の根拠についてももう少し伺いたいと思わす。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） まず第1点目の、要件を満たす、いわゆる支払いが、支援要件を満たさない、結果として支払わなかったという部分でございますが、おっしゃるとおり、まず一つが県内の高校を卒業した方で、一つが日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受けた方が、卒業後6ヵ月以内に県内もしくは申請した町内で居住、就業し、引き続き3年間経過した者に対して支払われる。言い換えれば、その要件を満たさない方については満額支払いができないということでございますので、かなり要件的には、7年後の判断でございますので、満たす方が、満たさない場合もかなり考えられるというような状況にあります。

それから、三川町出身の方が県内の企業等に就職する、これについては要件を満たすということになりますので、想定された支援金満額が支払われるということになりますし、逆に、町外の方が三川の企業に勤められるというようなことであれば、たぶんその方は町外に申請をしているという状況があるかと思わす。そうなります。

したがって、そうした場合については、実は支援金の半分が県が支出します。残りの半分がその該当市町村という形で、県と市町村が折半をして、結果、奨学金の1/2を支援するというような中身になってございますので、今言った町外の方は三川だということになりますと、町外で申請していますので、さらに1/2、県が負担する部分のみその方に支援されるというような形になります。

それから、今現在、今年度補正をお願いしています650万円というのは、11名の方が全員要件を満たして地元に住居し、就職される方を想定した金額になってございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 初めに、11ページの除雪対策費であります。臨時雇用と委託料、増えておりますので、除雪距離が、該当の道路等が延びたのか、そして、除雪機への乗車人数が複数ということで増えたのか、その辺、伺いたいと思います。

続いて、12ページの土木費の住まいづくり支援事業であります。大変明るい話題でありまして、近々の調査の結果によれば、山形県で天童市と三川町だけが人口が増えて、この間、9人と9世帯が増えたということでありました。そういうことも絡めながら、こういうリフォーム、住宅取得、あるいは移住定住促進等で補正が出たのではないかと思います。これらの件数等をお知らせ願いたいと思います。

続きまして、13ページの中学生の県大会以上の派遣助成であります。これも明るい話題と思われませんが、どういう競技、あるいは団体、個人等をお知らせ願いたいと思います。

あと、先程から同僚議員が伺っております奨学金であります。今の質疑の中で、私、うがった考えであります。例えば県内の企業に就職して、グローバル化の時代でありますので、その人が海外あるいは県外に住宅を構えた場合は該当になるのか、ならないのか。

要は、この目的は、県内の定住促進のための事業と私は理解しておりますけれども、そうならば、いくら県内の、例えば大きい企業等勤めた場合、県外に派遣、国外に派遣となれば、県内に住所を有しなくなるわけでありまして、そういうことの想定等が入っているのか伺いたいと思います。

次に、介護保険特別会計の方で4ページ、システム改修業務委託料であります。これは、項目等が増えたために今回補正に載ってきたのか伺いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 11ページの除雪対策費の中の臨時雇上賃金、それから除雪作業委託料の今回の計上額でございますけれども、これにつきましては、延長の変更、それから乗車人数等の変更等は大きな変更はございません。

今回の増額要因といたしましては、本町のオペレーター関係の賃金につきましては、山形県の土木関係設計単価における労務単価、特殊運転手の労務単価を基準として本町の賃金を定めております。その賃金単価が、10月1日において約8%弱くらいの引き上げが行われたところであります。したがって、本町におきましても、オペレーター等の賃金単価をそれにスライドしてといたしますか、そういった引き上げに準じて改定を行うものでございます。

同じく作業委託料につきましても、全面機械委託の場合ですけれども、機械等の損料もこの中に含まれていますが、やはりこの賃金単価も中に含まれておりますので、その賃金単価等の引き上げに伴って、こちらの方も増額要因となったところであります。以上でございます。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） ご質問の住まいづくり支援事業及び移住定住促進事業についてでございますけれども、現在、非常に申請件数が多く、ほぼ当初予算額に近づいているところでございます。したがって、今後の申請件数を推計いたしまして、補正をお願い

いしている内容でございます。

住宅リフォーム支援事業補助金につきましては、当初予算560万に対しまして、320万の追加をお願いしてございます。これにつきましては、申請件数ごとに申請額がまちまちになってございますので、今後、約16件ぐらいの申請があるだろうということで推計をしてございます。

それから、住宅取得支援事業につきましては、当初630万の予算に対しまして、340万の追加をお願いしているところでございますけれども、今後も建売住宅の取得とか中古住宅の取得を想定いたしまして、約8件ぐらいの申請があるのかなということで推計をしたところでございます。

それから、太陽光発電につきましても、100万の追加ということで、当初100万を合わせまして200万ということで、これにつきましては、追加分で約9件を見込んでございます。

それから、移住定住促進事業の補助金でございすけれども、これについても、建て売りとか中古住宅の取得による転入を見込みまして、これに関しては、約4件ぐらいの今後の申請を見込んでございます。

ただ、平成28年度から、移住定住促進事業につきましては、一律20万に加えまして、若者世代の移住ということで30万の加算がございす。こういったことで、約4件ぐらいの申請が見込まれるということで補正をお願いした内容になってございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 13ページ、中学校教育振興費、県大会以上出場選手の助成金でございすけれども、これにつきましては、全国大会に出場しました柔道の団体、それから鶴岡・田川地区新人戦を勝ち抜いて県北大会に出場した団体、個人の種目、さらには吹奏楽のアンサンブルコンテストに対する助成金でございす。以上です。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 若者定着奨学金返還支援事業の関係でございすが、目的が県内市町村への回帰及び定着ということでございすので、ご質問にあった、例えば県内の企業等に就職された方であっても、県外に居住するといった場合について、もしくは海外に居住するといった場合については対象外となります。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 介護保険特別会計に關します補正の内容でございすが、中身としましては、介護保険システムの改修業務委託料、現行で使っております介護保険を運営する際の電算システムについて、法令等の改正に伴って一部システム改修を行うというものでございすけれども、具体的には、28年9月14日付で公布されました介護保険法施行令の一部改正に伴ってのシステム改修でございす。

その中身といたしましては、現在、介護保険料を第1段階から第9段階まで、それぞれの世帯の所得の状況によって毎年度の介護保険料を頂戴しているわけですが、特に低所得階層に当たります第1段階から第5段階までの所得額の算定方法について制度改正がなされたということから、今般システム改修を行うというものでございす。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 土木費の住まいづくり支援事業、当初予算より増えて、おそらくこのままでいけば不足するというので、予測で今回補正をお願いしているという理解をしましたけれども、こういうのもいろいろ住宅開発等、三川の企業進出を、あるいは増築等によって増える可能性の予測、私は先程言ったとおり、人口が9人増えて世帯が9増えるということは、独身の人が移住しているのではないかと単純計算で思ったものですから、やはりそういうところの、今までは、世帯が増えるということは家族が増える、家族が2、3人、三川に増えるという予測でしていただきましたけれども、こういう独身が世帯を構えるという状況の環境も予測して、こういう補正を組もうとしているのか、伺いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） 移住定住等の住まいづくり支援事業、移住定住促進事業についてのお話が今ありましたように、結果的には9世帯増えて9人増というお話でしたけれども、実際の申請の内容を見ておきますと、独身の方で住まいを新たに購入されるという方は、今までの例を見ますとまれかと。大概やはりご夫婦と子ども1人とか、そういった世帯の申請が多くなってございます。

結局全体での話ですので、既存のお住まいの方の世帯人数が減っている部分もあって、そういったトータルの数字になっているのかと推測をしているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） 8ページの臨時福祉給付金975万円の内容を伺います。

それから、10ページ、人・農地プラン推進事業の機構集積協力金158万9,000円とありますが、この内容をお聞かせください。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） このたび、また改めて追加で補正をお願いいたします臨時福祉給付事業でございますが、ご存知のとおり、27年度からの繰り越し事業というものがございまして、また、28年度当初予算に計上した臨時福祉給付金もございました。今回は第3段階目というようなことで、経済対策分ということから、1人当たり1万5,000円の臨時福祉給付金を給付するというものでございます。

対象者といたしましては、これまで同様、住民税等の非課税者に対して給付するというものでございまして、基本的な考え方としましては、現時点から30年の春までの消費税アップ分に対する経済対策費ということでの臨時福祉給付金でございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 人・農地プラン推進事業費158万9,000円の増額の補正のお願いでございますが、内容的には、機構集積協力金として、いわゆる担い手、農地集積を進めるために経営転換協力金を支払うということで進めておりますが、当初よりその件数等が増えまして、最終的には16件、面積的には32.19ha、所要の協力金の基準額を加味しましたところ、658万9,000円というふうになりました。これに対して、当初予算に対する不足額を増額補正をお願いしているものです。以上です。

- 議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。
- 3 番（佐藤正治議員） 今の人・農地プランの不足の分、158万9,000円とありますが、それらは委託を受けた人に給付になるのですか。それとも任せられた人の方になるのか、少し伺います。
- 議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。
- 説明員（齋藤仁志産業振興課長） ただいまの質問でございますが、権利の移動ということになります。農地中間管理機構としまして利用権の設定がなされたものに対する協力金の支払いになります。以上です。
- 議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。
- 議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。
- 議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。
- 議 長（成田光雄議員） これから採決いたします。各会計補正予算5件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

最初に、議第65号「平成28年度三川町一般会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

- 議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第65号「平成28年度三川町一般会計補正予算（第3号）」の件は、原案のとおり可決されました。

- 議 長（成田光雄議員） 次に、議第66号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

- 議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第66号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件は、原案のとおり可決されました。

- 議 長（成田光雄議員） 次に、議第67号「平成28年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

- 議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第67号「平成28年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の件は、原案のとおり可決されました。

- 議 長（成田光雄議員） 次に、議第68号「平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第68号「平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 次に、議第69号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第69号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 次に、日程第9、請願第2号「30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる三川町農業再生協議会の機能発揮に関する件について請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。8番 梅津 博議員。

○8番(梅津 博議員) ただいま上程されました請願第2号について、趣旨を説明いたします。

この請願については、30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる三川町農業再生協議会の機能発揮に関する件についてであります。

平成25年12月に政府が決定した農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が作成する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体を中心となって需要に応じた生産に取り組むとの方向性が示されました。

しかし、具体的な仕組みや必要な関連施策等が明らかにされておらず、平成30年産以降の姿が見えないといった声や生産調整が不要となるといった誤解があり、生産現場には不安と動揺が広がっています。

米の需給と価格の安定は生産者、消費者双方にとって重要であり、平成30年産以降においても、行政の積極的な関与と指導のもと、すべての産地、生産者によるオール日本、山形、市町村で需給調整に取り組まなければなりません。そのためには、地域農業再生協議会が求められる機能を引き続き発揮していく必要があります。

つきましては、三川町農業再生協議会に係る十分な予算・要員等を確保するとともに、今後とも一部の生産者や団体のみではなく、すべての関係者の参画を促すよう働きかけをお願いするものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、採択なされるようお願い申し上げます。

○議長(成田光雄議員) 以上で請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第2号について、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限をつけることに決定したいと思っております。これにご異

議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は、明日中に審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

○議 長(成田光雄議員) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会いたします。

(午前11時27分)

平成28年第5回三川町議会定例会会議録

1. 平成28年12月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
齋藤茂義 環境整備主幹	本間明 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	高橋朋子 書記	吉田直樹 書記
五十嵐章浩 書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日 12月8日(木) 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問 5名

日程第 2 請願審査委員会報告(産業建設厚生常任委員会)
請願第2号 30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しに
かかる三川町農業再生協議会の機能発揮に関する件
について請願

○ 散 会

○議長（成田光雄議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（成田光雄議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は5名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条の規定により、答弁時間も含めて質問者1人につき1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔におのおのその要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、6番 町野昌弘議員、登壇願います。6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員）

1. 三川町の交流人口増加策について

1. いろり火の里にある「なの花温泉 田田」が老朽化に伴い、リニューアルに向けて今年度計画していますが、集客数を増やすには近隣施設との差別化が重要だと考えます。
町としての対応を伺います。

2. 本町で今年度から整備を進めている「かわまちづくり」事業で、完成後の利用者のターゲット目標と管理体制や維持経費について、町の考えを伺います。

3. 平成29年度、酒田港に大型クルーズ船が来ると聞いております。

庄内一丸となって観光客の誘致に取り組んでいくと思いますが、本町の対応はどうするのか伺います。

2. 安全安心の町づくりに 1. 安全で安心して暮らしていくために、町が行う事は多くある
について

と思えますが、まず一番に思いつくのは綺麗で明るい町に
することだと考えます。

綺麗な環境は、各町内会や団体が側溝掃除や草刈り等、町
民の協力もあり進んでいますが、明るいまちづくりは町内会
の努力にも限界があり、まだ夜間暗い場所が多く見受けられ
十分だとは思えません。

街路灯の設置基準や防犯灯について町の対応を伺います。

平成28年第5回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず初めに、三川町の交流人口増加策について伺います。

1番目に、いろり火の里にある「なの花温泉 田田」が老朽化に伴い、リニューアルに向
けて今年度計画していますが、集客数を増やすには近隣施設との差別化が重要だと考えます。
町としての対応を伺います。

2番目に、本町で今年度から整備を進めている「かわまちづくり」事業で、完成後の利用
者のターゲット目標と管理体制や維持経費について、町の考えを伺います。

3番目に、平成29年度、酒田港に大型クルーズ船が来ると聞いております。庄内一丸と
なって観光客の誘致に取り組んでいると思えますが、本町の対応はどうするのか伺います。

続きまして、安全安心のまちづくりについて伺います。

安全で安心して暮らしていくために、町が行うことは多くあると思えますが、まず1番目
に思いつくことは、きれいで明るい町にすることだと考えます。きれいな環境は、各町内会
や団体が側溝清掃や草刈り等、町民の協力もあり進んでいますが、明るいまちづくりは町内
会の努力にも限界があり、まだ夜暗い場所が多く見受けられ、十分だとは思えません。街路
灯の設置基準や防犯灯について、町の対応を伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

初めに、三川町の交流人口増加策に関する質問であります。1点目のいろり火の里施設
につきましては、なの花温泉「田田」が完成してから26年が経過し、また、宿泊施設「田
田の宿」、文化館「なの花ホール」及び物産館「マイデル」につきましても、建設から16
年以上経過しているところであります。

「いろり火の里」エリアの各施設につきましては、本町のにぎわいと交流、文化の発信拠
点として、さらには観光振興に大きな役割を果たす施設として、地域資源の掘り起こしとそ
の有効活用を図ってきたところであります。また、庄内の交流拠点として、そして、本町の
シンボリック施設として、町内外の多くの方々からご利用いただいているところであります。

今年度におきましては、なの花温泉「田田」を含めた当該エリア全体の長寿命化及びリ
ニューアルに向けた基礎的調査を行っているところであり、まずは施設・設備、温泉の配湯

管などの腐食や経年劣化などの実態を正確に把握するとともに、施設全体の長寿命化についても配慮した改修計画を基本に検討してまいりたいと考えております。

さらには、施設運営上の経営戦略といたしまして、なの花温泉「田田」や「田田の宿」等の施設利用者を対象としたアンケート調査等を行いながら、「いろり火の里」エリア全体の魅力アップに繋がる施設整備を推進し、さらなる賑わいの創出と集客力の向上による交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、かわまちづくり事業についてご答弁申し上げます。

本事業については、今後拡張整備を予定している赤川河川緑地ふれあい広場を都市公園として位置付け、近隣住民はもとより、町外からも広く利用していただけるような施設整備を目指しているところであります。

そのため、今日の健康志向に対応した魅力ある施設整備と併せ、各種観光施設やイベント等との連携も図りながら事業を推進していくこととしており、特にファミリー層をはじめ、ウォーキングや軽スポーツを楽しむ幅広い年齢層の方々の利用を想定し、交流人口の増加に繋がるよう計画を策定したところであります。

また、本施設につきましては、町が主体的に運営管理していくものでありますが、その維持管理経費につきましては、今後、かわまちづくり推進協議会など関係団体等の意見を踏まえ、将来の財政負担を極力抑えられる運営手法について検討してまいりたいと考えております。

次に、大型クルーズ船の酒田港来港に係る観光客の誘致についてのご質問であります。来年の8月に、山形県では初めて外国船籍の大型クルーズ船「コスタ・ネオロマンチカ号」が酒田港に寄港することになりました。これは、国・県、酒田市等を中心とした官民一体の組織「プロスパーポートさかた「ポートセールス協議会」」が誘致活動を精力的に展開してきた成果と承知しております。

本町も本年度よりこの協議会に参画しているところであり、今後はクルーズ船の受け入れのための港湾の整備をはじめとするハード面の整備や、輸送力の強化、おもてなし活動などのソフト面での活動の充実を、本協議会が中心となり推進していくこととなることから、本町も積極的な参画のもとに誘客に繋がるよう取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、安全安心の町づくりに関するご質問にお答えいたします。

初めに、防犯灯についてお答えいたしますが、本町におきましては、安全で明るい町づくり推進整備事業の一つとして、町内会等との連携により防犯灯の設置やLED化の促進に取り組んでいるところであります。この防犯灯について、新たな設置については町内会やPTAの要望等を受け対応しているところであり、その費用はすべて町が負担しているところであり、また、集落内に設置した防犯灯の維持管理については町内会が行うこととしており、LED化については補助金を交付するなど、その負担軽減を図っているところであります。

次に、街路灯について、ここでは道路照明灯として道路管理者が設置しているものについて

て申し上げますが、本町では、幹線町道等における事故防止の目的で設置しているところであり、交差点や見通しの悪い箇所など状況に応じて設置しているものであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） それでは、初めに交流人口の増加策のいろり火の里に関して再質問いたします。

ただいまの答弁においては、アンケートをとりながら、魅力あるリニューアルに向けて進めていくというふうなお話、答弁でありました。実際、そのとき、アンケートというのはどのような意見がなされたのか、まず初めにお聞きしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） アンケート等のどのような要望等があったかということでした。

道の駅として来客される方、マイデル、南側の施設の方から来客される方については、温泉の位置が分かりづらい、位置関係が分かりづらいというようなことで、分かりやすく、そういうサインといいますか、案内板を設置してほしいということの要望が多かったように思います。

それから、例えば田田の方ですと、施設の方の照明等が暗いのではないかとということで、明るくしてほしいという要望、施設全体が、先程町長の答弁にありましたとおり、26年、25年ということで経過しておりますので、そういった老朽化に関するもので、照明等、明るい施設にしてほしいという要望、それから、先程の施設の案内板の部分ですけれども、配置等、その辺を分かりやすく表示してほしいという要望、それから、なの花ホールを含めて、施設の劣化について要望に応える部分も多かったというふうに認識しているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） アンケートとしては、位置が分からないとか、今の施設が老朽化しているので新しくしてほしいというような、今の現状についての足りない部分みたいなところでアンケートにあったというふうに思われます。

それで、今、庄内にもいろんなところに温泉施設ができてまいりました。昨今は、鶴岡にあります温泉施設もやめる施設が一つ出てきたというふうに新聞報道で見えています。

今、温泉施設はあちこちにできていまして、本町の温泉施設、位置的なものもあって、それなりに認知はされておりますけれども、今、このリニューアルを機会に、差別化というか、よそにはない新しい魅力のあるものというものを、せっかくこの機会でありますので、その辺を盛り込んで、ますます利用拡大を図るべきかというふうに思いますけれども、その辺、リニューアルに向けた差別化、何か特徴のある温泉にしようというふうな考えはないんでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） リニューアルについて、差別化ということでした。

温泉は、庄内それぞれの市町村、ほぼ設置になっているということで、本町の温泉の利用、いろり火、ビジネス客中心の利用が多いわけですがけれども、温泉そのものの部分については、子どもの利用が数パーセント、2なり3%で、大人の利用がほぼ97%ぐらいでありますけれども、子どもからも多く来ていただきたいということで、先頃、ラコスの西側の緑地の部分に複合遊具ということで、木製遊具、さらに去年整備したシステム遊具と、今回ターザンロープとかチューブスライダーのある複合遊具を整備いたしましたけれども、早速天気のいい土曜日には利用していただいているということで、そういった遊具なんかも整備しながら、ターザンロープについても、県内ではあまり、内陸の方には一部あるようですけれども、庄内の方でも少ないというようなことを聞いておりますので、そういった遊具なり、整備が充実している施設も一つの目玉として考えていきたいということで思っているところでございます。

今後、まだ施設的な配置計画、実施計画、来年度、配管を含めた基本的な基本設計を踏まえて実施設計に入っていく際には、そういった施設の配置、全体計画を含めて、魅力的な、遊具の部分についてはまだ若干施設的なスペースもございますので、そういった部分、特に子どもに人気のある機関車とか、いろいろな遊具なんかも入れながら、スポーツ、それから合宿等、子どもたちが本町に訪れて楽しんでいただけるようなそういう施設、遊具、さらには、観光客、ビジネス客の利用アップのための、先程のかわまちづくりの部分もありましたので、かわまちづくりの方と連携した散策路を今後整備されるということで、国交省の方でも工事用道路を活用したそういう整備も行うということを知っておりますので、いろり火の里を出発点、もしくは終点にした周遊のフットパスのコース、そういった部分のいろいろな連携を、かわまちづくりとネットワークの部分で形成して、一体的なまちづくりの整備を図ってきたいということで考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員）いろり火の里、全体的には子どもたちを誘致する遊具ということで、いろり火全体的な構想としてはそういうふうな考えがあるということで理解していますし、いいことだというふうに思います。

それで、いろり火の里の中の温泉施設の温泉、やはり「田田」は温泉が売り物でありまして、メインが温泉でありますので、その温泉の施設の中に差別化を図る魅力的な施設が必要なのではないかというふうに思います。

先に、小学生と議会との懇談会の中でも、ウォータースライダーを作ってくれというふうなお話もされました。確かにウォータースライダーがあればいいんでしょうけれども、ウォータースライダーともなれば高さも必要でありますし、今の建物にはとても入らないというふうに思っております。全部建物すっかり、リニューアルでなくて建て直しをしなければならぬというふうなものでありますけれども、ただ、温泉の方も多少これから直していくのであれば、ウォータースライダーまでなくとも、ちょっとした滑り台みたいな、滝みたいなものがある施設がインターネットを調べると出てまいりました。

そんなところで、集客はビジネス客をメインにというふうな考えはありますけれども、日

中、日曜日とか普段の日、子どもたち連れでお風呂に行って和める施設というものは、本町にとって大切な施設、あればとてもいい施設だというふうに思いますけれども、その辺に向けての今後の取り組みについてお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 反問をお願いします。

○議長（成田光雄議員） ただいま町長より反問ということでございましたので、許します。

○説明員（阿部 誠町長） 町野議員からは、いろり火の里、特になの花温泉「田田」のリニューアルに関して、いろいろな利用者、あるいは今回、小学生との懇談という中において、小学生といういろいろな柔軟な視点での意見のもとに、これからのリニューアルに反映すべきというようなご質問でありました。

この中において、今、町のいろり火のリニューアル、特になの花温泉「田田」、「田田の宿」、さらにはなの花ホールというような施設のリニューアルということからすると、非常に、どのような形で進めるかということに関しましては、当然、そこには財政的な負担ということを考えていかなければならないということでもあります。特に、なの花温泉の「田田」も含め、指定管理者でありますみかわ振興公社の経営ということからいたしますと、部門における採算性ということからすると、やはり温泉施設が一番経費がかかっている施設、部門ということでもあります。

そうしたことから、これからのリニューアルについては、よほどの集客を確保していかなないと、このリニューアルには進むことができないという一面もあります。

そういうふうなことから、現在の振興公社の経営の中においては、営業をやりながらリニューアルを図るということは休業期間の大変なリスクがあります。そういった面においては、ある面では、新たな施設の整備も検討していかなければならない実態ということをご理解いただきたいと思いますし、さらには、これからの入浴施設、現在においては、町野議員からも質問がありましたように、他の温泉施設、残念ながら閉館をするというようなところも出てきております。それだけ、温泉を所有する温泉地の旅館ですら閉館をするというような、そういう状況もございます。

そういった面も含めて考えていかなければならない現状ということをご理解いただきたいと思いますし、今後のこの温泉の利用そのものの状況からいたしましても、現状では、今期はおかげさまで先月時点では17万人ほどの利用客があるわけでありまして、20万人ぐらゐの利用客が見込めるわけですが、将来的にも人口減少というような部分での温泉施設の整備がどうあるべきかということ、やはり財政的な面から考えていかなければならない現状ということをご理解いただきたいと思いますし、その点について、町野議員はどのように考えられているか、お願いしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） ただいまの阿部町長からの反問に対して、町野議員、答弁願います。
6番 町野議員。

○6番（町野昌弘議員） ただいま町長が言われました財政的なものというのは当然考えなければいけないというふうに私も思っています。その中で、今のやっているのがぎりぎり

あるので、このままで、これ以上のお金をかけるのはどうかなというふうな意味合いもあるのかなと思いました。

先程言いましたウォータースライダーみたいになれば、全然話の次元の違う、建物も温泉ではなくて温水プールみたいな施設でないと、高さ4m以上のものでないとウォータースライダーとは言わないというふうな定義があるようですので、今の施設には入りません。

ただ、調べていくと、タイルを少し直して上からお湯が出るような、ちょっとした、本当の温泉の改修に少し手を加えるような形で、お湯が滝の方から少し流れるところに滑り台みたいなものを作って、小さな、小学生の高学年はおもしろがらないかもしれませんが、幼稚園から小学校の低学年くらいであれば、きゃっきゃ、わいわい騒いで遊べるような施設というものは、そんなに費用的なものは、これから温泉を直すのであれば、その辺で可能かなというふうに思います。もっと安価に上げようとするれば、風船のちょっと頑丈なようなものを温泉のへりにつけて、本当の赤ちゃんが、子どもが遊ぶような滑り台、ただ、それに少しお湯を流して滑るようにするとか、そういうふうな工夫もあればできるかなというふうに考えていましたので、その辺、町の方で考えていった方がいいのではないかとということで質問させていただきました。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の町野議員の、やはりコストというようなことを考えられた質問だと思います。そういう面では、本町のなの花温泉は、当初は町民の福祉施設という一面もありました。残念ながら、入浴客の割合を見ても、3割ぐらいが町民で7割ぐらいは町外の方の利用という現状もあるということからいたしますと、やはりそういった面においては、コストというものも当然考えながら、今、町野議員の言われたような、子どもたちにも利用を拡大できるような施設というものも当然考えていかなければならないと思います。

全国的には、今、健康というようなことを温泉療法という部分で繋げている自治体もあります。歩行浴というような温泉の利用方法もあるということでもあります。私も先月、その温泉を訪ねる機会があったものですから、非常にそういった部分の、町民が利用拡大できるような、福祉目的という一面を持たれるようなこれからのリニューアルに繋げていければというふうに考えているところであります。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） とても前向きな考えを持っていらっしゃるということで、大変心強く思いました。これからのリニューアルに大変期待していきたいというふうに思います。

続きまして、かわまちづくりの方に質問をさせていただきます。

これも今、今年から進めるというふうなことで計画されていますけれども、今現在、あまり進み方が見えないようであります。

まず初めに、現在の状況と、これからのかわまちづくりのスケジュール的なところをお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 現在のかわまちづくりの進捗状況ということでありまし

たけれども、本年度におきましては、当初予算で4,000万ほどの事業費を予定していたところでありまして、国の補助金等の内示額によりまして、本年度はその半額であります2,000万円の事業を計画しているところでありまして、間もなく発注する予定であります。

このエリアにつきましては、全体で6.6haあるわけでありまして、今年度予定しておりますのはそのうちの約1haの部分、計画にあります図面でいけば、休憩広場と言われる部分でありますけれども、そちらの方の造成工事等を本年度行いたいと考えております。

それから、その後の29年度以降でありますけれども、順次、この6.6haの区域の整備を進めていくわけでありまして、29年度におきましては、さらに北側の方の用地の部分、やはり造成工事等あるいは駐車場の整備等を行っていきたいと考えているところでありまして。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 国からの補助金の関係で少し遅れているということでありました。それで、今後は北に向けての整備というお話でありました。

これも先程のいろり火のなの花温泉のリニューアルと近いんですけども、この辺、先程の町長の答弁であれば、ファミリー層を狙い、幅広い層に来ていただきたいというふうなところでこの公園づくりを進めていくというふうに答弁されておりましたけれども、ファミリー層を狙うというふうに、大変聞こえはいいんですが、もう少し具体的なものというのイメージとして湧いていないのでしょうか。

私としては、やはり子どもが来るということがにぎわいとしてメインかなというふうに思っています。鶴岡や櫛引近くに、櫛引の河川公園なんかもあります。一般質問してから、どんな状況かなということ、そちらも2、3度見学とか状況を見に行きましたけれども、時期も時期で寒いので、日曜日でも平日も人は見られませんでした。

これを作るのはいいんですけども、閑散としているというのは、町民からしても、税金の無駄遣いではないかというふうに思われがちだと思います。やはりこの辺、もう少し戦略を持って、こういう人をターゲットに、こういう人にはこういうものをというふうな格好で、もう少し具体的なイメージというのをお持ちでないのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 先程の答弁の中でファミリー層といった答弁がありましたけれども、この部分については、今、ご質問があったとおり、子どもをターゲットにした施設計画を目指しているところでありまして、その中には、せせらぎ水路、これは噴水場で子どもが遊べるような施設、それから、遊具広場として、簡単な水具遊具なども配置して、子どもたちが遊べるような施設も計画しているところでございます。

あと、散策路といいますか、こちらは国交省の整備の部分が主になるわけでありまして、これは赤川河川緑地ふれあい広場のさらに北側と申しますか、両田川橋の手前まで広範囲な散策路コースができ上がるようになっております。

そういった散策路等も含めまして、子どもさん方も一緒に遊べるような施設も数多く配置したいという考えを持っております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6 番（町野昌弘議員） ふれあい広場の噴水とか、大変これはいいと思います。子どもたちが夏の暑いときに集まってくるのかなというふうに思うので、これはとてもすばらしいというふうに思っています。

それで、子どもたちが入ってくるには、今回、堤防から少し離れた場所にふれあい広場やこういう公園があります。人目になかなかつきにくい、田田大橋があるので、車が通っていて安全かなというふうに思われますけれども、車、田田大橋を走っている人は自分の車を運転するのが精いっぱい、とてもふれあい広場で何をやっているのかなんて見ません。たまに歩道を歩いている方もおるかとは思いますが、やはり数が少ないということで、ふれあい広場、作ってはみたものの、子どもたちを持っている親からすれば、もう少し周りから見えるような場所というか、安全なところでないと、親御さんはそこにはなかなか遊びに行きにくいのかなというふうに考えますけれども、この辺は、櫛引だと堤防のすぐ脇に施設があって、そちらの方から見られて、川、遊ぶところも全部監視できるような格好になっておりました。そういう意味で、安全に遊べるのかなと思いますけれども、本町のこの場所では、なかなか人目につきにくい場所で、安心して遊べるのかなというのには少し不安が残りますけれども、その辺はどう考えているのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 人目につかないから子どもを遊ばせるのにどうなのかといったご質問でありますけれども、こちらの部分につきまして、直接的な部分とは違うのかもかもしれませんが、国交省の方では、河畔整備ということで、樹木やヨシ等の繁茂があるものですから、その部分についても整備したいということで、国の方からも、河川緑地公園の方から赤川を望めるような形で周りのヨシ等の伐採も計画していると聞いております。

したがって、現在よりは、そういった見通しといいますか、遠くからも河川公園全体が見渡せるような姿になろうかと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6 番（町野昌弘議員） 見渡せるようにと言うけれども、どのくらいの規模でやるか期待するしかありませんが、見渡せて、町民の目に触れるような、安心のできるような公園にこれから考えていってほしいというふうに思いました。

では、続きまして、クルーズ船の方の質問に参ります。

ただいま答弁には、8月に来るクルーズ船に、協議会に参加して、その中で本町も対応していくというふうな答弁でありました。実際、協議会というのは、どんなようなことで動いているのか。本町としては、それに対して具体的にはどのような対応でこれからやっというとしているのかお聞かせください。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） プロスパーポートさかた「ポートセールス協議会」に三川町も参画しながら進めているわけですが、この協議会につきましては、酒田港に海外クルーズを誘致し、観光振興を図る目的にしております。山形県を中心に、酒田市、それから庄内の各自治体、市町村、それから企業が参加している協議会でございます。

実際に、今回、8月に初めて外国船籍の大型クルーズ船が入ってきますが、そのお客様、乗員乗客が2,400名ということでございました。これまで日本船籍の、例えば飛鳥Ⅱですとか、そういった船が入ってきております。こちらについてはその半分の900人ほどですので、かなり人数的には大きな人を運んでくるということでございました。

実際に初めてというところでもございまして、今現在、寄港した場合、その先どういった形で、バスツアーになるかとは思いますが、庄内のどこを回るのかとか、もしくは庄内を離れて内陸まで行くのかとか、そういったような部分についてはこれから決定されるということでございました。町としましても、これから検討され、決定される内容を見ながら対応することになるかと思っております。

ただ、実際に考えるところについては、食とかショッピングとか羽黒山等の景勝地というような項目を考えれば、三川町の場合は西部ショッピングエリアでのショッピング等が候補に上がるのかなというふうには考えています。

いずれにしろ、今後の決定を見ながら対応を考えていきたいと考えています。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） このクルーズ船、私も乗ったことはありません。飛鳥も乗ったことはありませんし、コスタ・ネオロマンチカ号ですか、この船も見ただけでもありません。写真では見ましたけれども。

このクルーズ船というのは、私たちが、私もそうでしたけれども、飛鳥Ⅱみたいに、お金持ちの富裕層が1週間も2週間もかけて日本全国、または世界各地を回って歩くというふうなイメージとして私も捉えておりました。

ところが、この間、庄内地方町村議会議長会の研修会の中で講演を聞きまして、実はこれは違うんだということに気づきました。最初に質問したのも、その辺、本町ではどう捉えているのかというふうなところで質問させていただいたんですけども、普通に私たちが、私だけかもしれないけれども、思っているあの豪華なクルーズ船というイメージではないということでありました。

クルーズ船のマーケットというかお客さんの層でいくと、大体3段階に分かれまして、ラグジュアリーというのが10日以上1泊4万円以上で、年代層は50代以上の人、でも、それはクルーズ船に乗る2%程度ということでした。プレミアムコース、これは16%で、大体1週間、7泊くらいで1泊2万円からで、年代層としては30代。ほとんどの80%というのがカジュアルコース、3日から7日くらいで1泊7,000円、ちょっとしたビジネスホテルに少し色をつけたくらいのお値段で、20代の人メインだということでありました。今回、酒田港に予定しているのもこのカジュアルコースということで、安価な値段で日本を旅行できるというものでありました。

今、答弁があったように、これから決めるということで、まだ今のところ本町としては何も手を打っていないという認識でありますけれども、決まってからでいいんでしょうか。

というのも、商工会にもこの件で、来年クルーズ船が来るんだけれども、来る予定なんだけれども、何か動きはありますかというふうな話をしたところ、「え、来るんですか」と、

来ること自体まず知りませんでした。来てから、では何ができるかなというところで動くわけですけども、どうなんですか、その辺の認識をもう一度確認したいと思いますが、来たら、どういう客がどういうコースで本町にかかわってこられるかなと。先程ショッピングでイオンというふうなお話でありましたけれども、本町としてはイオンに呼び込むくらいにしかな今のところ考えていないのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今のご質問にありました、例えばラグジュアリーコース、プレミアム、カジュアル、私も今勉強させていただきましたが、今回来るクルーズについては日本海周遊ということで7泊8日、福岡、舞鶴、金沢、そして酒田、青森、韓国の釜山という形で、先程言いましたとおり、お客様、乗客についても、乗組員合わせて2,400人という形で、これは大型であり、いけば私の認識でも豪華な船ということで捉えております。

実際に寄港した際に、どのような形で庄内、また山形県を回るかというのはまだ決まっていないと申し上げましたが、やっとその受け入れをする地元の旅行会社が決定したという段階だそうです。ですので、これから船会社と酒田の地元の旅行会社との中で、繰り返しになりますが、どこを回るかを定めるということでした。

描けば、先程言ったような羽黒山等候補が出てくるわけですが、その視点で三川町を見れば、そういったものは持ち得ていないなということ。ただ、ショッピングということであれば、免税店が三川町にあるわけですので、その可能性はあるかなということであらうとお話したところです。

例えば、今後、初めての寄港になりますが、ポートセールス協議会の方では、これをきっかけに来年以降も誘致するというので精力的に動いておりますので、そういったことを念頭にすれば、今後の対応として、例えば歓迎セレモニーをはじめ、食、観光、ショッピング紹介、それだけでなく、通訳ガイド等、それから、もう一つ考えられているのが、地元のファンクラブですか、受け入れを中心とした、そういったようなところについても、今後精力的にやっていくということですので、三川町としては、そういったところを時間をかけながら、見ながら取り組みを進めてまいりたいということですのでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） その協議会の中でいろいろ話をして、受け入れる旅行会社が決まったというふうな答弁でありました。

それで、私も実際は見たことはないんですけども、オプションツアーというのがあって、その日、今回であれば、金沢から来て1泊して、1日庄内を回って、また夜青森に向かっていくというふうなコースであるようでした。そして、その中にオプションツアーということで、それは乗っている船内で、その前に申し込みの段階で受け付けはするという話でありましたけれども、当日、その船の中でも受け付けをして、羽黒山コースなり鳥海山コースなり、分かりませんが、新庄、天童あたりまで、1日コースですから、山寺あたりまでも行ってこられるのかなというふうに思います。それで、大型バスが何十台も並んで、コース、コースで乗り分けていくというふうなことでありました。

それが全部ではないんだそうです。オプションツアーの他に、タクシーやら小さなレンタカーではないですけども、マイクロバスみたいなので、うちの方に来ませんかみたいなことで、プラカードみたいなものを持って、オプションじゃなく、その日すぐ、気まぐれではないけれども、やるというのも、そういうお客さんも2割、3割、何か結構いるという話でした。

本町としては、そのオプションツアーに本町の三川町を組み入れることというのは、正直難しいのかなというふうに思います。本町として狙うところは、タクシーなりワゴン車で町に来てくださいねと。町のそのときの農産品なんかを時価でとってもらったりというふうなことがあるのではないかなと、私は勝手に思っていました。

今決まっているのが8月2日ということで、日にちも決まっているわけです。その頃本町でとれる農産品というのは、一番有名なのはだだちゃ豆、あとメロンですか、早いメロンとか、だだちゃ豆も早生ですか、来てからではなく、春からだんだん準備もしなければいけないし、そういうものもあると思います。

夏にとれる野菜ということで少しは調べてきました。オクラ、キュウリ、レタス、トウモロコシ、ピーマン、ミョウガ、トマト、いろいろありますけれども、金沢から来て、外国人はあまりいないそうです。国内の人が多いということでありますので、その辺の農家、または商工会に情報を出しつつ、本町で取り組める観光というものを具体的に探して掲示し、町内の農家なり商工会に情報発信して、これから来るクルーズ船に向けて取り組むべきかというふうに思いますけれども、考えを伺います。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 議員言われるように、三川町に誘客に繋がるように積極的に取り組んでいきたい、町長答弁のとおりでございまして、今のような形も含めて、今後、具体的に、先程申し上げた旅行会社等との内容が決まってくるので、そういったところに情報提供なりをしながら取り組みを進めてまいりたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 期待しております。

続きまして、安全安心のまちづくりについて伺います。

先程の答弁におきましては、町内会と一緒に新たな設置を進めていっているというふうな答弁でありました。私もあちこち見てみましたが、それほどではないかなと実は思った節もありました。でも、それは夜、車であちこち回っているものですからあまり不便を感じないというところで、実際、中学生との懇談会でも出ましたし、町内会長と議員と語る会でも、「この辺、暗くて困ったんだけど、どうすればいい」というふうな声が聞かれます。

今、答弁では、町内会と一緒に話を進めているというふうに答弁されましたけれども、その割には、行くところ、行くところで防犯灯の話がされます。というのは、町内会とお話していても、あればいいかなぐらいで、結局どこにどうやってつけるかという基準がないものだから、今あるのでまずいいやというところで、割と簡単に考えているのではないかとい

うふうに思います。その辺は、町としてのつける基準というのは特別設けていないのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 防犯灯の設置に関しまして、その設置の基準というご質問でございますが、結論を申し上げますと、基準はございません。あくまでも、町内会、さらにPTA等からの要望に応えるという形で対応しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 基準というものが無いものですから、そのときの町内会の役員とかの判断で、ここまで頼むのは申しわけないかなとか言って、よほど町民とか、何か事件とかがあって、初めてそれから動くというふうな状況になるのかなというふうに思います。基準というのがなければ、町内会で本当にこれをお願いしていいものか悪いものか、躊躇してしまうような傾向があるというふうに思うんですけれども、この辺、少し基準、指針ではこういうふうなところにつけた方がいいよとか、何メートルに1ヵ所とかそういうふうな格好で、ある程度の物差しというものが無いと、町内会判断で苦情が来てから対応しますというようなものでは少し遅いのではないかというふうに思いますけれども、その辺、基準づくりみたいなものは考えはないのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 現在、先程も申し上げましたとおり、町内会の要望、PTAの要望に応えるという形で対応しているところでございますが、要望に際しては、実際にそこで生活している方々、通学をしている児童生徒、そういった方々が危険を感じる、暗い、そういったことを感じることをもって要望していただきたいと思っておりますし、そういう要望があった場合には、これまでもできる限り町として対応してきたところでございます。

今後におきましても、一定の基準を設けますと、それから外れた場合ということで、柔軟な対応という観点では逆にやりづらくなるという面もあるかと思っておりますので、その辺は町内会、PTAとの話し合いの中で、できる限り要望に応える、そういう姿勢で今後とも対応してまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 基準があると、それに縛られてやりづらくなるというふうな答弁でありましたけれども、基準ではなく、目標でも何でもいいです。基準は基準として、それ以上の場所につけても、それは危険かなというふうに判断した場合はつけるとか、そういうふうなことにしておけばいいわけであって、基準を設けたから設置しにくくなるようなことは、私はないと思います。

それで、町内会を中心に要望があれば設置するというふうな、今現在なっていますけれども、町内会が、その中の弊害として、一部ですが、町内会に入っていない、具体的には猪子の大堰端ですか、あそこ、私、見てきたけれども、1個もありませんでした。真っ暗な状態で、要望もなければ申請も上がっていかないというふうに思います。この辺も、やはり町内会、PTA中心でやっていくと、漏れも出てくるというふうに思います。

もう少しこの辺は柔軟にというか、積極的に本町を明るくして、安全な町、小学校や中学校の懇談会でもしょっちゅう出てきます。住民からの声もよくありますので、この辺の柔軟な対応ではないけれども、基準をつけてもっと明るくしようというふうな姿勢はないのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 基準に縛られる場合もあるということでご理解いただきたいと思います。そうでない方もいらっしゃると思いますが、基準がありますと、それを気にして逆に要望を出しづらくなる場合もあるというようなことでございます。

まず、暗さを感じるということについては、季節、天候、いろいろなことが関係してきますので、一定の基準を設けるといっても難しいものがあるんだと思います。

そういった中で、繰り返しになりますが、そこに住んでいる方、また、通学路等として利用している児童生徒が暗い、危険というふうなことを感じる場所には積極的につけてまいりたいと考えているものでございますので、その点をご理解をお願いしたいと思います。

さらに、2点目の猪子大堰端に関してでございますが、まず、ここにつきましては、今現在、コミュニティづくりという観点で、町とも協議、相談を重ねているところでございます。防犯灯につきましては、私どもも必要な場所というふうな認識はございますが、今、町で進めております協働のまちづくりという考え方の中で、集落内については地元町内会が維持管理経費を負担する、そういったことが可能なかどうか、そういったことも含めて、町と大堰端に住んでいる方々との協議、相談を進めていく中で、それで出た結果を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 大堰端については、設置後、電気料が町内会負担ということで、そこには町内会がないので、負担は誰がするのが決まらないのでつけないというふうな答弁かと思いました。

それで、電気料の維持費もやはり問題になりまして、これは道路であれば道路管理者、町道ですので、町が本来は負担すべきではないかというふうな声もあります。これは経費の面でまた町長に反問が出るかとは思いますが、これも、でも維持というのは、やはり安全安心のまちづくりとしては、これは必要経費の中に入ると私は思っております。そういう維持、電気料についても町が負担していくべきかというふうに思います。そうすれば大堰端も解決しますし、町民もその負担には異論は出ないというふうに私は思っています。

設置基準もなければ、あそこの町内会はたくさんつけて、電気代があるから、私たちの方は少ないんだとか、そういう話にもなりますけれども、電気料が町負担とすれば、その基準なり、そういうのもってみんな公平にいくんだということも解決に進む一歩かなと、前進かなというふうに思いますけれども、その辺、維持に対して町での負担というものも、声もあります。町民からの理解もたぶん得ると思っていますので、その辺の考えは、町長ですか、町の考えを伺います。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町においては、今、猪子の大堰端地内の方々の、生活上でいろいろな課題があるというようなことで、町も大堰端の地域の開発を進めた段階で、当時の開発者とのいろいろな調整を図りながら理解を求めてきたところであります。

しかしながら、残念ながら、猪子町内会とのいろいろな合意形成がなされないまま現在に至っているというようなことから、これは防犯灯あるいは街路灯のみならず、これからの地域のコミュニティ、その全体を考えたうえで解決をしなければならないことだというふうに考えておりますので、十分その点については検討を重ねてまいりたい、このように思うところであります。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 地域のコミュニティということで考えていくということでありました。

防犯灯の電気代の町負担というものについては、どのように今後進めていくのか。町民からの理解は得られるというふうに思いますけれども、その辺は、今後の町の対応をお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 防犯灯の維持管理に関しまして、電気料の負担というご質問でございますが、本町におきましては、町政運営の柱といたしまして、協働のまちづくりという視点のもとに、町と地域が一体となって、協働してまちづくりを進めていく、町を維持していく、そういう基本的な考え方を持っているところでございます。

その考え方の一つに、明るいまちづくりということで、防犯灯の設置、維持管理については、新設はすべて町が行いますが、集落内の防犯灯のその後の維持管理、電気料については町内会が負担するというので、町内会からも、地域からも、町民の方々からも理解をいただいているものと認識しておりますし、そのことによりまして、町政については、役場がすべてやるのではないんだという意識も、こういった協働のまちづくりという考え方を示していく中で、町民の皆さま方からもご理解をいただいているというふうに理解しておりますし、今の方法について、変更する考えはないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 協働のまちづくりということで、電気代は明るい町として負担していただいているというふうな答弁でありました。

町民は協働のまちづくりに積極的にやっております。通告書にも書きましたけれども、掃除なり、草刈り、いろいろ明るくきれいなまちづくりに一生懸命努力してまいっております。その中で、やはりあちこちで防犯灯の電気代のお話が出ます。ということは、今、町がそういう認識で、協力体制で町民から理解を得ているというふうに答弁でありましたけれども、必ずしもそうではないなというふうな私の感覚であります。町民も協働の町ということでいろいろ努力はしていますが、その辺は町でもやっていいのではないかという、アンケートはとっていませんけれども、感覚的にそんな感じを受けております。

今後、本町では考えておりませんというふうなことではなく、少しそういうことも、町民

の声も確かにありますので、その辺も今後前向きに検討していただければというふうに
思いまして、私からの質問を終わります。

- 議 長（成田光雄議員） 以上で、6番 町野昌弘議員の質問を終わります。
- 議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時39分)
- 議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午前11時00分)
- 議 長（成田光雄議員） 次に、8番 梅津 博議員、登壇願います。8番 梅津 博議員。
- 8 番（梅津 博議員）

1. 地域交流・子育て支援施設について	1. 地域交流・子育て支援施設整備事業の進捗状況について伺う。 2. 子育て支援エリアでの活動が大幅に拡充される計画だが、子育て支援専門員などの増員について伺う。 3. 学童保育エリアに学習室と同規模程度の遊びのスペースを常設すべきと考えるが、見解を伺う。 4. 地域交流エリアにおいて、現公民館ホールのステージよりも高機能のステージ設置を求める声があるが、対応について伺う。
2. バス通学について	1. 各小学校の児童生徒数は、近年横這いしないし増加傾向だが、学校から遠距離にある町内会においては、それぞれ児童生徒数の減少が進んでいると認識する。 児童生徒の安全な登下校確保のため、バス通学の拡大を検討すべきと考えるが、当局の見解を伺う。
3. 人事について	1. 本町の定員適正化計画では、類似団体別職員数との比較において数人程度少ない職員数となっているが、業務量増大が常態化している現状を勘案すれば、当計画について増員への見直しを検討すべきと考える。見解を伺う。 2. 着実な行政運営の実施において、臨時職員や各指導員等は必要不可欠な存在となっている。臨時職員等の待遇改善が必要と考えるが、見解を伺う。

平成28年第5回議会定例会におきまして、通告に従い一般質問いたします。

最初に、地域交流・子育て支援施設について伺います。

1点目、地域交流・子育て支援施設整備事業の進捗状況について伺います。

2点目として、子育て支援エリアでの活動が大幅に拡充される計画ですが、子育て支援専門員などの増員について伺います。

3点目として、学童保育エリアに学習室と同規模程度の遊びのスペースを常設すべきと考えますが、見解を伺います。

4点目として、地域交流エリアにおいて、現公民館ホールのステージよりも高機能のステージ設置を求める声がありますが、対応について伺います。

次に、バス通学について伺います。

各小学校の児童生徒数は、近年横ばいないし増加傾向ですが、学校から遠距離にある町内会においては、それぞれ児童生徒数の減少が進んでいると認識します。児童生徒の安全な登下校確保のためにバス通学の拡大を検討すべきと考えますが、当局の見解を伺います。

次に、人事について伺います。

1点目、本町の定員適正化計画では、類似団体別職員数との比較において、数人程度少ない職員数となっておりますが、業務量増大が常態化している現状を勘案すれば、当計画について増員への見直しを検討すべきと考えます。見解を伺います。

2点目として、着実な行政運営の実施において、臨時職員や各指導員等は必要不可欠な存在となっております。臨時職員等の待遇改善が必要と考えますが、見解を伺います。

以上、1回目の質問とします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項1及び2につきましては、教育委員会よりお答えいたします。

初めに、定員適正化計画の見直しに関するご質問ですが、本町においては、平成27年度に、平成28年度から5カ年を計画期間とする定員適正化計画を策定したところであり、この計画においては、同時に見直しされた行財政改革推進プランとの整合性を図るとともに、第3次三川町総合計画の施策の実現可能な体制の確保に努めたところであり、

具体的には、組織機構、事務事業について不断の見直しを行うとともに、民間委託や協働のまちづくり、人材育成の推進などに積極的に取り組み、コンパクトな行政を目指すものであります。

また、計画の策定にあたっては、新たな施策や業務の拡大等についても調査を行ったところであり、それら変化する行政需要にも迅速かつ効率的に対応できるように、各部門における職員数については、随時見直しを行うこととしているところではありますが、計画がスタートして1年に満たない現段階においては、全体の職員数の増員は考えていないところであります。

今後とも、民間委託等の推進や多様な雇用形態の活用などに積極的に取り組むことにより、人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、臨時職員等の待遇改善に関するご質問ですが、本町においても人員の確保策の一つとして、定型的な業務や専門性を有する業務、さらに、一時的に業務量が増大する部署等において臨時職員等を雇用しているところでもあります。また、その勤務条件等については、人事院規則、及び近隣市町の状況等を勘案し、随時、賃金の改定、年次有給休暇や有給、無休の特別休暇の拡大等、改善に努めているところでもあります。

今後とも、優秀な人材を確保するという観点からも待遇の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

初めに、地域交流・子育て支援施設に関する4点のご質問ですが、関連がありますので一括でご答弁申し上げます。

地域交流・子育て支援施設整備につきましては、本年度内に基本設計を策定公表することとしており、その設計業者をプロポーザル方式で選定するとともに、基本設計策定検討委員会を組織し、関係者のご意見を伺いながら施設内容の検討を行っているところでもあります。

ご質問にありました学童保育エリアにおける「遊びのスペース」の常設や、地域交流エリアにおける「高機能ステージ」の設置につきましても、策定検討委員会において検討しているところでもあります。

また、子育て支援エリアの整備に伴う子育て支援専門員の増員につきましては、施設の運営体制をどのようにしていくのかという問題と密接に関係していることから、今後解決すべき大きな課題として捉えているところでもあります。

次に、バス通学の拡大に関するご質問ですが、本町の小学校通学に関する基本的な考え方としましては、児童のたくましい心身を養うという観点から、徒歩通学を基本としながらも、片道通学距離が4 km以上の町内会に居住する児童については、通年にわたり登下校をスクールバスの運行対象にすることとし、平成9年にバス運行の第1次基本方針を策定しております。

その後、児童を取り巻く環境の変化に合わせて運行対象の見直しを行っており、昨年9月には、第4次の運行方針改定により、これまで運行対象としていなかった9町内会の1年及び2年児童を、冬期通学バスの運行対象に加えたところでもあります。

先の見直しにあたっては、平成21年に一人下校対策として導入したスクールワゴンに登下校に活用することで可能になったものであり、今後、町内会児童数の減少により一人下校対策が必要となる町内会が生じた場合は、その状況に応じて運行対象を増やすこととなりますが、単なる対象学年の拡大については考えていないところでもあります。

以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） それでは、通告の順番に従って再質問させていただきます。

最初に、地域交流・子育て支援施設の関係です。

先日、12月1日においても、全員協議会の中で細かい説明がありまして、10月3日の全員協議会で示された素案について、先程答弁にあったように、検討委員会、それから検討部会ですか、これらの会議を数回開催されまして、関係者からの意見を丁寧に取り上げていたように思います。

12月1日に示された第3案におきましては、それらの意見を非常によく反映した内容であるというふうに、私も今までの取り組みについての成果について評価したいというふうに思っております。

今後、まだ会合を行われるということですので、今までの取り組み、それから今後に期待する部分について、若干触れさせていただきたいと思っております。

まず、今まで進められてきた中で一つ気になったのは、パブリックコメントの関係であります。この間の報告の中では8件ほどの意見があつて、これらも反映されたということで伺っております。具体的に、このパブリックコメントの募集について、どのように実施したのか、その点からまず伺いたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 地域交流・子育て支援施設の基本設計の策定に当たりまして、パブリックコメントの実施方法についての質問でございました。

これにつきましては、パブリックコメントを10月5日から10月31日まで募集いたしました。その方法といたしましては、パブリックコメント手続実施規程に基づきまして、町の広報への掲載、そしてその基本設計そのものの掲示を行い、さらには町のホームページに掲示をいたしまして、ご意見を頂戴したところでございます。

町の広報につきましては、10月15日号に広報掲載いたしました。

パブリックコメントそのものにつきましては、先日、全員協議会でご説明申し上げた内容のものをいただきましたので、今後、その方針が決まった段階で、ホームページの方でまた回答していきたいというふうに考えております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） パブリックコメントの規程、一読しましたけれども、できるだけ町民の皆さんに周知するという基本的な考えがあるようでございます。

ただ、その中で、今説明にありましてとおり、ホームページあるいは広報という話がありました。広報については、10月15日号ということで、一番最後のページに載っていたようでございますけれども、ホームページ等を見ない方にとっては、この広報というものが唯一のパブリックコメントの募集に関して目に触れるところだと思っております。

10月5日から31日までの期間の中で、これが、広報が15日発行、場所によっては16日、17日あたりに町民の皆さんの手元に届くということでございます。すでにパブリックコメントの募集期間の半分近く経過しているということからすれば、少し時期的なものがまずいのかなと思ったところでございます。

それから、ホームページでの丁寧な説明と基本的な考え方、それから平面図等もあったようでございますけれども、こういった原案というものをいかに町民に周知させるのか、これ

が少し今後の課題かなと思ったところでございます。

パブリックコメントの規程の中には、こういった基本的な施設あるいは計画というものに関して、協働のまちづくりの観点から、そのパブリックコメントを求めるということでありますので、できるだけ多くの町民の方々から、今、考えている町の施策、計画というものを理解してもらい、これが重要なのだと思います。

そういった観点でいいますと、今回は少し時間的なもの、それから方法について、もう少し見直すべきところがあったのかなと。例えば、もう1ヵ月ぐらい前倒しした形での計画の策定、それで、みかわ広報9月号での募集と。

11月号では、別の話になりますけれども、かわまちづくりの計画が非常に丁寧に2ページ以上にわたって示されておりました。あれを見た方は、かわまちづくり事業がどういうものであるかというものを、全体像をつかめたと思います。

例えば、今回の地域交流・子育て支援施設についても、この文章だけでは当然内容は分からないわけですし、ホームページを開いて初めて分かります。ホームページを開くことができない年配の方々も当然いらっしゃるということからすれば、こういった紙による、広報紙による基本的な考え方、それから平面図等の提示、これが必要なのかなと私は思ったところです。

パブリックコメントの基本的なあり方について、この辺で確認したいんですけども、これは企画調整課の担当かと思いますが、こういった協働のまちづくりの推進の観点からのこういったパブリックコメント、例えば広報みかわに、該当する計画の案、それから平面図等も含めた内容を特集記事で出しながらやるというものを原則にすべきかなと私は思ったところでございます。

そういった周知方法の統一徹底のために、若干この中身を検討すべきかなと思ったところですけども、その点いかがでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） パブリックコメントのあり方ということでございました。

先程事例としてありましたかわまちづくりにつきましては、かわまちづくりの推進協議会なり計画の策定の段階で、いろいろな町内会、付近の住民の方、各会、それから委員に公募した方を含めて、これまでの意見を踏まえて策定、計画をまとめて、ある程度、実施計画もできて、いよいよ今年度工事するという段階で、まとまったものを分かりやすく広報の方に2ページにわたって掲載したものだと思います。計画の段階というよりは、確実に実施される実施計画、すでに公になっているものについて掲載したということかと思えます。

今回、地域交流・子育て支援施設につきましては、まだ先程第3次案というふうな話でありましたけれども、これからもその計画をいろいろな検討委員会、部会等で練りながら今後まとめていくということですので、まだその素案といいますか、そういった段階での、例えば平面図的なものとか立面図とか、そういった部分については、今後、日々変化していくということで、あくまでも素案の大枠の部分に掲載するというので、図面的なものについては広報では制約もあるということで、掲載できるものについて、現場の方の公民館、それか

ら役場の庁舎の方で図面を閲覧いただくというような形で、図面の枚数も相当平面図、立面図等あるということで、そういうふうなパブリックコメントをされたのではないかとというふうに認識しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） あまり期待した答弁ではなかったようではございますけれども、ただ、そのパブリックコメントの基本からいえば、最初の素案という段階で、その施設、あるいは計画の方向性なりあり方、あるいはこの施設の必要性などを含めた町民の意見を聞くのがパブリックコメントではないかと私は思うんです。ある程度でき上がったものを、こういうふうにでき上がりました、やりますというふうに示すのでは少し遅いのではないかと考えたところですので、その辺、今後検討していただきたいと思います。

ただ、今回は、パブリックコメントにプラス、町民の皆さま、各関係者を含めた検討委員会、あるいは検討部会という形で、きめ細かに検討を重ねてきたという経緯がありますので、対応としては、今回はそちらの方の対応は良かったのではないかと考えているところです。

それで、子育て支援エリアの関係ですけれども、増員は考えていないということのようですが、今後の検討だということのようではございますけれども、27年度の子育て支援センターにおける事業の開催状況を見ますと、様々な集まりが開催されておりますけれども、1回当たりの平均的な参加人数というのは、親子で合わせて30人ぐらいがマックスかなと思ったところなんです。基本的な計画の中では、1日100人程度を想定した内容になっておりますし、今までの3倍以上の方々から活用してもらいたいという願いも込められているのかと思います。

そういったときに、今、対応している子育て支援専門員あるいは子育て支援員、今は専属では1人、それから週1回程度、もう1人プラスということのようではございますけれども、そういった方々、今の体制では当然足りないのかなと思います。

それと併せて、今、機構図の中では、この子育て支援センターに関して、所長、それから指導員というものが一応設置されておまして、保育園の園長、それから副園長が兼任しております。

当然、子育てということに関して、この子育て支援専門員のみならず、保育園あるいは幼稚園というものがかわりながらこのセンターの運営に当たるべきだと私は思うんですけれども、その場所的なことで、物理的に今のみかわ保育園・幼稚園から離れるということになるわけでございます。新しい施設については離れると。この連携などについてのデメリットについては検討をされているのか、その辺、伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 子育て支援センター、現在、みかわ保育園・幼稚園内に一室を設けてまして、その中に所長、指導員、専門員を配置して運営しているわけでございます。

基本的には、今の施設そのものが狭隘であるがゆえに、開放活動日も火曜日から金曜日、週4日午前中のみというような形になっておまして、保護者の皆さまからも、子育て世代の皆さまから、もっと活動機会、活動場所を多くしてほしいという要望をいただき、今回の地域交流・子育て支援施設の複合施設の建設に繋がっているものと考えております。

そういった面では、メリットを追求した施設建設を考えておりますが、先程議員質問ありましたとおり、当然デメリットもございます。これまで保育園・幼稚園の先生方と一緒に築き上げてきた子育て支援センターでございますので、距離的に離れることになりますと、やはり組織としては違う形で運営していかなければならないというふうな形になります。先程教育長が答弁でも申し上げましたとおり、この点については、その運営をどのようにするのかというのが大きな課題となっております。

現在のところ、この子育て支援エリアにつきましては、午後5時までの運営としていきたい。これについては、他市町の同様の施設を考えたときには、このような運営時間になっております。さらには、子育て支援センターは、土曜日、日曜日、現在行っておりませんが、新しい施設ができた段階では、土曜日、日曜日でも当然のように自由来館型として開放していく必要があると思います。

そうしたことを考えると、専門員という形なのかどうか、それについては今後になりますが、運営スタッフについては大幅な増員を行っていかねばならないと思います。そうしたときに、町がその施設を直営できるのかという課題もございます。

そういった点を整理していく中では、当然のように、現在行っている施設から出たデメリットをメリットに変えていく方法を探っていかなければならないものと考えております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 今、答弁にもあったように、スタッフの大幅増員、これは私も必要なかなと思っております。

10月の中旬だったか、我々議員で子育て支援施設について視察に行っていました。確か東根市のタントクルセンターでしたか、タントクル施設、そういった名前だと思えますけれども、そこは立ち上げの時点から、私たちが今回、町がやっているような検討委員会が立ち上がって、それがそのままNPO法人ということで運営スタッフになっているというふうな話でございました。

そういった、子育てのスペシャリストではないかもしれませんが、興味のある方、熱心な方々を集ってのそういった運営主体、運営組織というものも考えることもできるわけですし、その辺も含めた検討をすべきかなと今の答弁を伺って思ったところでございます。そういった体制の整備というものが一番難しいのかなと思いますので、今後、建設完成に至るまでの、もう4年ぐらいありますので、ぜひ十分ご検討いただきたいと思います。

次に、学童保育エリアでございますが、先日の12月1日の全員協議会の中でも、確か運動スペースの確保、これはされたということで、皆さんの声が届いたと思えますし、ただ、この運動スペースに関する建物、これが鉄筋コンクリート造りではないような話も伺いました。

同じ日にありました、公共施設の今後の考え方からすれば、標準使用年数を60年とするということからすれば、同じような鉄筋コンクリート造りにすべきかなとは思ったわけですが、その辺の検討は今後どうするのか、考えを伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 学童エリアにつきまして、先日、議会全員協議会の方にお示した平面図、この配置図の中では、渡り廊下を隔てて、鉄骨造で作りたいというふうな説明をさせていただきました。それにつきましては、コストの面も当然あるわけでございますけれども、離れた方がいろんな面でメリットもあるのではないかとというような設計業者の提案でございました。

ただ、12月13日に検討部会がありますけれども、その検討部会、さらには12月27日の策定検討委員会に対しましては、現在、事務局としては、合築案、いわゆる鉄骨造で離して作るのではなくて、同じように鉄筋コンクリートでつけていくというような形を現在設計業者と詰めております。

そのメリットといたしましては、前回提示した内容については、中に屋根のない庭ができてしまいまして、その庭の管理だとか、高さがなかなかとれないというような点もございました。運動スペースですので、これについては高いボール遊びがある程度できるようなものが欲しいというような意見もございましたので、それに応える形で、子育て支援エリア、学童保育エリアをそのまま東側に延ばしていく両勾配の屋根で行うことで、高さの問題、あるいは広さの問題をクリアできるのではないかと考えています。

ただ、今回提案させていただくのは、議員の質問の中では、学童保育の皆さんから運動スペースが欲しいという声が出たということでしたが、私どもの捉え方としては、当然それもございしますが、子育て支援エリアも使うという考え方でございます。主には、子育て支援エリアを対象に運動スペースを作りまして、平日の午後5時以降、先程申し上げました、運営時間が終わった後は学童の人たちが使える、あるいは、長期休暇中については、ある程度時間を区切って、大きな子どもたちと小さな子どもたちがあまりクロスしないような形の、使い方の面で考えていく必要があるのかなと思っています。

そういったことでは、先程質問がありましたとおり、合築案で、鉄骨コンクリートで両勾配の屋根をつけるような形で提案をしていきたいというふうに考えております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 子育て支援エリアからの動線も含めた、あるいは使用も含めた内容で考えているということで、時間的なずれなども含めて有効活用したいということでありましたし、そのような方向で進むべきかなと思ったところでございます。

それから、次に、地域交流エリアの関係でございます。

素案から比べますとステージが広がったということで、ある程度の方向性、いい方向性へ向かっているかと思えますけれども、ただ、さらにという声もあるようでございます。ステージというものが、客席から見た広さも当然なんですけれども、実際使う方にとってみますと、客席から見える部分の袖なり後ろ部分、要するに余白の部分というものが非常に重要であるということのようです。それから、当然、照明等もありますし、あるいは反射板は、反響板はあったようでございますけれども、そういったステージの問題。それから、ステージへの動線の問題ですね。上がっておりという、その動線の問題。それから、例えば控室、楽屋といいますか、そういったもののどれぐらいの数があるのかなと。

こういった細かい部分については、もう少し煮詰める、検討する必要があるのかなと私は思ったところですが、その点、今後の対応について伺いたいと思いますし、また、今後の全体的な日程に関して、12月中にこの最終案を決定したいという説明だったわけですが、例えばそういった細かい部分について、今12月の10日もなりますし、次が13日という話ですが、日程的なものが、1回で済まないといった場合に、年を越して最終案をまとめる、来年への持ち越しという考え方もあるのかどうか、その辺、確認したいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 地域交流エリアについて、ステージの配置あるいは大きさ、そういった面でのいろんな要望は当然でございます。それに対しては、事業費にも限りがございますし、面積にも限りがございます。要望はどこまでも応えていくことができるのかという問題に繋がっていくかと思っておりますので、それについては整理をさせていただいて、今回、検討部会でも、ステージの奥行きが欲しいというさらなる声がありましたので、それができるといったような提案をさせていただきたいと思っておりますし、動線についても同様に提案をさせていただきたいと思っております。

ただし、1人の人は良しとしても、もう1人の方は違うという方もいらっしゃいますので、それを整理するのが私ども町の今回の建設に当たっている事業主体であるというふうに考えておりますので、事業主体としての考え方も示していきたいと思っております。

そういった意味では、今年内に基本設計の最終案を出したいという話をさせていただきましたが、細かい部分については、この1月、2月に設計業者が基本設計の最終案を作ることとなっております。その中では、当然のように、建築基準法あるいは消防法に満たないがゆえに変えざるを得ない部分も出てくると思います。そういった細かい点はそこに任せるような形ですので、最終決定は2月が終わった後、3月中にその決定をする形になりますので、まだ時間があるといえはるし、ないといえはるのかなというふうに考えております。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 3月までという話もあるようでございますが、希望というものをどのように叶えるのか、それは今後の検討の中で、検討会の中で詰めていただければ私はいいかと思いますし、すべて100%というわけにはいかないというのは、当然どんな事業でも同じだと思いますので、その点は十分話し合いの中で詰めてもらえれば、私は十分だと思います。

そういった基本設計について、十分な検討をされたという実績のもとに、今後進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、バス通学に関してであります。

先程の答弁の中で、今は拡大については考えていないという答弁だったように思います。第1次基本方針から27年9月29日議決の第4次基本方針、これらを見ましたけれども、だいぶ冬期間の対応は進んできたかなと思います。

今、当局に対して保護者の方々から、あるいは保護者が学校にお話をした内容など、そう

いう、学校側からこのバス通学の対象範囲の拡大というものを求める声、これは届いていないでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） スクールバスの運行拡大についての要望等につきましては、26年秋に開催したPTA連合会からの要望の中に、冬期間のバス運行について要望がございました。特に猪子あるいは土口から多くあったところでございます。

それを受けまして、一番大きなのは、県道余目加茂線の防雪柵、歩道の狭隘、そういった問題があったものですから、ハード面での整備はやはり時間がかかるであろうと。何とか教育委員会としても、ソフト面でそれを改善できる方法はないかということで、一部、唐突ではございましたけれども、平成27年の冬期から、猪子だけではなく、9町内会を新たに1年生、2年生の児童の乗車を行いました。

そういったこともございまして、27年秋のPTA連合会からは、そういったバスの運行に関する要望はなくなりました。一方、この28年の秋にありましたPTA連合会からの要望につきましては、3年生以上のバス運行についても運行してほしいという要望はございました。

さらには、猪子地区の方からは、乗車場所の関係で1ヵ所で乗車をしていたのですが、2ヵ所、複数箇所にしてもらえないかという要望はあったところでございます。

できることは今後も改善はしていきたいと考えておりますが、先程教育長の答弁にありましたとおり、単なる対象学年の増加については、現時点では考えていないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 様々な要望があるということは分かりました。

それで、基本方針に関してでありますけれども、平成9年頃から同じような、基本的には、通学の基本的な考え方というのはずっと同じのように私は理解します。

基本的に、たくましい心身を養う観点から、児童の通学は徒歩通学を基本とすると。これはこれで私もいいと思うんですけれども、昨今の交通事情、あるいは毎日テレビ、報道関係にぎわっていますけれども、年配の方々の運転の、何と申しますか、間違っただけと申しますか、そういった弊害も含めた形での交通事故、いろんな方々が犠牲になっている中で、子どもたちも非常に犠牲になっているというニュースが毎年数多くあるわけでございます。

こういったことを考えれば、基本的な考え方の中に、安全を最大限考慮する旨の内容も私は必要ではないかと思うんですけれども、その基本的な考え方について伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 確かに昨今、いろんな老人の事故があります。

今、梅津議員がいろんなご質問の中にもありましたけれども、ある一方では、1年生でも歩かせたい。実際、歩かせている子どももおります。昔は全部歩いたからぜひ歩かせてほしいと、それはやはり健康に繋がるし、三川の子も風邪引かないのもそういうあれだというふうなこともあります。ただ、昔は人数が多かったから、みんなで帰る、集団でというふうなこ

と、それも子どもにとってみれば楽しさの一つだったかもしれません。

今、少子化ということで、いろんな状況が変化しておりますので、ちょうど今、端境期といえますか、今後どうしてあらなければいけないか、安全安心、それから、そういう社会的な状況を見極めながら、教育委員会としても、これで良しではなくて、いろんな形で検討しております。今すぐ全部やるということではないんですけれども、前向きに検討を重ねているということをご了解願いたいと思っております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 教育長から前向きな考え方といえますか、今後の対応について伺って、私も同じように、今まで距離で一律という考え方があったわけなんですけれども、やはり各町内会ごとの、あるいは親同士の考え方というのは違うということを私は実感しております。

これは古い話なんですけれども、平成9年に私の出身町内会でバスの問題が起きまして、町内をある程度くまなく、署名活動に賛同してくださる方々をずっと回ったわけなんですけれども、やはり歩かせた方がいいんだという考え方、その当時は多かったように思います。

今の、あれから20年も経ったわけなんですけれども、同じように歩かせた方がいいという希望の方も当然いらっしゃるし、親御さんもいると思います。

しかし、各町内会ごとの児童の構成とか、そういった実情、それから保護者の考え方あるいは町内会の考え方、そういったものをそれぞれ丁寧に向き合ってみると。PTA連合会という話もありましたけれども、そういった大きな組織の代表ではなくて、町内会ごとの実情なども含めて検討する、そういった姿勢が私は必要ではないのかと思います。そういった点について、今後の対応を再び伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 保護者に丁寧に向き合ってみるべきではないかというようなご質問でございました。

先程申し上げたとおり、親ごとの一人ひとりの意見は異なるものですから、何らかの形でまとめた形で意見をいただかないと、私どもの方もどう動けばいいのかということがございます。

そういった面では、先程申し上げた、秋にPTA連合会から要望をいただくという話がございましたけれども、これについては、町内会ごとにそれぞれ保護者が、学校も交えてですけども、要望がないかということで取り上げ、その内容を小学校ごとにまとめて、私どもの方に届けていただくという方法をとっております。

去年までは、本当に学校ごとで1本の案として持ってきてくださったんですが、今回28年の要望に当たっては、個別の町内会ごとに違う意見が、やはり取りまとめ整理できなかったんだと思います、そういったものが私どもに届きました。いただいたときには、非常に困惑した面もございます。要請に対して、要望に対してお答えを一緒に面前でしたわけですが、いろんな面で答えに対する不満もいただいております。

そういったことでは、代表としての意見ではなくて、やはり個々の意見は、その下に積み

重なったものとしての私どもへの要望だというふうに聞いておりますので、PTA連合会からの要望については貴重なご意見だというふうに考えております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） この問題に関しては、やはり少し時間をかけて丁寧に向き合ってもらいたいと思います。

児童の数からすれば、運行能力といいますか、手段の方は、そんなに増強しなくてもできる部分もあるのかなと思いますし、あとは町側の対応をどうするのか、その辺がポイントだと思いますので、今後の検討をよろしく望みたいと思います。

それから、最後の人事の件ですけれども、28年から32年までの計画の策定ということで、今年、初年度目といいますか、1年目ということのようですし、計画ができてすぐ見直しというのはなかなか難しいのかなと私も思ったところがございます。

そもそも定員適正化計画なるものが出てきたというのは、背景というものは、私はその当時の詳しい事情は分かりませんし、調べることもできなかつたわけですけれども、たぶん、総務省というところから指示が出てきたのかなと。国の財政逼迫に負うところが非常に大きいかなと思ったところがございます。

それに対応したということだと思いますけれども、ただ、三川町の定員に関しては、通告にも書いておいたんですが、類似団体別の職員数、Ⅱ－1類に我々三川町は分類されるわけですけれども、県内で三川町も含めて9自治体あるわけですが、一般行政部門との比較で、今現在で、平成26年度時点で5人少ないと私は認識しているんですけれども、この実態について、それでよろしいのか、その辺、確認したいと思います。

○議長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 私からは基本的な考え方を申し上げて、具体的な数字につきましては総務課長から答弁申し上げたいと思います。

行財政改革の流れの中で、肥大化した行政をいかにスリム化していくということから、定員適正化計画が策定されているものと認識しておりますけれども、本町の定数条例、現在106名となっておりますけれども、それより少ない91名で定員適正化計画を策定いたしているところがございます。

5ヵ年の中での、これから予想される事業あるいは行政課題にいかに対応するかということで、各課等の抱えている課題等を整理しながらこの計画を策定しているわけですが、今までの流れからいけば、学校給食の民営委託、その分を一般行政に振り分けるというような形で、行政課題、行政需要に適切に応えるというような形で今まで進んできているということだと思います。

本町の場合、Ⅱ－1類というようなことで、全国で43団体あるわけですが、類似団体ということになっているわけですが、その町、その町の事情というのは非常に違うんだと思います。本町のような小さなコンパクトな町として、どの程度の職員数が適正なのかという部分については、非常に難しいものがあるんだと思います。

それで、いろんな部門の業務委託等も行っておりますので、いかに町民の行政課題に、あ

るいは行政需要に適切に対応していくかということが基本になるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 類似団体別職員数ということでございますが、この類似団体別職員数につきましては、一般行政部門及び普通会計部門において、人口と産業構造から類似する市町村をグループに分けて、そのグループ内での人口1万人当たりの職員数の平均値を算出して比較しているものでございます。

ただいま副町長からもありましたとおり、全国でⅡ－1類に該当するのが43団体となっております。この中におきまして、普通会計部門におきましては三川町は30位、それから、一般行政部門については29位というところに位置しているところでございます。

それから、5人少ないという、ご質問の中にもありましたが、このことにつきましては、今回策定いたしました定員適正化計画の中でも記載しておりますが、定員管理の基本的な考え方ということで、類似団体別職員数における一般行政部門との比較においては、最新の比較で5人少ない状況となっておりますということで記載させていただいたところでございますが、この記載の意図といたしましては、これまで過去の計画におきましては、ずっと削減するんだ、削減するんだという考え方で来たところでございますが、このような状況もあって、これ以上の削減は非常に困難なものがあるという結論を見出したく、記載させていただいたところでございます。

ただ、この類似団体別職員数につきましては、先程副町長の答弁にもありましたとおり、その町村町村の事情が、抱える行政課題、取り組んでいる行政課題の事情が違うものですから、あくまでも参考値という形で我々は扱っているものでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 今、副町長から基本的な考え方を伺いましたし、総務課長の方からは実際の数字を伺ったところでございますけれども、今までの過去の計画の中で、削減一方、削減の方向性だけだったということで、平成18年頃からの計画を見ても、出発当時から少なかったと。それをどんどん他と人数の比較の部分で、その少ない数を広げてきたというのが実態のようでございます。

スリム化というものも非常に進んだ状況の中で、逆に、先程ありました行政需要にどのように応えていくのかといったときに、これから三川町がさらに発展するためには、もう少し職員の体制を充実すべきかなと私は考えております。

今、地方創生の関係も含めてですけれども、人口増加策、ある程度の効果といたしますか、結果が出ておりますし、あるいは今後、基幹産業である農業の関係、あるいは先程からあります観光や健康づくりを融合した町民自らの活動、こういった部分に、やはりスペシャリストといたしますか、スキルアップされた職員を配属する必要があるのかなと私は思っております。

そういったことを考えますと、現状の正職員では少し足りないのかなと。一般企業であれば、そういった大きなプロジェクトに関して、ヘッドハンティングといった手法もあるわけ

でございますけれども、なかなか行政体においてはそれはできないと思いますし、優秀な人材の確保、あるいは現職員の中の養成というものが基本になると思っております。

そういった観点で、今後、三川町の発展、それから町政の拡大というものを指すうえで、私は職員の拡大を目標に置くべきかなと思います。そういったはっきりした目標のもとに、人事体制というものを整備する必要があるのかなと思うんですけれども、その辺に関してどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） もちろん、行政課題に適切に対処し、あるいは町の発展を願って、町政発展を願って果敢に取り組む姿勢については変わらないところでございます。

この人事につきましては、町長の考えもあるかと思っておりますけれども、いかに少ない人数で最大の効果を上げていくか、または最大の住民福祉を展開していくかというのももちろん求められてきているわけですので、その適正な人数というのがその時々で変わってくるものだと思います。

ただ、基本という、まだ、今まで基本としてきたのは、他の町村ではなかなか実現できていない、町税と人件費のかかわりの中で、町政の展開の中で、町税の中で人件費を賄っていくというような、そういう基本的な考え方もございました。

そのようなことから、人材の育成はもちろんですけれども、自ら改革し、実践して攻めの行政を展開していく、そういう人材の育成は当然ながら必要になってくると思っておりますので、今後の行政展開においては、必ずしもずっと91名でいくということではございませんので、先程申し上げましたとおり、行政需要に適切に対応していく定員管理を進めてまいりたいというふうに思うところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 積極的な行政展開という答弁もあったと思います。

やはり今、三川町にある意味で風が吹きつつあるのかなと思っておりますし、今後の積極的な行政展開、私も望みたいと思います。

もう時間もありませんけれども、臨時職員の待遇改善について一言お願いしたいと思えます。

国で今、働き方改革の議論が始まったところでございますので、国の動向を見ながらという話になると思っておりますけれども、やはり同一労働、同一賃金といったこの原則、私はそれに近づきべきかなと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 先程の町長の答弁にもありましたとおり、本町におきましては、臨時・嘱託職員につきましては、定型的な業務とか専門性を持ったもの、一時的に業務量が増大した部署において、臨時・嘱託職員を雇用しているところでございます。

そういった関係で、給料ではなく賃金という形で支払いしているところでございますが、その処遇改善については随時改善をしているところでございます。なかなか正職員と同じ、同一賃金ということには踏み切れないところでございますが、例えば年休、それから、特別

休暇には義務免とか錬成休暇、忌引休暇、さらには、平成25年9月からは育児時間・生理休暇、産前産後休暇、また、この本年4月1日からは、無給ではありますが病気休暇、この看護休暇の制度も創設したところをございまして、こういった様々な取り組みによりまして、臨時・嘱託職員の職場環境、就業環境の改善に随時努めているところをございますし、今後この方向で進めてまいりたいと考えております。

- 議 長（成田光雄議員） 以上で、8番 梅津 博議員の質問を終わります。
- 議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 0時01分)
- 議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 1時00分)
- 議 長（成田光雄議員） 次に、3番 佐藤正治議員、登壇願います。3番 佐藤正治議員。
- 3 番（佐藤正治議員）

1. 交通安全対策について	1. 県道小浜猪子線、空港立川線内の国道7号線成田新田信号より、猪子信号までの区間に大型商業地があります。交通量が増加しています。また、路肩に雑草が繁茂し、17、8年間使用しない防雪柵があり、見通しが悪く危険です。その道路を農業機械（トラクター等）も通ります。早急に良好な対策を要望します。その対応策を伺う。
	2. 両田川橋架け替えの今後の取り組みについて、期成同盟会の進め方、架け替えの位置をどの場所にするのか等の考えを伺う。
2. 学校教育について	1. 学力向上について、生きる力、また、いじめについての取り組みを伺う。
3. 町職員について	1. 資質向上への考えを伺う。

平成28年第5回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

初めに、交通安全対策について。

県道小浜猪子線、空港立川線内の国道7号線成田新田信号より猪子信号までの区間に大型商業地があります。交通量が増加しています。また、路肩に雑草が繁茂し、十七、八年間使用しない防雪柵があり、見通しが悪く危険です。その道路を農業機械（トラクター等）が通ります。早急に良好な対策を希望します。その対応策を伺います。

次に、両田川橋架け替えの今後の取り組みについて、期成同盟会等の進め方、架け替えの位置をどの場所にするのか等の考えを伺います。

次に、学校教育について。学力向上について、生きる力、また、いじめについての取り組みを伺います。

最後に、町職員について。資質向上への考えを伺います。

以上、1回目の質問とします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐藤正治議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項の2点目につきましては、教育委員会よりご答弁いたします。

初めに、交通安全対策に関するご質問にお答えいたします。

1点目の県道小浜猪子線等に係る道路管理に関するご質問ですが、町内の県管理路線におきましては、適宜現地を確認したうえで、道路交通上支障がある場合は道路管理者である県担当部局に依頼するなど、通年を通じた良好な道路管理をお願いいたしているところがあります。

また、交通安全上、支障となっている危険な防雪柵等があれば、早急な対応を図るよう、併せて県担当部局に強く要望してまいりたいと考えております。

次に、両田川橋架け替えの今後の取り組みに関するご質問ですが、先に開催された県知事とのタウンミーティングにおきましても、この課題は取り上げられ、その席上では、残念ながら架け替え時期についての明言はなかったところがあります。

しかし、県当局も橋の老朽化と歩行者の安全確保については十分認識いたしているものと理解しており、そのため、できるだけ早期の整備を実現するためには、引き続き期成同盟会を中心とした粘り強い要望活動が今後必要であると考えております。

また、橋の架け替え位置など路線の決定につきましては、本路線が広域かつ緊急輸送道路としての重要な役割を担っている路線であることから、事業主体である県当局の方針によって、今後示されていくものと理解しているところがあります。

次に、町職員の資質向上に関する質問ですが、本町においては、今年度から、国の示す制度を基本に人事評価に取り組んでいるところがあります。この制度導入の背景には、地方分権の進展に伴い、定型的な事務処理能力を求めるのではなく、職員が自ら地域の課題を見出し、それを政策として形成する能力が求められてきているものであります。これらの環境変化の中においては、職員の意識の向上を図ることが重要であり、特に、職員の能力開発と人材育成、さらに、職員の「やる気」を高めるものになるよう取り組んでいるところがあります。

また、研修事業については、庄内広域行政組合や市町村職員研修協議会主催の専門研修、庄内南部及び北部定住自立圏における研修に積極的に参加するとともに、職員自らが企画する町独自の先進地視察等の研修なども実施しているところがあります。

本町といたしましても、政策の推進と円滑な行政サービスの提供のためには、職員の資質向上に向けた取り組みは最も重要なものと考えているところであり、今後とも、その実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 佐藤正治議員にご答弁申し上げます。

学校教育に関する3点のご質問であります。1点目の学力向上に関しましては、今年度の全国学力・学習状況調査における山形県内の小中学生の平均正答率は、小学校の国語と算数、中学校の数学について全国平均よりも低い状況でありましたが、本町の小中学生においては、ほとんどの科目で全国平均を上回る結果となっております。

学力調査の結果につきましては、同時に行われた学習状況調査の結果と併せ、それぞれの学校が児童生徒の状況を保護者に説明しているところであり、今後とも学力・学習状況の実態を常に把握し、その結果を児童生徒へのかかわりや指導等に活用してまいりたいと考えております。

2点目の「生きる力」に関するご質問であります。生きる力とは、変化の激しいこれからの社会を生き抜いていくための資質・能力を表すものであり、この考え方は、先の東日本大震災の教訓を踏まえ、予測困難な社会に乗り出していく児童生徒が備えるべき能力として、また、知識の蓄えを実社会で使えないようであれば、今後の社会を「生き抜いていけない」という認識が強く表れております。

生きる力は生涯にわたる基礎となるため、学校においては、一斉型の授業だけではなく、グループによる子どもたち同士の学び合いや、多様な体験を通じた課題探求型の学習に取り組むとともに、社会教育事業では、「わくわく体験教室」や「アトク寺子屋教室」の開催等により、主体的・能動的な力の育成を目指しているところであります。

最後に、いじめに関するご質問であります。先頃、福島県から横浜市に自主避難した生徒の手記が公表されましたが、この手記は私たち教育関係者に対して大きな衝撃を与える出来事でありました。

生徒の訴えを学校教職員が真摯に受け止めてくれなかったという生徒の告白は、それが事実であるならば、教育に携わる関係者としてもあってはならないことであると考えております。

本町において、昨年度、いじめとして認知された内容は、「冷やかし」や「からかい」、「悪口」や「いやなことを言われる」などであり、中学校においては23件の認知件数がありました。いずれも一定の解決に至っているところであります。

いじめ問題の解決のためには、まず、各学校で直接子どもと接している一人ひとりの教職員が、「いつでも自分の学校・学級で深刻ないじめが起り得る」という強い危機意識を持ち、学校を挙げて早期発見と早期解決に取り組むことが何よりも大切であるため、家庭・地域とも連携しながら、迅速かつ組織的な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 初めに、小浜猪子線付近ですが、これは再三、自分は何回も何回も町の職員にも訴えてきましたし、だいぶ前から何回も訴えてきているにもかかわらず、自分の実力のなさに憤慨しているところであります。いつまでたっても解決しないので少

しはばかったかと思いましたが、今回、質問させていただきました。

ここは、自分が最初に述べたとおり、成田新田の信号から空港立川線の丁字路までが、あそこは防雪柵もあり、管理が不行き届きで見通しが悪く、この間も事故がありました。1年に1回か2回ぐらい、毎年のように事故が起きております。

そして、あそこの区間の西側といえいいか、そこを、ぜひとも歩道の設置も併せてお願いしたいんです。

それから、これは住民の要望なんですけれども、ここにも書いておりましたが、農作業の車等が通りますので、速度制限をぜひ実現をお願いしたいと思います。その辺の考えをお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） ご質問にありました除草関係、その他、防雪柵の撤去等のお話もありましたけれども、この県道小浜猪子線に限らず、こういった県道の管理の不良部分については、その都度、県の担当部局の方にお伝えしているところではあります。

県の方では、除草関係については、通年、年2回の除草作業を行っているとお聞きしておりますけれども、その年2回の除草作業の中で、どうしても草が伸びてきて見通しが悪くなっている箇所が出てくる場合がございます。そういった部分に関しては、うちの方でも支障なので、早急に対応をお願いしたいということで随時お伝えしているところでもあります。

西側への歩道の設置についても今後要望したいというお話もありましたけれども、現在、そういった県道路線等への要望については、年1回、県単独事業要望ということで本町の方でも町長名で事業箇所をまとめてお願いしているところでもあります。

これについては、各種路線あるわけですけれども、そういった声が高ければ、今のようなお話もそういった単独事業要望路線の中に位置付けしていきたいと考えます。

それから、速度制限のお話ということもございましたけれども、これについては、公安当局と当然協議も出てまいりますし、県道については通学路の指定にはなっていないと思っておりますけれども、そうした路線でそういった速度制限等、必要なのかといった部分もありますので、この辺についてはまた協議の必要が出てくるかと思っております。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 最後の方の速度制限で、それは予算的にそんなかかるものでもないと思うので、ぜひとも強い態度といえいいか、実現するような形で、田植え機とかコンバインとか、そこを通らないと作業できない環境にもございます。ぜひとも40 kmか、30 kmはちょっと遅いかもかもしれませんが、40 kmくらいの速度制限を成田の信号から猪子の余目加茂線の信号まで、あの辺、結構農作業のものが通りますので、ぜひとも強く要望したいものです。

○議長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） その部分につきましては、窓口であります総務課とも協議して、町として意見をまとめまして、検討してまいりたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） ぜひともよろしくお願ひします。

次に、両田川橋の架け替えのことです。

期成同盟会はできて、知事との話し合い、または県議等、様々の機会、機会あるたびに訴えています、新しい橋をもしかけるとすれば、この路線のどこを候補にするのかというものを、いま一度考えがあるのかお聞かせ願ひします。

○議 長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 先程の町長答弁にもありましたけれども、路線の決定につきましては、やはり事業主体であります県当局の考えがあるのでございますので、まずはそちらの方針が示されてからというところだと思います。

ただ、唯一、本町の都市計画施設の位置付け、都市計画道路の位置付けとして放線は絵柄が書いてあるわけがあるのでございますので、今現在はその都市計画道路の位置付けになっている路線はあるところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 3 番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） 村の人たちとか、地域の人たちから聞きますと、考えられるのが、あそこの道路は、従来は両田川橋は余目加茂線の両田川橋でした。今は空港立川線と重複しているわけです。皆さん、ご存知だと思いますが。

その空港立川線の丁字路、猪子に当たる丁字路をまっすぐS型状態に通って対岸の押切・耕福寺の前に橋を架けて通るとというのが余目加茂線、プラス、自分で思うのは、空港立川線は若干ずれるんですけども最高ではないかと思いますが、その辺の考え方を、地元の人たちの意見等は聞き入れるといえいいか、意見を言うということはできないものでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） その路線の決定にあたっては、当然事業費にも大きく影響してきますので、そういった総合的な観点、先程言いました、先程の答弁にもありましてとおり、広域的な道路、それから緊急輸送道路としての役割を持っておりますので、そういった観点で、県の考え方が示された後に、そういった協議の場面と申しますか、そういった場面が出てくるとは考えております。

○議 長（成田光雄議員） 3 番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） 1 回ずつで申しわけありませんが、もう一つ考えられるのは、空港立川線を今の丁字路にあたらないようにS型で、今、猪子の余目加茂線の信号、空港線の信号から外れて、要するに長沼温泉の方に、空港立川線か、あそこにまっすぐ橋を架けるといいう構想が、何か皆さんいろいろな話を聞くと、それがお金が一番かからない、ベターなのではないかという話は結構盛ります。

ところが、そうなりますと、両田川橋が今あります猪子押切間のものから相当に外れて、従来の両田川橋の位置から、場所から、その辺がすごく自分は心配しています。自分だけではないと思いますが、その辺も今、まだ県のお示しが無いということを何回も聞きましたが、そこら辺も、当局でも心に秘めておいてもらいたく自分は思います。

それでは、次に、学校教育に移りたいと思います。

先程答弁にもございましたが、学力向上は三川の小学校、中学校は平均値を上回っているというお話でしたが、学力は勉強を一生懸命やればかなり進むのは自分もそうと思いますが、一番心配なのが、生きる力、また、いじめだと思えます。

生きる力は、当然、自分から言うまでもありませんが、多く遊び、多くいろいろな人に接して、一生涯続くものと思えます。子どもたちにいろんな体験をさせると教育長が言っておりましたが、それらをもっともっと地域と様々なものを踏まえてこれから進めていってほしいものだと思っております。

具体的にもう少し、縷々あれば説明をお願いしたいと思えます。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 生きる力は、今から20年ぐらい前から言われてきて、要は生きる力は知・徳・体なんです。いわゆる、それを具体化したのが、確かな学力、それから豊かな心、健やかな体ということで、昔からの日本の教育の柱であった知・徳・体、その知・徳・体がバランスよく育てると。心も体も、そして頭も、これが生きる力、そういうふうなバランスよく現れたのが、変化の激しいこれからの社会を生きるための資質能力にあたるんだと。

町自体も、いろんな形で体験することによって、他人の痛みが分かり、自分でこうあらなければいけない、そういうふうな体験学習というのは当然重要になるわけですけども、学校の中でも、昔から比べれば、各学校、押切、横山、東郷あるいは三川中学校でも、私たちの時代から比べれば、体験する学習、総合学習とか、そういう学習は非常に多くなっています。

あと、町独自のアトクの館を使ってとか、わくわく体験塾とか、いろんな形でやっています。この他に、今度個人で水泳教室に行くとかピアノを習うとか、結構子どもたちは忙しいと。私たちもいろいろそういう体験を企画することによってなかなか人数が集まり切れなかった、そういう場合もありますし、魅力あるような形でやっていますけれども、時期的なもの、対象学年、非常に私たちとしてもいろいろそういうものを考慮しながら企画している次第で、これ以上にといいると、なかなか子どもたちの忙しさに輪をかけるので、そういうことは取捨選択しながら、適時、子どもたちのいろんな要望、親の要望あるいは地域の要望を聞きながら計画していきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） そのとおりだと思います。

もう一つ、いじめであります。このいじめはいろいろ問題視されているのが現実的に現れていますが、誰が考えても、これは生涯必ずゼロにする、なくするということはまず不可能と自分は認識しております。

問題は、程度だと思えます。大体このぐらいやれば、我々の子どもの時代であれば、けんかしても大概このくらいでもうやめなさいと諸先輩が注意して仲立ちに入ってくれたり、様々誰でもそういう経験はしていると思えます。

これからも必ずいじめはなくすることはできないと自分は思っていますが、しかし、それを

野放しにして、見てみないふりとか言うては語弊があるか、問題なんですけれども、先生方とか教育委員会の方々が、ただないようにうまく繕って言っている、抑えれば抑えるほどまた吹き出してくるのがこれだと思います。その辺の考えをいま一度お聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 確かに、いじめというのは私もゼロにはならないと思います。野放しといえども、今、学校教育の中において、先程の生きる力だけではないんですけれども、幅広い社会体験とか生活体験、そういう機会を多く設けながら、そういう体験の中で他人の気持ちを共感的に理解できる情操教育、それから、自分の存在と他人の存在を等しく認め合うとか、お互いの人格を尊重するとか、そういうふうな態度を養うということは、学校教育の中においても、それから、これから道徳教育が教科化されますけれども、そういう中においても、より多く取り入れられるのではないかと。

要は、互いに認めながら建設的に自分自身で調整あるいは解決していけるような、そこにまたコミュニケーション能力というのが必要になってくるわけなんですけれども、私たちも、教育委員会のみならず学校の教職員も、いろんな研修を通して、一体いじめというのはどうしたら最小限に、あるいは起こらないようにするか、それから、子どもたちがいじめをしたとしてもされたとしても、何が原因で、そして次に繋がらないような、そういうふうな教育を施すような形で私たちは研修しているつもりでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 自分もそのとおりだと思います。

それが、子どもたちのうち、いじめをなくする様々いろいろ試行錯誤をやっても一番心配なのは、小学校、中学校はそういうふうに目配りができると思いますが、その後高校になると、自分の経験も入れてですけれども、また社会人になってからでも、あまりにもゆりかごに見つめ合って立派に育てようとしていっていると、免疫力がなくなって、子どもの頃は優秀で、立派でよかったのに、社会に出てみたらギャップがひどくて、いろいろな被害を受け、自分でいろいろ悩んで、結果的に悪い傾向が出ているというのは数多くあるように思います。

その辺も、相関してとかは難しいんですけれども、将来に向けての、細かいといえいいいか、いじめに対する考え方、体験、様々なものを子どもたちに教えていただきたいと思えます。その辺の見解があったらお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 今、高校のいじめも、社会問題にされると非常に高校も多いように感じますけれども、いじめ調査によると、山形県の今年の4月から7月までの第1期の調査によると、全体で、新聞にも報道になりましたけれども、4月から7月まで3,185件、そのうち小学校が2,019件、中学が852件、高校は280件、高校になるとどんどん少なくなるんですね。やはり小学校の場合はじゃれ合い。でも、いじめというと、学校の先生が、「いじめられたか、自分が心身的な形で、あるいは悪口を言われたか」というと、「言われました」ということで、その認知件数は小学校は多いんですけれども、高校になると、自分のこと、周りにちょっかいを出すよりは非常に自分のことで忙しくなるから、そういう他人に対

する悪口とか嫌がらせは少なくなるかもしれない。

でも、事があった場合は非常に大きな問題となり得るわけですがけれども、そういう高校で大きい問題にしないがためにも、先程申し上げましたけれども、やはり小学校時代からお互いに協調性、他人の痛みが分かるような人間を育てる、そういう低学年の指導には十分力を入れなければいけないというふうに思っています。

要は、小学校、中学校の教育が一番大切なのではないかというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） よろしくお願ひします。

それでは、町の職員についてのことにお聞きします。

資質向上という、様々な町長の答弁で、研修をしたり向上に向けて努力していると聞きました。これも少し口はばつたいようではありますが、一つお聞きしたいことがあります。この研修等、様々な資質向上に向かえない職員はいないのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 町で実施しております様々な研修がございますが、この研修に向かえない職員というご質問でございますが、まずは様々な機関で研修を行っているところでございますが、その多くは総務課総務係の方で受講すべき職員を選任し、お願ひをし、受講してもらっているところでございます。

その他に、職員自らが企画する専門研修ということで、視察等の研修ということで、手挙げ方式の研修もございまして、これについても毎年5、6名の職員が取り組んでいるところでございます。

これら研修に取り組めない職員と申しますと、どういう意味かはっきり分かりませんので、またご質問していただければと思います。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） これは自分もできれば聞きたくはないんですけども、あえて言わせてもらいます。

なぜ、聞きたいのかというと、一生懸命頑張って町当局、我々住民に一生懸命、献身的に働いている方はたくさんいるのは自分も認識して、いい成果が出ていると思います。

しかしながら、その中に一部、働く意思があっても働けない人がいると聞きました。その辺は、どのようにその方々に対応しようとしているのかをお聞きします。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ご質問の対象者は長期休暇取得者の関係かと思いますが、今現在、病気休暇を取得している職員2名、それから、病気休暇の延長で休職状態にある職員が1名ということで、3名おります。

この職員の今の状況に至る経過でございますが、それについては、職場環境というものものないとは言えないんですが、家庭の事情、また本人の性格とか、いろいろなことが影響して今の状態に至っているものと思います。

また、こういう職員への対応については、まずはすべてと言っていい状況でございますが、医師の診断書のとおり対応しているところでございますし、例えば1ヵ月間自宅療養、加療が必要だという診断書が出てくれば、そのとおりの対応ということではしているところでございます。

私ども、そういう職員、できるだけ少なくなるようにということでは考えておりますが、残念ながら、そういう職員がいるというのは現実でございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） それらの職員の人員配置は当然していると思いますが、その穴のあいている箇所というのはどのような対応をしているのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 3名のうち、まず休職状態にある職員の職場につきましては、臨時職員を雇用しております。また、病気休暇を取得している職員2名のうち1名についても、臨時職員を配置しているところであります。

もう1人の職員の部署につきましては、今現在、何とか課の中での協力関係で対応できるということからそのとおりに対応してもらっておりますが、これが周りの職員への負担等かかる場合は原課から要望を出していただくということにしておりますので、その際は原課の要望を取り入れ、対応してまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） これも大変言いづらいんですけども、町長、こういうもの、職員に対してどのように考えているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 職員の管理という部分においては、佐藤正治議員の質問にありますように、やはり今の定員適正化計画の中における職員の能力、そういう部分と、メンタルの部分の管理が必要だということは議員もご承知のことだと思います。

近年の職場環境ということからいたしますと、どの職場においても、職員のある面においては資質、協調性、積極性あるいは連帯感等、雇用側はそういった部分を求めるわけでありまして。

しかしながら、今の社会の現状からいたしますと、やはり人とのコミュニケーション能力、あるいは職場環境においてはその適応という部分について、職員の内面的な要素が非常に大きいのかなと思うところであります。

これは本町のみならず地方公共団体も同じ悩みを抱えておりまして、これが先程総務課長が申し上げましたように、やはり職場環境なのか、あるいは個人によるところなのかということは非常に難しいというようなことであります。

しかしながら、採用するといった段階においては、民間企業であれ地方公共団体であれ、きちんとした職務あるいは待遇、処遇、あらゆる面においては法に基づいて対応せざるを得ないということになるわけでありまして、本来の業務執行からすれば、当然必要な戦力として、民間企業であれば戦力としての期待はあるわけでありまして、非常に昨今の社会状況

の中においては本当に難しい人間関係というものがそこにはあるのかなというふうにも思うところであります。

こういった面においては、今の医療機関も、かつてであれば精神神経科というのが、今は心療内科というような、本人のメンタルな部分の健康状況ということについても、いろんな面でアドバイスをさせていただいたりというような、医療機関が課題を共有させていただいているというようなことから、現在は薬による精神安定とか様々な処方がされているわけでありませけれども、そういった面も含めて、できるだけ職場復帰ができるような環境づくりには努めていきたい、このように考えているところであります。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） 今、町長のお答えのとおりだと思います。とにもかくにも、民間との格差といいますか、住民と感じ方がかなりずれているといえればいか、同じでないとな一般の方が感じているのは自分だけではないと思うので、そこら辺のところを十分検討していただいて、これからよろしく対応をお願いして、自分の質問は終わります。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、3番 佐藤正治議員の質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 1時42分)

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 2時05分)

○議 長（成田光雄議員） 次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員）

1. 財政について	1. 地域交流・子育て支援施設整備事業、かわまちづくり整備事業等が予定されているが今後の見通しは。 2. 財政による「第3次三川町総合計画」への影響と平成29年度予算編成の方針は。
2. まちづくりについて	1. 「三川誕生60周年事業」を展開したが、その評価と新たな町政の考えは。 2. 交流拠点「いろり火の里」の今後と「イベント広場」の拡張の考えは。
3. 福祉について	1. 高齢世帯が増えています。それに伴い高齢者が生活をしていくには、今まで想定できなかった状況（ごみ出し等）などいろいろな課題がでてきています。その対策を先んじて行うべきと思うが、その考えは。

2. 平成26年の6月議会でも質問、提言したピロリ菌無料検査の検討状況と今後の考えは。

4. 交通安全対策について 1. 高齢者ドライバーによる事故が増加しています。
高齢者の「運転免許証」更新時の講習会へ助成の考えは。

平成28年第5回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

最初に、財政についてであります。

地域交流・子育て支援施設整備事業、かわまちづくり整備事業等が予定されているが、今後の見通しについて伺います。

そして、財政による第3次三川町総合計画への影響と平成29年度の予算編成の方針を伺います。

次に、まちづくりについてであります。

三川誕生60周年事業を展開しましたが、その評価と新たな町政の考えを伺います。

交流拠点いり火の里の今後とイベント広場の拡張の考えも伺います。

続いて、福祉についてであります。

高齢世帯が増えています。それに伴い、高齢者が生活をしていくには、今まで想定できなかったごみ出し等のいろんな状況で課題が出てきています。その対策を先んじて行うべきと思うが、その考えを伺います。

平成26年の6月議会でも私が質問、提言しました、ピロリ菌無料検査の検討状況と今後の考えを伺います。

最後に、交通安全対策についてであります。

高齢者ドライバーによる重大事故が増加しております。高齢者の運転免許証更新時の講習会等への助成の考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

初めに、財政に関しまして、地域交流・子育て支援施設整備事業及びかわまちづくり整備事業についてのご質問ですが、この二つの事業につきましては、どちらもふるさと基金等により町としての財源を確保しているところであります。さらに、平成29年度以降の事業費についても中期財政計画に反映させているところであり、今後とも、国の状況等を注視し、その財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、第3次三川町総合計画と平成29年度予算編成に関するご質問ですが、本町の平成29年度予算におきましては、「第3次総合計画」に加え、「三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に推進するため、町民、事業者、行政の「協働」による取り組みを基本としつつ、町民福祉の向上とともに、コスト意識を持ってその編成にあたっているところであります。

また、平成29年度には、先程も申し上げましたが、地域子育て支援・交流拠点施設の整備やかかわまちづくり整備事業等、重要かつ長期にわたる施策に引き続き取り組むこととしているところであり、国や県の予算編成等の動向を注視し、それらの財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

さらに、これら重要施策に係る財源の確保と事業の円滑な推進を図るべく、行財政改革の一層の推進を図るとともに、後年度の財政負担を考慮し、起債の繰上償還の実施や財政調整基金等の積立など、適切かつ健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、三川誕生60周年事業の評価と新たな町政に関するご質問であります。本町は平成27年1月に三川町が誕生して60周年を迎えたことから、同年2月に、多くの先人たちの偉業を讃え、その努力と労苦に感謝するとともに、三川町誕生60周年をお祝いする記念式典を開催したところであります。また、平成27年度には、ラジオ体操事業の実施や議会史の発刊、さらに、記念事業として内容を拡大した菜の花まつりや秋まつりなど、多くの事業を実施しております。さらに、協働事業提案制度による町民の方々の取り組みもあり、福祉、観光交流、芸術文化など幅広く事業が展開され、町内外を問わず多くの方々から60周年をお祝いしていただくとともに、喜んでいただけたものと考えております。

今後の町政運営につきましては、「三川村」が誕生して以来、三川の発展にご尽力いただいた先人の意思を引き継ぎ、町民の皆様との連携を一層密にしながら、さらなる躍進と発展を目指して一層努力してまいりたいと考えております。

2点目の「いろり火の里」に関するご質問につきましては、先程もお答え申し上げておりますが、当該施設エリア全体の整備につきましては、インバウンド観光等による観光客の増加も今後見込まれることから、多様化する観光ニーズや拡大する交流人口への対応を充実させるため、受入機能の拡充を図ってまいりたいと考えております。

そのため、今年度は、利用頻度が高いと思われるエリアを中心にWi-Fiの環境整備を進めてきたところでありますし、さらには、道の駅トイレ改修工事等の施設整備によりまして、「いろり火の里」施設エリア全体の魅力アップに努めているところであります。

また、イベント広場につきましては、農機具や中古自動車の展示販売による利用が中心となっておりますが、「菜の花まつり」や「あったか冬まつり」等における駐車場としての利用、さらには、「納涼祭」における実施会場としての利用など、多目的にご利用いただいているところであります。

イベント広場を活用した賑わいの創出など、ソフト的な取り組みにつきましては、いろり火の里エリア周辺施設との有機的な繋がりにも配慮しながら、交流人口の拡大に結びつくよう施設機能の充実を図ってまいりたいと考えておりますが、これまでの利用実績などから総合的に判断いたしまして、当該広場の拡張につきましては、現時点では考えていないところであります。

次に、福祉についてご答弁申し上げます。

1点目の高齢世帯の増加に伴う生活支援策に関するご質問であります。本町においては、三川町シルバー人材センターが県内でも他に先んじて「生活・家事援助サービス事業」を今

年4月から展開している状況にあります。

文字どおり、家事援助として「ゴミ分別処理の代行」や「買い物代行」、「屋内外掃除」、「庭の草取り」など、低料金にて各種サービスを提供いただいているところであり、町といたしましては、当面、シルバー人材センターの活動を支援することにより、高齢者世帯で必要とされる生活支援のニーズに対応してまいりたいと考えております。

2点目の「ピロリ菌検査」に関するご質問であります。先にご質問いただきました経過を踏まえ、近隣の市や町の動向を確認しながら、検査方法の簡便性や対象者の選定方法など、多岐にわたる観点から検討を重ねてきたところであります。

こうした中、鶴岡市が中学生を対象としたピロリ菌検査を来年度から実施する方針にあるとのことでありますので、本町といたしましては、この取り組み状況を確認しつつ、鶴岡地区医師会等関係機関との情報交換や連携を図りながら、その実現に向け、慎重かつ前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の運転免許証更新時の助成に関するご質問であります。現在、3年に1度行われる免許更新時において、70歳以上の高齢者については「高齢者講習」が義務付けられております。この講習は、視力や反射など身体機能が低下していることに加え、認知症の増加で高齢運転手による交通事故が増えていることから、高齢者本人に自分の運転能力や技能水準を自覚してもらう目的で実施されているものであります。また、この講習においては、75歳以上の高齢者における認知症チェックが強化されたところであり、受講手数料の改正も併せ、平成29年3月から実施されることとなっております。

ご質問にありました免許更新時の費用助成については、運転免許証を所持する運転手本人に帰属するものであることから、現時点では考えていないところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに、財政であります。子育て支援事業であります。平成27年度の施政方針では、整備内容や事業年度などを具体的に示すと方針を出しております。

その中で、これは、私としては、28年度にずれ込んだのではないかと解釈する立場であります。そして、28年度は2,200万円の予算化、つまり、第3次総合計画の実施計画の3年計画で、平成28年2,200万、29年8,600万、平成30年に6,200万円となっております。その執行の状況、計画、この中では、先程町長の答弁にあったとおり、ふるさと基金を利用するというところでありますけれども、国、県等の補助がない組み合わせであります。

こういう事業を我々は委員会でも、東根、天童市の施設も見てきましたけれども、やはり国の補助事業を使つての建設となっております。この財政規模の小さい町で、単独であるということは厳しい面もあります。やはり国、県の助成事業を活用して進めていくべきと思われませんが、その考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 地域交流・子育て支援施設の整備に係りますスケジュール、また、木材を使った補助の関係の詳細につきましては、教育委員会の方から答弁していただき

たいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 地域交流・子育て支援施設の財源に関する質問でございました。

財政計画、先程第3次総合計画の実施計画の中でお示しできなかった部分が一番だと思うんですけども、私どもで今想定しておりますのは、基本的に国庫補助でもしそれを迎えるとするれば、内装の木質化ということで、林野庁関係の補助事業、これしかないというふうに今のところ認識しております。

それ以外には、地域交流エリアの多目的ホールを避難場所として想定しておりますので、現在の三川町公民館の代替施設、三川町公民館が避難所になっておりますので、その代替施設として総合防災緊急事業債を使えないかと。いわゆる起債を用いて、地方交付税算入されるというようなメリットのある起債でございますけれども、そういったものの活用ができないかということで、今の使用もそれに合わせて向かっていこうというふうに考えております。

あと、それ以外については、先程総務課長の方からありましたとおり、ふるさと基金あるいは教育施設整備基金、そういったものを今後建設までの中に積み立て、あるいは使いながら対応していかせていただきたいというふうには考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 木材利用ということで、前、2年になりますか、木材の補助事業ということで、県内木材を使えばこういう補助がありますということで提言申し上げたわけがあります。そのときは、前の従来のいろんな補助事業があるということで、補助率のいい助成があったということで、こんな言い方はしませんが、見向きもしなかったといえ、私、提言したあのとき、あの木材の利用を、いろんな制限はありますけれども、補助事業ありました。やはり木材で作るべきと提言いたしましたけれども、その流れを伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 財源の確保につきましては、基本的には今の三川町公民館多目的ホールの代替施設を建てるためということで進んでまいりました。当初は建て替えということで農林の補助に向かい、その農林については基本的には難しいと。さらに、社会資本整備総合交付金という国土交通省の事業について検討してまいりました。こちらの方が補助率が1/2ということで、非常に率の良い補助でございました。

そういった率の良い補助で、使い勝手の良い補助だということもあって、全国的にその取り組みが増えたところ、やはり国としてもその考え方についてただすべきだということになりまして、基本的には、その事業については採択が非常に厳しい状況になりました。特に都市計画の位置付けが大きく関係してまいりましたので、市街地の調整というような考え方を持った補助をしなければいけないと。そういった見方を、本町の場合は、計画している立地を考えても、それを取り入れることができなかつたところでございます。そういった面では、過去に申し上げてきた率の良い国の補助というものは、断念せざるを得ない状況にあります。

一方、その内装の木質化につきまして、あるいは木造でも同じことでございますけれども、

その木造も、27年度までは1/3の補助がございましたが、28年度からそういったいわゆるハード施設に対する補助が非常に厳しくなっておりまして、補助率ももう3.5%というところまで落ちてしまいました。さらには、採択もなかなか難しいというふうな状況のようです。

ただ、私どもとしても、幾ばくであっても、国の補助を使った事業を行うことでのメリットはありますので、そういった面では今後も、先程答弁の中でもありましたとおり、国の情勢を見極めながら、より良い、例えば補正予算とかそういったものが使えるものがあれば、取り組んでいきたいというふうには考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） そういうものに取り組む場合は、いろんな事前の調査あるいは考えを国に示して、どこかの自治体のように、補正予算に期待していたら数パーセントしか来なかったというような状況にはならないような姿勢で臨んでほしいと思います。

あと、かわまちづくりであります、国の一級河川の事業でやるわけですが、私も毎度口を酸っぱくして言っているとおり、やはり国、作る時はお金を出してくれておりますけれども、その維持になると担当の自治体ということになります。

例えば、前も言いましたけれども、カヌーの船着き場等を何か所か設けるわけですが、それも国の方針で作っても、いろんなことの改修等あれば、この三川町でしなければならない。そして、いろんな広場に対しても、芋煮にしても、利用する期間、限られた部分についても、三川で芝管理からやっていかなければならないというような状況であります。

ハードものは維持費がかかりますので、今後の維持管理を考えた規模、そういうものも国に提案して、許可いただける。本来の目的は川に親しむですので、私は工事道路を生かした親水空間であっても良いのではないかと。わざわざ町で井戸を掘ってまで水を流す必要性があるのかということ、利用率も考えて、そういうことも思いますので、その考えを伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） かわまちづくり事業の事業費、事業が完成してからの維持管理の部分ということのご質問かと思っておりますけれども、この点につきましては、施設の維持管理については、質問者の言うとおりに、国と町の方で施設管理の方を行って行って、日常管理については基本的に町の方で行うということになります。したがって、日常的な管理の部分について、全体の面積が6.6haとかなりの大きさ、現在既存の面積が約1.2haほどしかございませんので、約5.5倍にも大きくなると。

これをただ単純に今の業者委託という形を考えると、単純に5.5倍の維持経費が年間かかってしまうということになるわけですが、そうしたことにならないように、本町といたしましては、一部区分けしながら、例えば施設管理、通年管理として必要な、例えば管理棟とかトイレ、こちらについては、従来うちの方もシルバー人材センターの方にトイレ等の管理をお願いしているところでございますし、あと、芝とか除草関係、これについては、例えば、町の方で機械を購入して、機械の方を協力団体に貸し出すとか、そういったことで

維持管理費の低減を図るとか、そういったことである程度、面積が増えることによって維持管理費がそれだけかかるといったことがないような形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 維持管理、協力団体等ということがありましたけれども、私も前に触れておりますが、この主に高齢者のやっている二つのスポーツがあるわけでありましてけれども、競技人口が今減っているというのが状況であります。一つの方は、逆に、いろり火であのような立派な施設もできて、その維持管理をやっている。それに、また新たに河川敷の維持管理をお願いするというのは大変厳しい状況にあらうかと思っておりますので、その辺の今後の戦略を練った良い事例等を探しながら臨むべきと思っております。時間があつたら、また提言等を質問したいと思っております。

三川誕生60周年ということで、昨年2月からやってきたわけでありまして、はじめの50周年ということは、皆さんご存知のとおり、平成の合併問題等でいろいろありまして、大々的な事業展開ができなかったと思っておりますけれども、60周年ではやって、50年ではビデオ作成等やった経過、ビデオ等は作りましたけれども。

そして、今後の方針ですけれども、いろんな、先程協働制度を使ったりとか、今後のまちづくりに言われましたけれども、やはりそういうものをやるにも人づくりと思っております。やる人がいなければ、いくら制度があつてもできない。やはり人づくりをして、イベント等の開催、あるいは自ら芸術等を企画する、そういうものが必要と思われまますが、今後の人づくりについてどう考えているのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 質問者に申し上げますが、通告の内容と少し離れておりますので、ご注意願いたいと思っております。宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 三川誕生60周年事業を踏まえて、今後のまちづくり、人づくりということでございました。60周年記念の中では、協働事業の記念的な事業として、大納涼祭、それから記念誌ということで発刊なり、三川の伝説はそういった記念の文化資料なんかの発刊というのもございました。そういった部分を踏まえて、今後の人づくりということで、60周年の記念の年以外も協働のまちづくりということで、協働提案事業ということでやってございます。

今年度もすでに町内会の方から、お祭りの子どものにぎわいづくりという部分での提案があつて取り組んでいる町内会もございまして、まだ参加の少ない部分はございましてけれども、地域の方で地域の文化、それから集落内の協働コミュニティづくり、そういった部分に資する協働事業の提案制度について、引き続き事業内容についても見直しを図りながら、協働のまちづくりに資する事業として皆さまの方から活用いただけるように、施策の事業の内容をレベルアップしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今後のまちづくりについて、先程町長の答弁で、協働の提案制度等が出たので、この提案制度をどうやっていくかということで今質問させていただきました。やはりそれにはやる人がいなければだめだということで、その辺の質問だったんですけど

も、何か少しかみ合わない点がありました。

イベント広場であります。先程答弁があったとおり、車、農機具等の展示、あるいはあつたかまつり、菜の花まつり、いろんな祭り等の駐車場に利用されているわけでありませうけれども、すごい人の場合は、でなくてもそうですけれども、交通安全協会の役員等が交通整理をして、駐車場の確保をしてくれてはおりますが、それでも止めることができない。あるいは車の展示に関しても、主催する側の車が止めることができなくて、農道に止めているというような現状であります。

やはり交通の便が良くて三川でやってくれている、それで交流人口が増えている。それに伴って、いろり火への誘客、あるいはスーパーで、道の駅等の利用もあると思っております。これが、こういうことの立地条件だけに甘えていますと、主催者側が、手狭になってきたとなれば、他のところも探す可能性があります。

今話題になっておりますバイパス沿いのところの、他の自治体でいろんな大きい場所の事業展開をしております。その中に三川のようなものを設ければ、総合型で、当然温泉も作るようですけれども、その周辺等に、あそこは面積がいっぱいありますので、そういうものを作ればそちらに事業者は移っていくという可能性を私は心配しております。

だから、先んじて、この手狭な状況を打開しての政策を早めに出すべきと思いますが、その考えを伺います。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） いろり火の里施設全体の今後の長寿命化、それからリニューアルの中で、イベント広場、今、駐車場、いろいろなイベントをする際の農機具、自動車の販売、展示が主でありますけれども、そのイベント広場につきましては、いろり火の全体の中で、前年については約85日ほどの利用ということで、年間の1/5ほどの利用がございました。

今年についても、まだ10月までのデータしかございませんけれども、73日の利用ということで、毎月、利用のない月もございますけれども、多い月ですと月の半分ぐらい利用いただいて、金曜日とか、それから土曜日、それから日曜日にかけて搬出というふうな部分もございますけれども、これを拡大するという志田議員のご提言でありますけれども、現在の状況、それからイベント開催依頼のある業者の方からいろいろ話も振興公社の方でお伺いしておりますけれども、やはり県内企業についても、なかなか自動車販売含めて、いろいろな展示については民間の企業の方が厳しい状況にあるということで、今まで展示していた業者についても、回数を減らしたりという部分も聞いております。

手狭だという話というよりは、それぞれの業界なり、そちらの方で厳しい状況で回数を減らしているというふうな部分もございますので、現在、スペースが狭くて、現在の場所を拡大してほしいという声は、施設の方にはあまり入っていないところでございますし、先程の町長の答弁にありまして、これまでの状況を踏まえまして、現在拡大するというような形での利用状況には、現時点ではないのではないかとということで判断しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 町で示しているとおおり、いろり火の里は交流人口の拠点であります。やはりその拠点が、利用率等、廃れれば、交流人口が減ると。観光施設があまりない三川町においては、交流人口の拡大という政策で今までやってきました。この交流人口拡大の拠点を現状維持あるいは交流人口を増やすためには、やはりそれなりの対策が必要と思われま

す。イベントに来たお客さんが、なの花ホール等でやっている事業で車を置く場所がないというような実態も今までありましたので、同じようなお祭りをする場合、利便性のいいところにお客さんが流れるということは必然でありますので、これらを先んじて整備等、イベント等で来たお客様の声も聞きながら対策をとっていくべきと思われま

す。時間がありませんでしたら、また質問したいと思いますけれども。今現在、高齢世帯が増えているという現状であります。今まで高齢者夫婦で暮らして、連れ合いが亡くなって何もやる気をなくして、ごみ出し等もできなく、やる気がなくなって、部屋中がごみ等でいっぱいになって、ごみ屋敷と呼ばれるような状況等、セルフネグレクトが、つまり自己放任が始まっているということでもあります。それらの対策を私は先んじてやるべきと思われま

す。○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 反問をお願いします。

○議長（成田光雄議員） ただいま阿部町長から反問することについて挙手がありましたので、これを許可します。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田議員から今ありました、これからの高齢者世帯の生活支援というのは、本町では大きな課題として捉えているところであります。

現状の中における志田議員の認識の中に、それぞれの家庭の事情というのがあると思われま

す。その世帯すべてにおいて町がどのような生活支援をしていくかということに対しては、現状においては、町

の健康福祉課あるいは社会福祉協議会等でのいろいろな事業の中において生活支援を行っているわけでありま

す。そうした中で、将来に向けた高齢者世帯に対する支援というのは、志田議員としてはどうあるべきかということをお聞きしたい、このように思うところであります。○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 高齢化社会でいろいろな相談、行政等にも質問している例があるわけですが、やはりこの庁内の中で、環境部門と福祉部門の連携が必要であります。その連絡がなくて、片方はごみ問題、片方は福祉問題、知らない間に、お互いの連携がないので、こういうごみ屋敷等、あるいは痛ましい事故で餓死したと、認知症も伴って、そういうことがあります。

そして、反問ですので、私としてはそういうことも踏まえて、郵便局局員あるいは水道のメーターを確認する人たちとの協定を結んで、高齢世帯に異常があるかないかも調べていただくという方法も可能であります。私としてはそういう方針をとりたいと思われま

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程答弁で申し上げましたとおり、本町においては、現在、シルバー人材センターの方から生活支援というようなサービス事業を展開していただいているというような状況であります。

一方、町、行政あるいは社会福祉協議会としての支援ということからすれば、これからの地域包括ケアというようなことで、医療、福祉、介護、これらの連携をもとに、それぞれの生活実態に合った生活支援をしていかなければならないというようなことで、厚生労働省の方も、これからの地域福祉のあり方ということからすると、これら関係機関の連携というようなことですでにスタートしているわけでありますので、そういった面で、複合的なサービスを提供していく体制が構築されるというふうに思います。

本町においては、町内会長の皆さま方からは福祉、また、民生児童委員の方々からも本当にきめ細かなそれぞれの世帯の生活状況等の把握をしていただいておりますので、志田議員が言われますとおり、その生活実態に合ったサービス、支援というのがどうあるべきかというのは、やはり本町においても、地域包括支援センターでの一つの大きな業務と位置付けておりますので、そういった点については連携を図りながら今後の課題に対応していきたい、このように考えているところであります。

なお、現状等については、担当の健康福祉課長の方から細部については答弁をいたさせたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今、町長より答弁ありましたとおり、町内会長の皆さま、また民生児童委員の皆さま方から、見守り支援ということで特段のご協力をいただいているところでございますし、各町内会において異常が感知された、発見されたという場合におきましては、当地域包括支援センターへの連絡等が入ってくる体制になってございます。

そういった情報を受けた中においては、先程ご質問にありましたごみの処理について、不適切な状況というようなことも過去において、最近ではございますが1件通報がありまして、これについては、私どもの地域包括支援センターと隣の環境整備係の方と連携してその対応を図ったというような状況もございます。

今後もこれまで以上に、課の中での連携はもちろんです。状況によっては課を超えた連携を図りながら、住民の皆さまの安全で安心な生活の確保に努めてまいりたいという考えであります。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 日頃の生活状況を見るのに、郵便局員や水道の検査等も言いましたけれども、やはり新聞配達等にも協力をお願いも必要ではないかと。

私は質問で言っているとおり、今までは想定できなかったこと、つまり、小さな地域で皆顔見知りであったということでもあります。ところが、こういう地帯にも高齢化、高齢者世帯が増えております。そして、先程言ったとおり、連れ合いを亡くせばひとり暮らしというようなことで、今、地域によっては老人クラブ等もなくなって、顔を合わせる機会がなくなって

いると。

前は、あの人が出てこない、お茶を飲みに来ないというようなことで気づいたわけですが、そういうこと。あるいは、おせっかいでもその家に入り込んで、いろいろ片づけ等を手伝ったりしてくれたわけであります。ところが、今はそういうものを発見しても、その人がだめですと言えはむやみに家に入ることができません。

ですので、先んじて条例等を作って、空き家対策等も町で作りましたけれども、そのように、条例で作ってあればいくらかでもその対応はできるわけであります。やはり、そういう条例を大きく事が起こる前に作って、その対応を法的にできる状況にすべきと思いますが、その考えはどうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 各世帯に対します支援策の一環として、その見守り支援ということについての強制的な調査権というものの条例での設定かというふうに今お聞きしたところでございますが、そういった強制的な状況に至る前に、今現在、介護保険制度、いわゆる地域支援事業の中におきまして、介護予防事業から介護予防生活支援サービス事業に切り替えるということで、29年度から、少しずつではありますが、新たな事業展開に向けての体制づくりを今現在進めているところでございます。

そういった中におきましては、各町内会レベルにおいて、いわゆるお茶飲みの場の、通いの場というものの設置なり、今現在行っておりますサロン事業、いわゆる高齢者の方々の、要介護、要支援になる前にいろいろと健康増進を図るといような事業展開を月1回ペースで開催している町内会も相当数あるわけでございますが、そういった事業の拡充を広めながら、家庭における孤立化等を防ぐといような対策を考えているところでございます。

その部分については、行政のみでは実施できない話でして、先程からご質問、答弁の中で触れておりますとおり、協働のまちづくりをまさに全面に出した形で、町内会の関係者の皆さま方からのご協力をいただきながら、ぜひとも拡充してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 全国的に見ますと、自分の親世代がこういう状況になっていることが、親戚あるいは家族、県外等に行っている家族が知らなかったという状況で、そういう状況ができて、餓死あるいはごみ屋敷になっていたという状況もあります。これが、条例等があればこういう親類等にも各連絡網もつかみ、許可も得ていような対策ができるわけであります。

今、こういう法律的問題、個人の権利を優先している、例えば認知症にかかっている答弁であつても、それを認めざるを得ないといような状況もあるわけであります。そういうものを先んじて予防するには、やはり条例等でしっかり決めてこういう対応を権限でできるということがこれからの高齢化社会への対応と思われまますので、今提言しておきますので、今後検討課題、やはり小さな町、かゆいところに手が届く町ですので、そういうことを先んじてやるのも方法の一つと思われまます。

続きまして、ピロリ菌の無料検査であります。

私、前に質問したとき等、山形県では酒田市が一番早くやったわけでありまして。これは、その当時言いましたけれども、酒田の医師会と酒田市が話し合いをして、やりましょうということとなりまして。今回、鶴岡市がやるということでありまして。この三川町も鶴岡市の医師会に入っているのではないかとおもわれますし、この鶴岡市の医師会とはどういう話し合いをやっているのか。そしてこの検査、これは一生に1回で済みますので、これを一気に全員ということではなく、目の健康診断のように5歳ごとの年齢を区切って無料検診をやるというような方法もあり得ると思っておりますので、その方策はどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） まず、鶴岡地区医師会と三川町との調整という部分につきましては、最近という話にはなりませんけれども、鶴岡市の方で来年度29年度から中学生を対象にした検査を行うというようなことを情報収集いたしましたので、本町で行う場合についての調整については、鶴岡市の状況を勘案しながら慎重に進めてまいりたいというような形で調整が開始されたところでございます。

一方で、酒田市がいち早く5歳刻みの胃がん検診時におけるピロリ菌検査を実施したその背景といたしましては、山形県内では極めて特異的な状況がありまして、胃がんになる方々が非常に多かったという当時の酒田市並びに医師会の判断があったように聞いております。

本町におきましては、検診において胃がんという疑いがあるという検診結果につきましては、年間2名ないし3名というような非常に低い数字で推移しておりますので、特別このピロリ菌検査について緊急性のある検査という認識はしておらなかった状況でございます。

先程前段で話しましたように、一方で、鶴岡市で来年度から中学生を対象にピロリ菌検査を行いたいということで、今現在、調整を進めているということでございまして、これにつきましては、中学生という若い年齢層で検査することによって、まずは市内の全生徒に対して中学2年という一定の年齢を区切りますと、全体に対しての検査が実施できるということから、酒田市で行っているような胃がん検診につきましては、国保被保険者での胃がん検診に限定されるということから対象が極めて限定的になるというような状況がございます。

そういったことで、将来的なことを考えますと、幅広く全体に対象者を広げたいというようなことから考えますと、慎重な検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 少しでも重病者が出れば、国保等の負担が大きくなるわけでありまして。それらを考えていくなれば、検診の無料化でそういうものが防げれば国保保険の安定化にも繋がるわけでありまして。普段の保健師等の努力等も、検診等の努力等もあって、三川はそういうような良い結果になっていると思っております。

それらを継続し、今は中学生、言いましたけれども、血液検査だけでなく簡易的にできるという話も聞いております。実際私がやったときは血液検査ですけども、その後、1週間程度薬を飲んで、そしてまた呼吸器で検査するということになれば、もう一生ピロリ菌は

ないということですので、やはり東北には多かった、先程言ったとおり秋田県と酒田市が多かったという実態があったわけですので、そういうことに取り組んだということでもありますので、予防、国保の平等な負担の軽減のためにも、やはりそういうものの予防のチェック等、健康診断等は必要かと思われまます。

こういうことも、鶴岡市の例を参考にするということですが、そういうものを参考にして前向きな検討を重ねるべきと思われまます。

続きまして、高齢者ドライバーについてであります。

先程答弁にあったとおり、今までは1回の高齢者の免許更新でその都度の診療、認知症等も調べてはいましたけれども、今度、75歳以上のドライバーの場合、認知症のおそれがある人を第1分類、認知機能の低下のおそれがある人を第2分類、認知機能の低下の疑いがない人を第3分類に分けております。

来年の3月施行の改正道路交通法では、第1分類と判定された場合、医師の診断を受けることが義務付けられます。当然、認知症と診断されれば免許取り消し、第2、第3分類でも、後で交通違反をすると再度検査を受けなければならないということでもあります。

ここで問題は、例えば第1分類と判定された場合、医師の診断が求められるわけですが、今までは、第1分類と診断、判断されても、その後に交通違反がなければ医師の診断を受ける義務はなかったわけですが、今回の改正でチェック体制は厳しくなりました。

そして、そのときであります。もう一つは、医師の不足であります。指定医による診断は警察の一環で公費負担で受けられますが、こういう専門医がいないところではかかりつけ医などで診断を受ける場合、実費で賄う人が出ます。指定医の診療所が近くにないという理由等の場合はかかりつけ医の診断を受けられますが、そういうとき、精密検査を受けると1万円ほどかかるという状況であります。そういう場合、全国的に専門医が不足している中、この都合でこういう診断を受けるということは厳しい状況にあらうかと思ひます。そういう場合、やはり行政としても、重大事故を防ぐためにもそういうことに助成が必要ではないかと思われまますので、それを聞きたいと思ひます。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ご質問にありましたとおり、特に75歳以上の方の免許更新時における認知症のチェックが強化されたということから、それに係る受講料も増額になっているようでございます。認知機能検査におきまして、機能低下のおそれありというふうに判定された方は再度検査を受けるわけですが、そういった方については、8,200円の受講料がかかるというふうに承知しております。ただ、そういう状況にありましても、さらに免許を更新したいんだ、所持したいんだという方については、やはり自己で負担していただくというのが原則かと思ひております。

ということから、町長の答弁にもありましたとおり、運転免許証所持者自身に係ることなものですから、その助成については考えていないということでございます。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 例えば、対象者が4万人から5万人がいるのに、認知症の専門医は

1,500人しかいないという環境の問題があるわけであり、これは個人の問題ではなく、この地域にその専門医がいないという状況下で、専門医がいないこの地域に対しては行政としての何かの対応が必要ではないかと思われ、その考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 質問者に申し上げますが、この質問要旨の中身は講習会への助成、そういうことの質問の内容になっておりますが、少しかけ離れているようですが、もう少し講習会に関連した質問をお願いします。

○2番（志田徳久議員） そういう資格を得ないと講習会等も全部受けられないわけであり、こういう条件が皆すべてになるわけであり、普通の人はすぐ講習会を受けることができますけれども、高齢者はいろんな機関の検査を受けないと講習会を受けられないということであり、

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 質問の中で触れていただきました認知症専門医の不足状況ということについては、確かに全国的な状況を見ますと、ご質問のとおりという話かと思えます。

しかしながら、本町におきまして、鶴岡市との医療介護連携の事業の中で今現在取り組んでおります認知症集中支援チームの発足という形につきましては、鶴岡市は昨年11月からスタート、本町におきましては今年4月、28年度からこの体制をスタートということで認知症対策を図っているところでございます。

そうした中で、本町におきましては、昨年の8月に三川病院の錦織先生から東京に出向いていただきまして、認知症専門医の研修を受けていただき、今年春の認知症集中支援チームの発足に向けての準備をいただいたというところでございまして、幸いにも、本町におきましてはご懸念の状況にはないということでご理解いただければと思えます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今の答弁で理解して、町の努力等もそれこそ先んじた対応とされます。やはりこういう先んじた対応で住民の福祉を確保するということが町の姿勢とされます。

戻りますけれども、28年度から、新型交付金ということで、観光の振興等に取り組んだところには重点的な配分をするという方針がなされました。それで、三川町等はそういう先進的な観光振興に取り組んで、こういう交付金等に該当しているのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先に総務省の方から、新型交付金に関する平成29年度からの方針が示されたところであります。国が地方創生を進めてきたというようなことから、それぞれの自治体が地域振興、特に観光の分野での様々な交流人口の拡大等における取り組みについては支援しようというような方針が示されたところであります。

本町のような観光資源のない自治体という部分については、非常に国が地方創生、地方が頑張っているにもかかわらず、そのような新型交付金の中において、ある面においてはそれぞれが努力しながら、本町のように有利なその国の支援のない自治体という部分に関しては、

私は非常に不公平だというふうに思っておりました。

しかしながら、総務省においては、平成29年度から特に人口増減率といった指数の数値が悪い団体の需用額を、言うなればそれぞれの努力の度合いによって改善された団体に対しての割り増しをするというようなことで、昨年度と今年度においては5,000億円程度ということでありましたが、そのうちの1,000億をこういうこれからの自治体の総合戦略によって、例えば人口の増減率の低かった、高かったといった自治体にはこの1,000億円を原資にした配分が行われるというようなことで総務大臣が公表しているところであります。

そういった面においては、今まで本町が取り組んできた中において、地方創生に繋がるような人口減少に対する歯止め策、あるいは子育て支援、少子化対策等も含めてさらに充実をしていかなければならないというふうに考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

- 議長（成田光雄議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。
- 議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 3時09分)
- 議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 3時30分)
- 議長（成田光雄議員） 次に、5番 田中 晃議員、登壇願います。5番 田中 晃議員。
- 5番（田中 晃議員）

1. 学童保育の充実強化について	1. 学童保育指導員（支援員）の処遇改善について所見を伺う。
	2. 地域交流・子育て支援施設整備での学童保育所の具体的なあり方について所見を伺う。
2. 福祉行政について	1. 当事者が年金で入れる介護施設について所見を伺う。
	2. 特養施設入所への待機者の現状と対策を伺う。
3. ごみ処理について	1. 鶴岡市への「ごみ処理委託料」について町としてどのように考えているのか所見を伺う。
	2. ごみ減量対策について所見を伺う。

私は、平成28年第5回定例会、2016年12月議会にあたりまして、通告に従いまして一般質問いたします。

質問の第1は、学童保育充実強化についてです。

平成27年度から、市町村の学童保育の基準と国の定めた放課後児童クラブ運営指針に基づく学童保育運営が求められています。平成28年度三川町教育委員会行政方針においても、

学童保育所運営に関し、放課後児童支援員を確保するための処遇改善を支援し、放課後児童クラブ運営指針に沿った保育所運営の円滑な実施に向け、委託を受け運営主体となっている学童保育運営協議会を指導・支援していくと明確に述べられています。

このことを踏まえ、第1点目として、学童保育指導員（支援員）の処遇改善について所見を伺います。

第2点として、現在、学童保育所として使用している児童交流センターの老朽化に対応した代替施設として、5ヵ年計画の予定で建てられる複合施設、三川町地域交流・子育て支援施設での学童保育所の具体的なあり方について所見を伺います。

第2は、福祉行政についてです。

平成28年4月から年金支給額が、国民年金で満額で月額6万5,008円、厚生年金で夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額は22万1,504円になっています。このことを前提に、1点目として、当事者が年金で入れる介護施設について所見を伺います。

2点目として、介護保険制度改定により、平成27年4月より、特別養護老人ホーム入居者基準は、原則要介護3以上に限定されました。このような中における特養施設への待機者の現状と対策を伺います。

第3は、ごみ処理についてです。

1点目として、鶴岡市へのごみ処理委託料について、町としてどのように考えているか、所見を伺います。

2点目として、ごみ減量対策について所見を伺います。

以上、1回目の質問とします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

初めに、学童保育指導員の処遇改善に関するご質問ですが、ご承知のように、本町の学童保育につきましても、入所児童の保護者と地域の関係者で組織する学童保育所運営協議会が、学童保育所を開設・運営しております。

国の放課後児童クラブ運営指針に定められている放課後児童支援員、通称学童保育指導員は、運営協議会が雇用しているものであり、その処遇についても運営協議会がこれを定めているものであります。

指導員の処遇改善については、これまでも運営協議会において見直しを図られ、社会保険加入や賞与の支給など待遇面の改善を行っているものであり、町補助金についても平成27年度から指導員の雇用に要する経費の補助率を引き上げ、保護者の負担軽減に努めているところであります。

町といたしましては、今後も学童保育所の良好な環境づくりと、みかわ学童保育所運営協議会の適切な運営を支援してまいる考えであります。

次に、地域交流・子育て支援施設整備における学童保育所の具体的なあり方に関するご質問ですが、この施設整備にあたっては、学童保育所運営協議会が学童保育に使用している、児童交流センターの代替機能を有する施設として整備するものであり、その整備内容

につきましては、基本設計策定検討委員会を組織し、学童保育関係者のご意見も伺いながら基本設計の策定にあたっているところであります。

なお、施設の完成後につきましても、学童保育の運営組織を引き続き支援してまいります。次に、福祉行政についてご答弁申し上げます。

1点目の年金で入れる介護施設に関するご質問であります。ご案内のとおり、本町にあります「なの花荘」のような特別養護老人ホームについては、利用者負担上限額等の制度適用により、年金受給額が比較的低額な被保険者でも入所が可能な状況にあるものと認識いたしております。

また、町内には、いわゆるグループホームや小規模多機能型施設、並びに老人保健施設やサービス付き高齢者住宅などの介護施設が複数設置されていることから、各被保険者の要介護状態や経済状況等の諸事情に応じ、適切な相談支援の展開により、これらの施設利用についても有効に活用されている状況にあると認識いたしているところであります。

2点目の特別養護老人ホームへの入所待機状況に関するご質問であります。本町の「なの花荘」の状況としては、約100名の待機者で推移しているとのことであり、そのうちの三川町民は約3割と伺っているところであります。

また、こうした特養施設への入所待機者の方々に対する支援策といたしましては、ショートステイやデイサービスの利用など各般にわたる介護支援プランを提案するとともに、在宅による介護においても、より安全な生活の場や安らぎの場を確保できるよう、引き続き支援してまいります。

最後に「ごみ処理について」ご答弁申し上げます。

1点目の、「鶴岡市へのごみ処理委託料について、町としてどのように考えているか」というご質問であります。現在、受委託を前提に鶴岡市との事務レベルでの打ち合わせに入っているところであり、平成32年3月末を目標に委託料の算定ルール等を決定することとしており、今後とも、鶴岡市との真摯な協議を重ねてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の「ごみの減量対策について」のご質問であります。本町にとって、非常に重要な課題と捉えております。

本町においては、一般廃棄物処理基本計画を策定するとともに、本計画に基づいた一般廃棄物処理実施計画を毎年策定するなど、ごみの減量化・再資源化に向け、積極的に取り組んでいるところであります。

具体的には、ごみ発生抑制策の普及や学習会への講師派遣等の啓発活動や、生ごみ処理機・資源回収への補助金の交付、さらには、資源リサイクルステーション・資源ポスト等による直接回収を柱に取り組んでいるところであります。

今後とも、ごみの減量化・再資源化に向けて、町民・事業者の皆様からのさらなるご理解とご協力のもとに、各施策の充実と展開に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） それでは、再質問していきますが、今回は、順序を変えて、ごみ処理について最初に再質問させていただきます。

鶴岡市と事務レベルの作業が続いているということで、まず、具体的な進展がまだ見られないということだと思いますが、平成32年に新施設が完成するまでに数年はかかる中で、このまま事務方同士で進めていくことについて、鶴岡市からの具体的に委託料が明示される前に、全国の委託事業化をしている先進的な事例とか、そういうことを調べながら積算基礎などの事例を把握して、委託料明示に対して適切な備えは必要と思いますが、この点についてどうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） 市町村間の一般廃棄物処理受委託については、山形県内には事例はないわけですが、全国的には市町村間で受委託をしている例もあるようでした。

しかしながら、受委託につきましては、いわゆる可燃ごみ、不燃ごみ、最終処分など、どこまで受委託をしているかというような、また、それから、その施設の経過年数などによりまして、委託の単価料も違っているようでございます。本町と同じような受委託があるか、さらに調べてまいりたいとは思いますが、そのような状況から、一概に比較をすることはできないと考えておまして、ただ、参考となるような受委託の例がないか、さらに調べて、鶴岡市との協議を真摯に重ねてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） やはり最終的には鶴岡市から明示されるわけです。そして、三川町側としても、かかる経費の応分の負担をするということで述べていますので、その際に、折り合いをつけるうえで、本当にどちらも、さっき町長の答弁も真摯なということで使いましたけれども、本当にその意味に妥当するような、一番、その調査、研究というか、ところを続けて、そこに向かっていただきたいと思えます。

次に、ごみ減量対策について、所見の再質問をします。

先程も町長の答弁でごみ減量化について触れていましたが、私は、鶴岡市にごみ処理委託をお願いするうえで、先程、一番効果的なのは、自分たちの町のごみを減らす自助努力と、それと抜本的な取り組みということで、廃棄計画というのは27年度の方にも縷々書いてあるんですが、実際計画は述べられていますけれども、それを本当に力強く実行していくということがすごく大事でないかと思うのです。

三川町もごみについて頑張っているんだというのは、そういうところが鶴岡市に委託する相手側の方に届いていく。そうすればまた、話し合いの中では少しその意味で変化が生まれるのかなという気がします。

そういうことで、私は、委託されるにかかわらず、ごみ処理で発生する二酸化炭素などの温室効果ガス排出量削減で地球保全が急がれているという意味合いもあると思えます。

そしてまた、県の方でも取り組んでいますけれども、循環型社会形成推進基本法で明記されている3Rですね、ごみを出さないリデュース、再使用のリユース、再利用するリサイクル

ルを抜本的に推進していくことが大事だと思っています。

あと、三川町は農業が基幹産業であります。そして、面積の2/3が農地ということで、特に生ごみの6割が水分ということで、それを処理するのに油で水を処理するという、何かそういう感じでやられているところを、これを有機肥料に変えていくとか、水分を抜いて、生ごみを干して有機肥料に変えていくようなことを町で取り組む必要があるのではないかと思います。

そうすることによって、結果的には委託料を減らすことができるということで、全国では先進的などころがあって、私も少し調べたんですが、徳島県の上勝町というところは資源化率が85%だということで、全国では1日のごみの量は平均が1kgのところを、ここの町は410gまで減らしたというところがあります。こういうところの町に見習って減量を取り組むべきだと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） ごみの減量化についてでございますけれども、今、ご提案のありました徳島県の上勝町などで取り組んでおります徹底したごみの分別、再資源化、これらというのは、本町で現在進めておりますコンポスト等による減量化並びに資源リサイクルステーション、それから資源ポストで回収をしております資源の量を増やすことによって、まず、ごみの減量化を本町としては進めていきたいと。特に生ごみにつきましては、有機物、微生物の働きで減量化をしたり、自然に返すというようなやり方についても、これから研究をして進めてまいりたいと。

まずは、現在取り組んでおります施策を周知徹底して、町民の皆さま、それから事業所の皆さまからご理解をいただいて、さらに進めてまいりたいと考えておるところです。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私もごみの減量化を町民も町民全体が取り組む取り組みというようなことを考えてほしいということと、見える化ですね、一応どのぐらい減ったということで毎月の広報では出されているんですが、もっと町民が実感となるような、そういう可視化みたいところで、みんなが進めていくような、そういう取り組みを求めたいと思います。

そしてまた、資源化を高めていってほしいと。先程紹介した上勝町は34種類ということですが、そこまで行かなくても、少しは増やししながら、平成32年までに高めていくことを求めたいと思います。

それで、次に、最初の再質問の学童保育所の方に移ります。

先程の学童保育の指導員の処遇改善について、私も、三川町の学童保育所が平成12年にできました。それで、今度できる5ヵ年計画の子ども・子育て支援施設、複合施設が32年にできるということは、ちょうど20年目を迎える時期でもあります。そういう中で、今まで12年にできて、先程紹介されましたけれども、三川町の学童保育所は運営協議会がやっている。保護者と地域の方たちがやっている学童保育所であります。そこに町から委託されている形ですとやってきているということがあります。

それで、町の方としては、先程町長の方でおっしゃっていましたが指導員の社会保険料の全額とか、それから、放課後児童支援員と補助員の雇用に必要な経費の3/4以内として、町独自で補助金を置いている。私はこのことについては、独自施策として大変評価しています。

そのうえでお聞きしたいんですが、今、三川町で三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というのがあります。この第10条第2項には「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。」と基準が示され、第4項では、「第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。」という基準があります。

現在、みかわ学童保育所児童登録数は59名と伺っています。私はこの条例と照らしての整合性といいますか、それをどういうふうにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 放課後児童支援員の人数に関する質問でございました。基本的に、今、学童保育運営協議会が運営していらっしゃる学童保育所につきましては、先程議員から59人の児童がいらっしゃるということでお話がありました。

町の基準条例に基づけば、おおむね40人以下を一つの支援単位とするのが望ましいということで基準条例を定めております。ただし、先程の田中議員については、協議会に対して町が委託をして事業をしているというふうな言い方をされておりましたが、当初は委託でございましたが、現在は補助をしている補助の事業でございます。補助事業をしている、補助をしているわけでございますので、その交付団体、学童保育運営協議会がどのような形でその運営を行うかは、実施主体が中心、主体となって行うものでございます。

私どもの方も、この基準を示しまして、おおむね40人が望ましいということで行っておりますが、これを2の支援単位で行っていくためには、やはり協議会としても様々な超えなければならない事項がございます。そういった事項を踏まえて、この条例についても経過措置がございますので、その経過措置の中で今後解決していく必要はあるのかなと考えております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 今、委託ではなくて補助だということだと答弁なされましたが、私、ずっと委託という考えで捉えていました。そこは委託と補助との違いといいますか、どのぐらい、委託と補助の繋がりやの違いといいますか、その中身はどういうことか伺います。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 基本的には、業務委託につきましては、その業務を行うために必要な経費等を町が支援すると申しますか、委託料として支払いをいたします。例えば、ビルのメンテナンス、エレベーターの管理であれば業務委託という形でその保守管理をするために必要な経費をお支払いしております。

一方、補助事業につきましては、その定めによりまして、補助金交付要綱等ございますけ

れども、交付要綱の中で、どのような形で補助をするかというのはそこで定めてまいります。ですので、10割補助もあれば3/4、先程の人件費に対して3/4払うような補助もございました。

基本的には、委託料と補助、やはり使い分けをしているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 中身が分かりました。それで、補助から委託になるということではできないのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） できないかと言われれば、できるとお答えするしかないわけでございますけれども、現在は学童保育運営協議会が地域の皆さんと一緒に組織を作られて実施されておりますので、この形がふさわしいものだ、ベターだということで進めてきた経過でございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 明解な答弁で、私も今分かったところで、私が以前勤めていた鶴岡市の学童保育所は、鶴岡市から委託されたとはっきりなつたものですから、そのもとで国からの補助金はすべて国、県、市という形で示されているいろいろ考えられている面があるんです。そこの前の段階で、委託する前の段階で、補助制度でずっと平成12年から運営されてきたということが、今、自分で納得しているところです。

そのうえで、先程おおむね40人ということを出されました。上位法である省令でも支援の単位はおおむね40人以下ということで定められています。先程町長の方の運営指針にかかわることでもありましたけれども、放課後児童クラブ運営指針では、子どもが相互に関係性を構築したり、一つの集団としてまとまりを持ってともに生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として捉えているということなのです。

運営指針については、前の一般質問で答弁をいただきました。運営実態の多様性を踏まえ、最低基準としてでなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を明確にしたものと解釈しているという答弁をいただいたのですが、このことを進めていくと、一支援単位おおむね40人の子どもたちと、児童支援員と補助員、常時2人での保育体制の確立が早急に必要だと思いますが、この点、重ねていかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 先程の議員から出た人数というのは、基本的には登録人数でございます。最近の利用人数を見ますと、開所日を見ましても、おおむね40人程度が実際に利用されている人数でございました。それに対する指導員、支援員として学童保育運営協議会は配置をしていらっしゃるというふうに認識をしております。

支援単位が二つになっていない、一つではございますけれども、実際問題としては専任指導員を3名置かれ、さらにパートの方もいらっしゃる。今後アルバイトの方もいらっしゃるということでございました。そういったパートあるいはアルバイトの方も含めて支援体制を行っていく。実際3人、運営協議会では1人が欠員だというふうに言っております。その欠

員をプラスすれば4名になるわけでございます。そうすれば、おおむね40人というような基準で支援の単位が分かれていないとしても、一つの40人規模に対しては2人ずつが配置されているというふうに考えております。

そういった意味では、その方針を、先程指標として望ましい標準としてお話がございましたが、それを実現するために、町としても補助金を人件費について増やしていこうと。さらに28年度については、指導員ではなくて、事務負担が大変だからというような要望がございました。それに対してもお応えしようということで、指導員ではなく事務職員兼補助職員としての配置を認め、その3/4を支援しようというふうにお話をしております。

そういった意味では、私どもの方は、現場がよりうまくいくような支援体制を整えているつもりでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 支援体制40名ということでカウントされて、それに合わせて保育体制が作れているというご答弁でしたが、今の国の制度で、これは三川町も活用している放課後の国の制度でありますけれども、放課後児童健全育成事業であります。この児童数の段階によって補助金が下りるわけです。先程、運営指針との関係、それから条例、省令との関係で、何度も言っていますけれども、おおむね40名以下とするということで、国の方の補助金制度では児童数が36人から45人まで、ここに対して、先程言った、これは運営指針とのかかわりで非常に数的に示されたものだと思うんですが、ここに国としては最高額の374万4,000円が出されているんです。

そして、これはやはりおおむね40人が運営指針にあった数で、国の補助金は35人以下46人以上であれば減額されるという仕組みなんです。だから、この36人から45人までのランクを考えて進めていくべきだと私は思いますが、これについていかがですか。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） ただいまの質問では、国の補助金の交付の考え方ということでございました。ご質問のとおり35人以下40人以上、それが増えた場合については、国の補助金の基準額が減額されます。実際に私どもの方も登録人数が59人おりますので、その分だけ、増えた分だけ減額をされております。その減額の影響を受けるのは、町に対する補助金でございます。

一方、学童保育運営協議会に対しては、その人数が増えたことで減らすのではなく、逆に人件費等を増やす形で補助をしております。

もし、議員が学童保育運営協議会に対して、そういった補助をきちんとするために2の支援単位にするようにというお話だとすれば、それは趣が違うのではないかと考えております。それが一方、町の補助金に対して歳入の確保をするためにということであるならば、その論は私はそのとおりだというふうにお答えいたします。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私は、今、一番、36人から45人までのランクということで、実際、登録、三川の学童保育所は59人で、それで体制的には40人の体制を作れていると。

実際、例えば、作れているのに作れない。ここは私も思うには、みかわ学童保育所運営協議会を核になかなかまだまだ運営整備、様々な国の補助金制度を活用できない。むしろ運営協議会の方の、みかわ学童保育所の運営、簡単に言うと整備が遅れている。そこが作れない限り、国の補助金制度を活用するよりも手厚く、今、学童保育のために三川町から出されているもろもろのことが実態に合っているんだと、私はそれは理解できるのです。

ただ、これから先のことを考えていきますと、来年1年生が70人を超えるとお聞きしています。これの原因は、横山小学校が1年生が2クラスになるということもあると思うんです。それで、完全に登録人数が70名あるとするならば、これは本当に今まで運営協議会、自力で進めてきたんですが、なかなか学童保育所の運営がうまくいかなくなっている。そして、柔軟に対応できないというところはあります。でも、そのところでいろんな学童保育に対するマイナスイメージみたいなものがあつたところもあるんです。

いろんなことがありまして、もっともっと学童保育所の役割を高めていく中で、学童保育所は子どもたちが本当に安全に過ごせる場所だよ、それで働くお父さん、お母さんが安心して働けるんだよと。そういう、簡単なそういうところの呼びかけを強めていく。学童保育の魅力が強めながら、来年はもっと多くの児童がもし集まれば、先程言った二つの組織が考えられるのではないかと思うのですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 今のご質問で、魅力を訴えることによって、もっと学童を利用するお子さんが増えて、そのお子さんが増えれば支援単位を増やすことができ、指導員も確保しなければならないというようなご質問だと思います。

私ども学童保育運営協議会からは、来年度の申込人数が63名になるということでお伺いしております。これは、相談員である田中議員もお持ちいただいた文書に書いてある人数なんですけれども、これについて考えていったときには、先程申し上げたとおり、実際の利用人数と登録人数は違います。特に長期休業中だけ利用したいという方もいらっしゃいますので、そういった登録人数がすべてではないわけですが、国の補助金についてはやはり登録人数でそれが対象になりますので、支援の単位を整えなければいけないものだと思います。

そういった意味では、より多くの学童が利用できる体制をより早く構築して、保護者の皆さまから安心して預けていただける施設運営に対して町は補助をしていきたいというふうに考えております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 児童数は増やしていても、また私はもう一つ、指導員の体制が整わない限りそれはなかなか難しいという。結局、1支援単位に2人が持つ指導員がいて、そして、2支援になった場合は最低4人の常時体制が作れない限り難しいということは分かります。先程も運営協議会の中で進められて不十分な点が随分あるということは私も感じています。

ただ、私は、これから先のことを考えた場合に、国から出されている補助金の直接の、放

課後児童支援員等処遇改善等事業というものがあります。時間の関係上、説明はないんですが、多いところが、常勤の指導員を配置する場合は293万2,000円、そして非常勤といいますが、パートさんが配置できれば158万1,000円、簡単な活用の仕方ではないんですが、いろいろつきまどっている補助金なんです。これを県内の学童保育所では17カ所が活用しているというか、先進的に進められているということがあるんです。

私はこれを将来において、この出されたものを活用していくべきだと思いますが、この点についてどうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） この国の処遇改善事業につきましては、これまでも議員からは質問をいただき、その活用についてご提言をいただいているところでございます。この補助を受けるためには、クリアしなければならない運営協議会自体の問題もあります。そういったことについては、相談に乗りながらそれを活用した方法をとっていきけるような体制を支援したいというふうに考えております。

ただ、これまでも何度か申し上げておりますが、国が考えている運営費の補助とそれに上乗せした処遇改善の補助というような考え方でございますので、町の、今、協議会に対する補助金とのあり方が違ってまいりますので、その辺をもう少し整理していかないと、今のご提言をそのまま生かすことができない。特に二つの支援単位になったときには、それが如実に表れますので、そういった面については、ぜひ協議会としても体制を整え、町としても2の支援単位については活用できるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 私も、運営協議会の方の主体力といいますか、そこもつけていかなければいけない、そしてまた、そのうえで、行政の指導支援を本当に強力で仰ぎながら進めていければと思っておりますので、この点を重ねてお願いしたいと思います。

それで、次の地域交流・子育て支援施設整備での学童保育所の具体的なあり方について所見を伺うということで、先程も子ども・子育て支援施設については、同僚議員が学童保育にかかわることについてはいろいろと聞かれていたので、私の方はイメージが広がっていました。特に、室内で遊べる空間ができた、そういうことが設置されたということがすごいと思うんです。

それで、そのあり方について私の方から再質問するのは、学童保育所、先程私の方は70人を超えたと捉えたけれども63人だということは、私は運営協議委員長から聞いたばかりで70人ということだったので、その点についてあったと思うんですが、5年後の中で学童保育所が設置されると。そういうところで、設置される図面とか平面図を見ると、これは2支援単位、80人ということでは考えられているということでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 新たな子育て支援施設における学童保育エリアについては、現在、基本設計策定検討委員会の中で検討しているところでございます。その中には検討部会を設けておまして、その検討部会から様々な提案をいただきました。

ただ、町としては、この地域交流・子育て支援施設が、将来的な子育てを行う家庭がより多く三川町に転入していただきたい、あるいは三川町にお住まいの方から利用していただきたいというような観点を考えたときには、やはり学童を利用する家庭が増えるのではないかとこの前提に立っております。

それについては、基本的に前提条件として現在考えているのは、将来的に90人というような人数も想定したうえで部屋を設けていきたいというふうに考えています。おおむね40人という支援の単位の話で議員の方から言われておりますので、そういった意味では、二つの支援の単位も可能な施設として検討をしているところでございます。

なお、先程、70名の登録人数と私が先程申し上げた63名というのは、会長から文書でありました常時利用の申し込みが63名ということでございますので、その数の捉え方としては、少し議員との違いはあるかと思えます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私も数の捉え方だと思います。

私は、今、90名が収容できる学童保育所ということで進められるということです。私は、時間の関係で学童保育所についての最後の質問とします。

現在、子どもを預けている保護者の方々、近隣の若い子育て世帯がほとんどです。保護者の声として、なぜ、子どもを預けている保護者が運営に携わらなければいけないのかという疑問とか、負担という声も聞こえています。保護者の人は毎年変わって、役員も変わるわけです。人が変わって学童保育所運営がなかなか大変、機能が保たれるということがなかなか難しいという状況があります。私は、5年後に完成される予定の三川町の地域交流・子育て支援施設に向けて、学童保育所の運営は町での公営で進めることがふさわしいと思いますが、町長の所見を伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中議員からは、学童保育の支援については、最初からその視点での質問を受けてきたというふうに認識をいたしております。私も学童保育の運営協議会の設立の時点では、地区の議員だというようなことがあって、経過については承知しているつもりであります。その中において、先程田中議員がおっしゃられておりましたように、現在の学童保育の運営についてはいろいろな問題があると。その問題というのは何だろうかということになると、これは最初から同じ状況だったんです。

保護者が、学童保育というのは行政がやるものだというような視点で、ある面においては預けっぱなし、そういったことが今までの経過の中にはあったと思います。それが田中議員の言われるように、保護者も変わって世代交代をする、変わってきたという中においては、それぞれの年代、世代の認識の違いというものが、今の学童保育の運営については、指導員、運営協議会の役員の皆さんのいろいろな努力というものがあがりながら、なぜそのような課題が解決できなかったかということも一つの大きな問題ではなかったのかというふうに思うところであります。

このようなことから、本町では子育て支援、そういうようなこれからの施設の整備という

ことに関しましては、行政の役割というものを果たすという部分については、やはり保護者からもある一定の協力を得ていかないと、預けっぱなしというようなことからすると、これは子育て、教育という部分についても、しっかりとした町民の皆さんからの協力がなければ、本町が進めてきた少子化対策における子育て支援、教育施設の充実というような部分においては、もう行政需要にすべて応えられるということではないのかなというふうに思うところがあります。田中議員が再三、口にされております内部の課題等ということが、非常に田中議員も苦労されていると思います。

会長ともいろいろな機会では話す機会もありますが、そういった点についても十分教育委員会との調整を図りながら進めていくのが、本町の学童保育のこれからの継続のための一番必要な共通の理解ではないかというふうに思うところがありますので、ぜひご理解をいただきたい、このように思うところがあります。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 町長の答弁で縷々感じる場所は私もあります。ただ、実態として預けっぱなしというところがあるんですが、それは、預けっぱなしにしなければいけない状態というか、その保護者が本当に多いというか、夜の会議にも出られないし、子どもを預けるのが精いっぱいというところがくんでほしいところがあります。

そして、やはりこのままではいけないと私も思います。できるだけ、丸抱えというわけではないんですが、公的な部分が本当に、少なくとも運営機能が保たれる。いいスタイル、そういう学童保育所を目指していきたいと思いますので、引き続きご支援をお願いしたいと思います。

それで、次の質問に参ります。

当事者が年金で入れる介護施設についての所見ということですが。

私どもの町民アンケートで、全世帯の方にお配りしたんですが、そこで2番目に多かったのが、年金で入れる介護施設の要望でした。年金にも様々ありますが、先程紹介しました国民年金は、年収で78万96円です。今年の10月にシニア介護支援施設がオープンしました。ここは介護度1、2の人たちが中心の受け皿の施設であります。ここに入れる方も本当に良かったんですが、でも、ここに入れない方がいます。というのは、大体ここに入るためには十数万円かかります。ほとんど国民年金のような人は入れない。あるいは、入れた人は家族からのサポートを受けて入れたという方がいます。

私が言いたいのは、この施設に入れるところの町の独自施策みたいなのが考えられないか、この1点についてお聞きします。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） ご質問にあります、介護施設と一言で言ってもいろいろな施設があるわけございまして、その中の一つにサービス付き高齢者住宅、ご質問にありましたシニアハウスけやきという施設もあるということでご認識いただきたいところでございます。

つまりは、入所が必要とされるご本人の身体の状況、そしてまた、ご質問にありました経

済の状況、つまりは年金の受給額等によってどういった施設が選択できるかというような検討になるわけでございまして、一概にサービス付き高齢者住宅の選択肢のみという考え方から改めていただきながら、多種の施設があるという中からの選択肢をぜひ検討いただきたい。

私ども包括支援センターといたしましても、そういったいろいろな施設につきまして、家計の状況等を踏まえながら相談、アドバイス等をさせていただいているという状況にございます。

一番肝要なことは、施設に入所するというよりは、本来は介護保険制度の中では、在宅において安全で安心な生活を確保する、これについてはご本人の自助努力も含めての介護保険法の制定内容になってございます。

私どもといたしましても、いろいろと在宅において受けられる、利用できるサービスの提供も併せてご紹介申し上げているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 在宅の方でということなんですね。私が出会った人で、在宅でひとり暮らし、それで高齢な方で、一度、脳梗塞にあつて1人で暮らしていると。腰とか足とか本当に不自由な形になって、今回寒い冬にあつて、もう1回脳梗塞になってしまったらもうだめだというようなことで、10月にオープンにした施設の方に申し込んだんですが、やはり年金額が足りなくてだめだということなんです。だから、そういうところは私は求めていきたいと思ひます。

最後の質問になります。特養施設への待機者の現状と対策を伺うということで、特養に待機している人が100人とお聞きしました。では、100人の方がいる中で、まずどのぐらいの待機期間が必要なんでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 一概に待機期間というご質問に対してはなかなか答弁しにくい状況でございます。と申すのは、待機者の方々につきまして、評点方式によってその入所の必要度、緊急度についての判断をしたうえで、2ヵ月に1回開催されます入所判定会議において、施設と私ども介護支援系の職員との合議に基づいてのランクを変更して入所に繋げるというような形で制度が運営されているところでございます。

なお、入所者の待機状況につきましては、今現在100名ほどで推移しているという状況ではございますが、過去からの状況を見ますと、3年ほど前、25年においては160名を超す状況でございました。1年ごと30名近くの待機者が減少した結果、今現在100名ほどになっているところでございます。

この減少につきましては、介護保険法の改正による、先程ご質問にありました要介護3以上の方々が特別養護老人ホームに入所できるという制度の変更はあったわけでございますけれども、本町のみならず、近隣の町村でもこの待機者が年々減少傾向にあるということでございましたので、併せてご報告申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 100名ということで、介護度1、2の人を除いて100名になったという認識を私はしていますが、本当に私が聞きたかったことは、100名が待機者となって、入りたいと思う人はどのぐらいの期間を待たねば入れるのかということを知りたいのですが。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 先程、答弁の冒頭で少し触れさせていただいたんですが、言葉足らずで申しわけございませんでした。待機されている方々におきましては、すでに数年待機の状態になっていらっしゃる方もございますし、一方では、申請後間もなく数ヶ月で入所が可能になるという方もございます。

これにつきましては、入所希望者の方々の状況によるというものでございますが、入所判定会議においては、なの花荘も国の基準に基づいての評価基準というものがございまして、ご本人の状況に関する評価、それから問題行動の発生状況、そして、その方を見守られる介護者、家族等の状況、これにはひとり暮らしであるかどうかというようなことも勘案しながら、その評価基準に基づく評点を付設いたしまして、ランクを調整しながら、この評点の高い方々から優先的に入所に繋げていくという制度になっておりますので、一概に待機期間のみで判断するというものではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 理解しました。点数とか必要度で優先順位が決まってくるということでもあります。

そして、私の知っている方も、やはり高齢の方で、ショートステイで繋いでいらっしゃる。本当はすぐにも本人は入所したいんですが、それがなかなかできない状態があると思うんです。100人の待機ということで、それぞれ介護度は基本的には介護度3以上で、1、2の方は、特例で認知症でいろいろあれば入れるということは分かるんですが、それにしても、特養の施設が、ベッド数が足りないのではないかと私は思います。

そして、特養の歴史をひもとけば、麻生内閣のときにベッド数の縛りは外されたんです。今、国は、特養を作ってもいいんだよという状況にあると思うんです。だから、町としても待機の状態を解消するために、増設あるいは新設の検討の考えはいかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 特になの花荘に絞ってのご報告をさせていただきたいところですが、なの花荘においては、当初、通年型の入所ベッドを50床、そしてショート型を10床ということでスタートしたところでございます。その後、平成16年にはショートステイを20床増床し、そのうちの6床を通常型に振り替えた後、平成24年にユニット型の施設整備ということを経まして、今現在、通常型の入所ベッド数が80床、そのうちユニット型が20床というところでございますし、ショートステイ型については24床、計104床まで拡大した形で受入体制を整備しているというところでございます。

先程も少し触れましたのですが、待機者が今現在100名いらっしゃるという状況ではございますが、年々、本町のみならず近隣の市町においても、この特老の待機者数が減少してきているという状況にあると聞いております。それは要介護3以上の縛りというだけではござ

いませんで、高齢者の方々のお亡くなりになる方々も一方で増えているという状況もございますし、今後、2020年問題という内在した問題はあるわけですが、高齢者全体の数については、この10年後、20年後においては、一転して減少傾向に向かうというような事情もございまして、なかなか一概に施設の増床ということについては、慎重な対応ということで認識しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 特別養護老人施設は、憲法第25条に基づき具現化した唯一の施設であると思います。ぜひ前向きな検討を重ねてお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 以上で、5番 田中 晃議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終了します。

○議長（成田光雄議員） 日程第2、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第2号「30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる三川町農業再生協議会の機能発揮に関する件について請願」の件について、産業建設厚生常任委員会委員長より報告を求めます。

4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員）

平成28年12月8日

三川町議会議長 成田 光雄 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会
委員長 阿部 善矢 ㊟

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
2	平成28年 12月6日	30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる三川町農業再生協議会の機能発揮に関する件について請願	採択	請願の趣旨に沿うことが妥当である	

審査の状況を簡潔に申し述べます。

当日は、JA庄内たがわ営農販売部営農企画課の成沢課長より出席をいただきながら、請願に対する経緯、趣旨説明をしていただきました。

質疑を経て、各委員より意見が出されました。米需給調整については、一つの県、一つの町では対応できることではなく、全国の都道府県、市町村にある農業再生協議会の組織が一枚岩になって取り組むべきであるという意見がありました。

農業再生協議会は、重要な組織である。町民の不安も大きなもので、需給のバランスを保つうえでも生産調整は必要な仕組みである。町に要請する必要がある。適切な生産調整は必要と考える。

農業再生協議会に対する期待は大きく、機能強化を求める意見が大勢を占めました。

以上であります。議員諸兄のご賛同をお願いします。

○議長（成田光雄議員）これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を許します。

○議長（成田光雄議員）以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員）これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員）討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員）以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員）これから、請願第2号「30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる三川町農業再生協議会の機能発揮に関する件について請願」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は採択であります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員）起立全員であります。したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会といたします。

(午後 4時35分)

平成28年第5回三川町議会定例会会議録

1. 平成28年12月9日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
齋藤茂義 環境整備主幹	本間明 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉監査委員	佐藤由一 農業委員会会長職務代理者

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	吉田直樹 書記	五十嵐章浩 書記
------------	---------	----------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 4 日 12月9日(金) 午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議第 70号 | 三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議第 71号 | 三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 3 | 議第 72号 | 三川町税条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 4 | 議第 73号 | 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 発議第 2号 | 公的年金の際限のない削減によって高齢者の暮らしを圧迫する国民年金法等の改定法案の廃案を求める意見書提出について |
| 日程第 6 | 意見書第2号 | 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について |

○ 閉 会

○議長（成田光雄議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（成田光雄議員） 本日、議長に、庄司農業委員会会長から、所用により欠席の旨通知がありました。代わって、佐藤農業委員会会長職務代理者が出席しております。

○議長（成田光雄議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり、追加議事日程第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第1、議第70号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第70号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本町職員の勤務時間、及び休暇等について、山形県人事委員会の勧告等に準拠し改正いたしたく提案いたすものであります。

その主な改正内容といたしましては、まず、通算して6ヵ月を超えない範囲で取得できる介護休暇について、3回まで分割して取得できるようにするとともに、介護時間について、連続する3年の期間内において1日につき2時間の範囲内で取得できるようにするものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） ただいまの職員に対する休暇等に関する条例につきまして、町当局として、こうした休暇をとるということに対しまして、もしその人が休暇をとった場合に、そのポジションが一時的に休まるといいますか、抜ける場合がございますが、そうしたことに対しての、職員から見れば非常に気まずい思いがするのかなというふうに私は思いますけれども、そうした抜けたときの体制というものの考え方、率先して取得、休暇をとりやすいような環境、そうした社会に変えていくことが最も大切なことかというふうに思っておりますが、そうしたことをどのようにまずお考えになっているのか。

それから、特にマタハラ・パタハラといった、いわゆるハラスメントの防止措置といたしますか、そうしたことにつきましても、これから職場としてどのような処置を講じてまいるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 2点のご質問がございました。

1点目の、この休暇をとった際の業務への対応というご質問でございますが、まずもって、

課の中での協力体制を強化していただくというのがまず第1番でございますが、それでもカバーし切れない業務の停滞が予想、見込めるような状況になった場合には、臨時職員等の配置ということで対応してまいりたいと考えております。

また、ハラスメントというご質問でございましたが、この質問の趣旨、いま一つのみ定めませんので、再度ご質問していただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 特に女性職員においては、妊娠されたり出産されたり、そうしたこと等、それから家族の、同一生活者の介護等々、そうしたことについての、いわゆるハラスメントの意味についてはご承知というふうに私は思っておりますが、そうした種類がいっぱいあるわけでありまして、お子様を産むとか、それから急に家族の介護をしなければならなくなったとか、そうした要件というのは様々な環境はありますけれども、そうしたことについての防止について、職場にあっては、決してそういったことをなくしていただきたいし、また、そうした環境づくりがなくてはならないというふうに思います。

これについて、また職場としても、事業主としてそうした措置を講ずる、ハラスメントを防止する、そうしたことにつきましての義務付け等々はないのかも含めまして、私はそうしたハラスメントと理解しておりますが、これでよろしいですか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 法律の求めるところによりまして、三川町役場も一つの事業所といたしまして、特定事業主行動計画という計画を策定しているところでございます。この計画の中におきまして、働きやすい環境、またこういったハラスメントの防止策というようなものを定めておりまして、この計画にのっとり、こういう行為、こういう場面が生じないようにということで、日々指示しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから、議第70号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第70号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第2、議第71号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第71号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本町の一般職及び特別職の職員の給与について、山形県人事委員会の勧告等に準拠し改正いたしたく提案いたすものであります。

その改正の概要を申し上げますと、まず、一般職の職員の給料月額について0.21%、さらに、勤勉手当を年間0.1ヵ月分引き上げるものであり、特別職の職員についても、期末手当に係る支給率を同様に引き上げるものであります。なお、技能労務職の職員については、規則において、一般職の職員に準じて改正いたすものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管の総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） それでは、細部につきまして、私からご説明申し上げます。

初めに、本日配付いたしました、山形県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告の概要」について、その要点をご説明申し上げます。

まず、県におきましては、県職員と民間との給与の正確な比較を行うため、人事院と共同して事業所規模50人以上の県内の民間事業所478のうちから無作為に抽出した143事業所を対象に職種別民間給与実態調査を実施したところであり、その結果、民間給与との比較で0.10%、額にして380円、さらに、特別給として、公務員における期末・勤勉手当であります。民間の年間支給月数4.19月より0.09月下回ったことから、人事委員会において、給与を0.10%、勤勉手当を0.1月引き上げる勧告を行ったところであります。

このことを受け、本町におきましては、この県の人事委員会の勧告に準じて、給料及び勤勉手当について、平成28年4月1日に遡及して引き上げることとしたところであります。

なお、同勧告におきまして扶養手当に係る勧告もなされておりますが、この改正につきましては、平成29年4月1日からの施行となっておりますことから、3月議会定例会に上程する予定にしております。

それでは、提案しております議案についてご説明申し上げます。

初めに、議第71号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」について、議案第1条により別表のとおり改正するものであり、一般職の職員の給料月額については1級～6級まですべての級において引き上げるものであり、その改定率は0.21%となっております。

次に、第1条の新旧対照表をご覧ください。

一般職の職員の勤勉手当であります。第26条におきまして、勤勉手当を年間0.1月分引き上げるというものであり、再任用職員以外の職員について、6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数100分の77.5をどちらも100分の82.5に、再任用職員については、100分の37.5をどちらも100分の40.0に改めるものであります。ただし、本年度12月分として支給する勤勉手当については、附則において、再任用職員以外の職員については、100分の82.5を100分の87.5として、さらに、再任用職員については、100分の40を100分の42.5

として支給するものであります。

次に、第2条につきましては、特別職の職員の期末手当の支給率を一般職の改正に準じて改正するものであり、期末手当の支給月数については、6月期100分の150.5を100分の153.0、12月期100分の160.0を100分の162.5とし、全体で100分の5を引き上げるものであります。ただし、本年度12月分として支給する期末手当については、附則において、100分の162.5を100分の165として支給するものでございます。

以上でございます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ただいま説明ありましたけれども、確認したいと思いますが、今回の給与条例の改定、改正に関して、県の人事委員会勧告等に準じてとあります。ただいまの説明で、県の人事委員会の勧告に対して、100%完全実施というふうな受けとめ方でいいのか、その辺の確認、お願いします。

それから、今回の改正によりまして、国家公務員との比較、ラスパイレス指数に関してはどのような数字になるのか、その2点、お願いします。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） まず、1点目の実施の比率に関するご質問でございますが、山形県人事委員会の勧告どおり、100%完全実施という形になっております。

2点目のラスパイレス指数に関するご質問でございますが、ラスパイレス指数につきましては、毎年度、国との情報のやりとりの中で示されるものでございますが、28年のラスパイレス指数については、29年秋頃に出る予定となっております。

そういうことから、最新のラスパイレス指数につきましては、平成27年のデータしかないところでございますが、平成27年においては、三川町は96.5となっております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 給与改定に関して、国の動き、あるいは県の動きに同調して実施するということであります。ただ、ただいま報告ありましたラスパイレス指数に関して、相変わらず90%の中盤ぐらいに位置しているということでもあります。

地方自治体の資源であります職員の待遇に関しては、やはり給与差を縮めていくという努力が今後とも必要と思いますけれども、その点についてコメントをお願いします。

○議長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 職員の人材確保の点からの待遇改善というようなご趣旨かと思っておりますけれども、ラスパイレス指数につきましては、国家公務員との比較になっているわけですが、本町の場合、初級職員としての採用ということから、高校卒業者を基準として設定しているということがございますので、学歴による比較ということで、どうしても大卒者が多く採用されますとラスパイレス指数については低くなるというような結果でございます。

国家公務員と地方公務員との同一職種の均衡を図るという観点から、給与等については国

に準じて毎年改正しているわけでございますけれども、年歴、経歴換算等におきまして、大卒者につきましては、高卒後4年というのが通例なわけですが、その分についての加算については、年数加算をしているというようなことで、待遇改善を図っているところがございますけれども、どうしても上級職と初級職との差がございますので、その辺での差は当然出てきていると。この点につきましては、採用の上級職を設定する、あるいは中級職を設定するというような改善がなされない限り、ラスパイレス指数の改善には繋がらないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今回の人事委員会勧告ということですが、国や県には人事院、人事委員会があります。町にはないので、こういう県に準ずるということであろうと思っております。町の職員あるいは公務員の給料というものは、民間企業等を調査して、その差を見て決めているわけでありまして。その中で今回、三川町の職員の給料ですので、三川町内の人事委員会はないわけですが、企業の状況をどのように捉え、県の人事委員会勧告と差がないものと認識して今回の提案となっているのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 三川町の公務員の給与につきましてでございますが、まず、この給与勧告制度の基本的な考え方でございますが、まずは、国におきましては、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができるものであり、その変更に関し、必要な勧告、報告を行うことを、国家公務員に定められた人事院の責務ということで、国においては行っているところでございます。

そして、この勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、適正な給与を確保する機能を有するものでありまして、能率的な行政運営を維持するうえでの基盤となっているものでございます。

また、公務には、市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であるという考え方によって、国においては人事院勧告がなされているところでございますが、山形県人事委員会におきましても、同様の考え方で行っているところでございます。

以前は、三川町におきましても、県の人事委員会ではなく、国の人事院の勧告に沿って給与改定を行ってきたところでございますが、近年の流れといたしまして、地方給という言葉が出てきているところでございます。それらも受けまして、その地域、地域に適した適切な給与水準ということから、本町においても近年は山形県人事委員会の勧告に準拠して行うようにしているところでございます。

また、三川町の事業所の民間の給与の比較、参考ということですが、先程の説明でも申し上げましたとおり、一定の調査結果を求める、また、一定の水準の調査結果を保つためには、ある程度の数の事業所の調査が必要になります。今回は143社、それぐらいの事業所、従業員規模50人以上の事業所ということで調査させていただき、民間のレベルとい

うものを推しはかっているところでございますが、これについては町内での調査というのは不可能と考えております。そういったことから、山形県人事委員会の調査、これは国と共同して行っているものでございますので、その精度の高さというのは確保できているものと考えております。

そういったことから、本町では県の人事委員会の勧告、それに準拠しているものでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今答弁あったとおり、人事委員会では従業員何十人以上というものを基準にして調べているわけであります。最近、三川町も誘致企業は増えましたけれども、50人以下の企業が多くあります。その水準が私は違っていると思っております。50人以上の企業といえば、この辺では大きい会社に属する。中小企業にはなりますけれども、この地域にとっては大きい企業と思われま。

そして、決して景気が良くなったという面でもなく、人手不足という面で上がってきているという面もありますし、その点、三川町で調べることはできないと言われておりますけれども、三川の企業の実態、企業の規模を見れば、すべて50人以上規模の調査と比較でよいのか、その辺の解釈をもう一度お願いします。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 公務員の給与改定を行う際の改定率、民間との比較におきましては、調査のレベル、水準が確保できるかということが重要な課題になろうかと思います。

三川町にも、ご質問にありましたとおり、50人を超える従業員を持つ企業はございますが、その数は非常に少ないものでございます。そういったことから、民間の給与水準ということでの正確な把握ということにつきましては、少し差が、数が少ない。

また、同様の目的で県が行っているものでございますので、同じようなことを町でまた行うということも非効率的だということから、町としては、県の人事委員会の調査結果に準じているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから、議第71号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第71号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第3、議第72号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第72号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」等の施行等に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案いたすものであります。

その主な改正内容といたしましては、修正申告書の提出または納付すべき税額を増加させる更正があった場合の延滞金の計算について、要件に該当した場合に一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う個人及び法人町民税の規定の整備、並びに適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康維持増進及び疾病予防を目的として、一定の取り組みを行う個人が、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用について年間1万2,000円を超えて支払った場合に受けられる医療費控除の特例が創設されたことに伴う規定の整備等であります。

なお、細部につきましては所管課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 所管の課長より説明を求めます。五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） それでは、「税条例の改正概要」と新旧対照表をもとに説明をさせていただきます。

なお、「改正概要」につきましては、個人町民税、法人町民税といった項目ごとに整理させていただいており、新旧対照表のように条番号順になっておりませんので、ご容赦いただきたいと思っております。

また、「改正概要」の改正条文の表記といたしまして、「第1条の第〇条」もしくは「第2条の第〇条」とありますが、このたびの改正は、第1条におきまして、三川町税条例の一部改正、第2条におきまして、三川町税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）の一部改正、第3条におきまして、三川町税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第19号）の一部改正となっておりますことから、そのような表記とさせていただいております。

このたびの改正につきましては、多岐にわたる改正内容となっておりますので、今回、特に説明を要すると思われる項目を抜粋して説明させていただきますことをご了承賜りたいと思っております。

それでは、「税条例の改正概要」の項目順に従いまして説明いたします。

まず、個人町民税についてであります。

初めの①の内容につきましては、新旧対照表2ページの第36条になりますが、平成28年度税制改正において、相続税について減額更正された後に増額更正された事案に係る延滞税の最高裁判決を受け、国税において延滞税の計算期間等の見直しがされ、地方税において、

この国税の見直しに準じて、個人住民税・法人住民税等に係る延滞金の計算期間等について、所要の措置が講じられたことによる改正となっております。

具体的には、当初の申告書が提出されており、かつ、その当初の申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった場合、当初の申告書により納付すべき税額の納付があった日の翌日から、当該税額を増加させる修正申告書の提出日または増額更正の通知をした日までの期間を、延滞金の計算の基礎となる期間から控除するものです。なお、この改正条文の施行は、平成29年1月1日となっております。

次に、②の内容につきましては、「改正概要」の最後のページに資料が別添1としてつけておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

セルフメディケーション（自主服薬）推進のため、スイッチOTC薬控除＝医療費控除の特例が創設されたことによる改正になります。新旧対照表では16ページの附則第3条になります。

概要としましては、別添1にありますとおり、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、従来の医療費控除ではなく、医療費控除の特例により控除することができるもので、本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用は受けることができないこととなります。

なお、この改正条文の施行は、平成30年1月1日となっております。

次に、③の内容につきましては、新旧対照表20ページからの附則第17条の2になりますが、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流教会と東亜関係協会との間の取り決めに規定された内容を実施するために、既存の国税関係法律の特例としての国内法の整備として「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」が改正されたところです。これにより、台湾と日本との間においても租税条約に相当する枠組みが構築されることになり、この「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」に規定する特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を「租税条約等実施特例法」に規定する条約適用利子等又は条約適用配当等と同様に分離課税とする条文の新設です。

なお、この改正条文の施行は、平成29年1月1日となっております。

次に、④につきましては、新旧対照表23ページからの附則第17条の3になります。この内容につきましては、③の附則第17条の2を新設したことによります条ずれになります。

続きまして、「法人町民税」になります。

まず、①の内容につきましては、新旧対照表1ページの第10条ほかになりますが、先程説明しました町民税の①の内容と同様の改正でございます。

次に、②の内容につきましては、新旧対照表2ページ、第22条になりますが、消費税率

10%段階におきまして、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴う改正となっております。

なお、この改正につきましては、平成29年4月1日施行となっておりますが、今般、消費税率10%への引き上げ時期が再延期されたことに伴い、その施行日につきまして、再度改正を行う必要が生じておるところであり、その改正につきましては、3月議会を予定しておるところでございます。

次に「固定資産税」についてであります。

まず、①の内容につきましては、新旧対照表8ページ、第62条になりますが、固定資産税の減免について、「特に減免を必要とする特別の理由があるもの」を追加する改正となっております。

次に、②の内容につきましては、新旧対照表16ページからの附則第7条の2になります。平成28年度税制改正におきまして、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置について、軽減の程度を地方団体が条例で決定できる「わがまち特例」が導入され、その適用が2年延長されたことによります、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー発電設備に係る条文の新設となっております。なお、軽減水準につきましては、国の参酌基準を適用しているところであります。

この固定資産税の①、②とも、施行を平成29年1月1日としておりますが、②につきましては、附則におきまして、その適用を平成28年4月1日以後に新たに取得した設備とし、平成29年度以降の年度分の固定資産税について適用するものです。

次に、「軽自動車税」になります。

消費税率10%への引き上げ時期におきまして、自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税について、それぞれ環境性能割を創設するとともに、これまでの軽自動車税を種別割と名称変更し、その施行を平成29年4月1日としているものであります。先程の法人税率の改正と同様に、消費税率10%への引き上げ時期が再延期されたことから、その施行日等につきましても、改正を行う必要が生じているところであります。

それでは、改正内容になりますが、まず①として、新旧対照表の1ページの第8条ほかになりますが、現行の軽自動車税を種別割に名称変更すること等による改正となっております。

次に、②として、新旧対照表の8ページ、第70条になりますが、環境性能割の納税義務者等について、軽自動車の取得が行われた際に、当該軽自動車の主たる定置場の所在地において、当該軽自動車を取得した者に課税すること等の改正となっております。

③は、軽自動車税のみならず課税について、第71条として新設。

④は、条例において規定することとされている日本赤十字社の所有する「軽自動車税等に対する軽自動車の非課税の範囲」について、新旧対照表9ページの現行第70条の2に規定していたものを削り、新旧対照表10ページになりますが、第71条の2として新設。

⑤は、第71条の3として、環境性能割の課税標準について法施行規則に定める軽自動車の通常の取得価格の額としたものです。なお、免税点につきましては50万円となっております。

ます。

⑥は、第71条の4において、環境性能割の税率について、環境性能に応じた税率を新たに規定したものです。なお、電気自動車等や平成17年排出ガス基準75%達成かつ平成32年燃費基準プラス10%達成車については、非課税となるものです。

⑦から⑩につきましては、記載のとおりです。

次に、附則に移ります。

新旧対照表17ページになりますが、⑪として、附則第12条の2になりますが、環境性能割の賦課徴収の特例として、当分の間、県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うこととし、これにより、⑫附則第12条の3になりますが、自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものについて環境性能割の減免の特例とする規定、また、⑬附則第12条の4では、環境性能割の申告納付の特例として、当分の間「県知事」に申告納付する規定をそれぞれ新設するものです。

⑭は、新旧対照表17ページからになりますが、附則第12条の5で、環境性能割の徴収金として払い込まれた額の5%を、環境性能割に係る徴収取扱費として県に交付する法規定の新設に合わせて新設。

⑮附則第12条の6は、営業用等の環境性能割の税率の特例等について法規定の新設にあわせた新設等となっております。

最後になりますが、⑯附則第13条ですが、軽自動車税の種別割のグリーン化特例、軽課でございますが、この軽課の1年延長等の改正となっております。

以上でございます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 私の方からは、固定資産税の減免についてお尋ねします。

固定資産税の減免について、特に減免を必要とする特別の理由があるものを追加ということですがけれども、特別の理由があるものというのは、その下の再生可能エネルギーのことかなというふうに思いますけれども、どういうものを想定しているのかと、その次の再生可能エネルギーがわがまち特例措置によって減免するということでもありますけれども、減免率が国の軽減水準を適用というふうにあります。国の軽減水準はどのようなものか。それから、これを適用することによって、本町にある太陽光や、そういう再生エネルギーによる固定資産税の影響というのは、どのくらいの影響があるか、想定しているのか教えてください。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 固定資産税の減免の想定ですけれども、地方税におきまして、この特別の理由として取り扱うべきとしているところですが、公益のために直接専用する固定資産等、社会通念上、課税することが明らかに不合理があるものというものでございます。

これにつきましては、条例に定めることによって減免することができるというのですが、本町については、これまでなかったところです。近隣市町の部分についてはこれが制定され

ているということから、今回、入れさせていただいたものでございます。

次に、再生可能エネルギーの国の水準等でございます。

国の水準につきましてですが、太陽光、風力につきましては2/3という基準となっております。2/3を参酌して1/2以上5/6以下で、市町村の条例で定める割合を乗じた額というふうに規定されております。また、水力、地熱、バイオマスにつきましては1/2を参酌して1/3以上2/3以下というふうになってございます。それぞれ国の参酌基準を、先程も言いましたが、採用させていただいているところです。

固定資産税の影響ということですが、先程も適用について28年4月1日以降に取得したものというふうに説明させていただきました。今回、新たに新設という部分は、まだ償却資産の申告がなされておられませんので確実なところが言えないところですので、ご容赦いただきたいと思っております。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 太陽光、再生エネルギーは、今年から作ったものということで、まだ把握していないということでありますので、分かりました。

それで、固定資産税の減免で、条例で定めて決めるということでもありますけれども、固定資産税を敢えて低くする目的というのは、今までなされていなかったんですけれども、敢えて今回、減免してするという本来の理由、目的というか、その辺は何なのかと、固定資産税の減免ですので、わがまち特例ということでもあります。国の軽減水準を適用することでもありますけれども、わがまちということでもありますので、これについて、本町でももう少し下げるとか上げるとか、本町に合った何か考えというものは検討されなかったのか、教えてください。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 税の減免につきまして、本町では、先になの花荘のサ高住が建設されたところです。サ高住が開設以後についてはこの条文がなくても減免対象になるのですが、建設中、具体的には28年度ですが、建設中の年度にあっては減免の対象外になるというものです。

近隣の市町の取り扱いでは、そういった部分も適用させているというような状況もございまして、そういった部分で適用できるような措置が必要であればということで、今回追加させていただいたものです。

わがまち特例の基準についてですけれども、本町でもだいぶ検討させていただきました。近隣市町の状況、また再生可能エネルギーの促進、また税収の確保という部分で、両面からも検討はさせていただいたのですけれども、税収の確保も図りたいということから、敢えて基準を使わせていただきたいというものでございます。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 非常に膨大な量でありますし、何度条文を読んでも分からないという、説明を聞いてもなかなか分からない。私も読解力がないということを改めて思ったわけですが、その中で伺いたいと思っております。

個人町民税の中に新しく、聞き慣れないスイッチOTC医薬品というものが入ってまいりまして、この件について伺いたいと。

時限措置のようでありまして、医療費控除にも関係あるということで、これを受けた場合には医療費控除を受けることができないと。スイッチOTC医薬品なるものが、なかなか薬局に行く機会もないんですけれども、表示というものがどうなっているのか。一目で分かるような表示になっているのか、今後そういった表示になるのか。それから、どのような医薬品がこの対象になっているのか。一般的な感冒薬とか、そういった類いのものなのか。その辺、情報をお願いします。

それから、軽自動車税について、いろいろあるようですけれども、要するに名称、符号、番号の変更等はあるようですが、軽自動車税に関しての環境に配慮した車に関しての減免とございますか、そういったものがあるように感じますけれども、その辺、整理して、どのような場合に減免措置なのか、あるいは今までと同じなのか、その辺、整理して説明をお願いしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） このスイッチOTC薬ですけれども、医療用から一般用に切り替えられた医療用医薬品と成分が同じという表記になっています。病院の処方箋を受けずに入手できる医薬品ということで、私もなかなか分かりづらかったんですが、例えばですけれども、コンタック鼻炎Zとかガスター10とかアレグラFXとかというふうになっています。

厚生労働省の方にセルフメディケーション税制対象医薬品というのが掲載されておまして、その中で、この成分が入っている医薬品についてはオーケーですよというふうに記載されております。また、その品目については、10月17日現在で1,500からの医薬品になってございます。それが全部一覧で掲載されておりますので、まずは確認をしながらというふうになるのかなと思っております。医薬品そのものに表示がされているかどうかまでは、申しわけございませんが、確認しておりませんので。

軽自動車税の環境性能割の部分でございまして。先程、非課税の部分については、電気自動車税等とか、あと排出ガス規制、17年度の排出ガス規制基準75%低減達成かつ32年基準の10%達成というふうに申し上げました。

その他につきましてですけれども、17年排出ガス基準75%低減達成かつ32年基準達成車については、税率が1%となります。その次に、17年度は同じですが、27年度基準プラス10%達成車については2%、その他については2%というふうになります。

ですので、これまでの自動車取得税、軽自動車になります。2%でしたので、まずはこの排ガス基準等がある程度達成されているものについては軽減になるということです。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 基準クリアの場合という話ですけれども、逆に、要するに基準に外れる年数、初回登録からの年数が長い場合の増税というものもかつてはあったわけです。今回はそれはないのかどうか、その辺、さらにお願ひします。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 重課につきましては、今年度から適用になってございます。
その部分については増額というふうな改正はありませんけれども、適用は、今後ずっと適用になっていくということになります。

○議 長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7 番（小林茂吉議員） このたびの税条例の改正につきましてのボリューム感がすごくありまして、能率的な議事運営を図るうえでは、非常に無理な議事提案ではないのかというふうに私は思いました。

議会を開いた日にちから土日も挟まりましたので、事前的な説明学習会の設置等々もなかなか難しかったわけですが、当局としては、これほどのボリュームのある改正につきましては、事前的な説明を設けてもよかったのではないのかというふうに思ったところがございます。

そこで、税条例のきっかけといいますか、このたび、先程の課長の話でも出ましたが、最高裁の判決ということも説明でありましたが、そのときに、最高裁の判決の要文については、延滞税というような説明でありましたが、我々にとっては延滞税というのはなかなかよくなじまない、よく分からないので、常に私たちが使っているのは延滞金なのですが、延滞税と延滞金の区分けについて、もう少し説明していただければと思います。

それから、新しく自分で薬局、ドラッグストア等に行って医薬品を求めるということに対しての控除的なもの、これは控除があるということがございますので、それ相応の証明たるものが必要になってくるのかと思いますが、すでに29年1月1日からということになりますので、もう間もなくということになるかというふうに思いますが、こうした証明にかかわるレシート関係、先程医薬品の数量と品目等もお話にありましたけれども、そこら辺の準備についてはすでになされているのかと思いますが、その辺の情報をお知らせください。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時27分)

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時50分)

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） まず、事前説明というご質問につきましてですけれども、今回の改正につきましては、ボリュームはだいぶあるわけなんですけど、所得税法また地方税法の改正による部分が多く、町独自の部分では固定資産の部分があったわけですけれども、そういった意味合いから、上位法による改正というふうにとった関係から説明はしなかったところがございます。

あと、延滞税と延滞金というかわりですけども、国税につきましては延滞税という取り扱いになります。地方税につきましては延滞金というふうになってございます。

スイッチOTCに係る部分でございます。まず、このスイッチOTCの控除が受けられる要件といたしまして、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みを行っていることが前提となっております。健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとしましては、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、人間ドック等の健康診査、がん検診というふうになってござ

います。

こちらについては、診査の結果等が手元があれば、そういった取り組みを行っているという取り扱いをするというふうになってございます。ただ、なくしてしまったとかという部分については、保険者である、例えば三川町の国保であれば国保の方で、協会けんぽであれば協会けんぽの方で証明書を出すことにより、この要件を満たしていることを証明するというふうになってございます。

その他、この医薬品そのものの領収書があればというふうな取り扱いでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 延滞税と延滞金の用語の使い分けについては、私も不勉強でありました。今説明を受けて、ああ、なるほどということに理解しました。

スイッチOTC医薬品の定め、この薬は該当になりますよといった、そのことはいつの時点ではっきりするのか、その辺も不明確なので教えていただきたいというふうに思います。

あと、最初質問したのは、いわゆる証明となる、そうした薬を求めたということの証明は、ドラッグストアなり薬局等で発行してくださるのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 改正概要の別添1の中段の下の方にありますが、「具体的な対象医薬品の範囲等は、税制改正法案後、関係者と協力して周知を行っていく」というふうに書いてございます。適用そのものは平成29年1月1日ですので、1月1日以降に購入した部分というふうになります。

医療費控除そのものは、ですので、平成30年の2月、3月の確定申告において控除が行われるというふうになっていきますので、こういった細かい部分の周知は国の方で行うものというふうに理解していたところです。

医薬品を購入した際の領収書というか、レシート等がその領収書になるというふうに理解しております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 理解不足で、理解していない質問と受けとめた場合はそのような答弁をお願いしたいと思いますけれども、今、医療費の問題も出ましたが、29年1月1日というのは、消費税が10%になった場合と理解し、例えば、4月になれば、先程申した税関係が、30年の2月、3月の申告では8/12となるのか。

そして、医療費の場合は1月1日から12月31日までの1年間が該当するわけでありませぬ。その場合の申告、その該当の仕方は、医療費は1年間、いつの時点でも1年間該当しますけれども、他のものは消費税が決まった日からとなると、例えば4月からになれば8/12とかいう計算になろうかと思えますけれども、その辺はどうなるのか、伺います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） スイッチOTC薬控除につきましては平成29年1月1日ですが、消費税の引き上げとは全然連動しておりませぬので。

期間においては1月1日から12月31日の間ということですが、現に医薬品を購入した金額、購入金額が控除されますので、今回は10%の引き上げが延期されたわけなんですけれども、仮に4月1日で上がったとしても、それは購入金額というふうに捉えると思います。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから、議第72号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第72号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第4、議第73号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第73号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、所得税法等の一部を改正する法律第8条に規定する外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案いたすものであります。

その主な改正内容といたしまして、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について規定の整備を行うものであります。

なお、本件につきましては、去る11月25日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから、議第73号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第73号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第5、発議第2号「公的年金の際限のない削減によって高齢者の暮らしを圧迫する国民年金法等の改定法案の廃案を求める意見書提出」の件を議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ただいま上程されております発議第2号「公的年金の際限のない削減によって高齢者の暮らしを圧迫する国民年金法等の改定法案の廃案を求める意見書」の提案理由を申し上げます。

国民年金等の改定法案は、年金生活者の暮らしを揺るがす重大法案で、国会質疑を通じて問題が噴出しました。厚生労働委員会では与党委員長の強引な運営が行われました。年金制度の原則を根底から変える法案であり、19時間の審議では議論が尽くされたとは到底言えません。

反対の最大の理由は、際限ない年金カットのための新たなルールを持ち込むことです。賃金の下げ幅に合わせて年金額も削減する今回の改定は、購買力維持のため物価に合わせて年金も改定するとの従来の説明を投げ捨てる、国民への背信行為です。

政府は万一の措置だと言いますが、労働者の実質賃金は低迷を続けており、詭弁です。将来にわたり現役世代の賃金が下がれば年金も下がる。最悪の悪循環を生み出すものです。

年金を抑制するマクロ経済スライドの未実施分を繰り越すキャリーオーバー制度の導入も問題です。繰り越しに際限はなく、実質的な年金削減が繰り返されます。年金の最低保障機能をますます弱め、生存権を脅かします。

マクロ経済スライドの調整は基礎年金に長くかかる仕組みであり、今でさえ生活に困窮する方々に、より過酷なものです。親戚、近所づき合いや食費、医療費や介護費を削る年金生活者のこれ以上どこを切り詰めろとかという悲痛な叫びに耳を傾けてほしいのです。

政府は低所得者には社会保障全体で総合的に講ずるとしますが、介護も医療も負担増、給付減の連続です。年金削減により高齢者が苦境に立てば、介護や医療の負担が子や孫にのしかかり、現役世代の暮らしをも直撃しかねません。世代間の対立をあおり、年金削減を強行することは許されません。

安倍政権は、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の株式運用比率を倍増させ、年金積立金の運用を株価つり上げの道具にしました。損失が出れば、ツケは国民に押し付けられます。

変動の激しい株式市場に大量の年金資金を投入することは許しがたいことです。危うい投機的運用から手を引くべきです。底なしの低水準の構造が年金制度の最大の問題です。公的年金制度こそ、憲法25条を体現し、生存権を支える制度であるべきです。

最低保障もなく、際限なく減らされる年金制度を将来世代に残すわけにはいきません。本案は廃案にすべきです。議員諸兄の賛同を求めまして、提案理由といたします。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

8番 梅津 博議員。

- 8番（梅津 博議員） ただいま上程されました発議第2号に関して、提出者に2点ほど伺いたいと思います。

まず1点目に関して、この意見書の表題に関して、冒頭、「際限のない削減」ということで表現されていますけれども、この際限のないという判断、何をもってそのような判断をされているのか、明確にお願いします。私は、削減の場合はあるにしても、際限というものは設けられていると思いますけれども、その辺の説明をお願いします。

それから2点目、年金のあり方に関してですけれども、これ自体が非常に大きな課題であることは誰しも認めるるところだと思います。

私としては、今後の公的年金制度に関しては、やはり個人積立型あるいは運用型と言われるものへの長期間をかけた移行というものが課題になってくるのではないかと思いますけれども、現時点では、今の賦課方式といいますか、支え合う方式というものが原型になっているわけですが。

このような現在の制度、これを維持するために今回の改定ということで私は受けとめますが、提出者においては、どのような方法をもって公的年金制度の運用を維持していくのか、その点を伺いたいと思います。

国家財政の逼迫、それから年金保険料のこれ以上の上昇は、私は無理だと思います。そういった環境の中で、どのような方法をもって制度維持を図っていくのか、考え方を伺いたいと思います。

- 議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

- 5番（田中 晃議員） まず第1点目の、際限のないということであります。そのことについて、そういう表題をつけたかということは、国の方で進めている審議会の方で、すでに社会保障や介護、医療に含めましてプログラム法という工程表ができています。これによると、やはり給付が縮められてサービスが低下する、そういう本当に際限のない状態が続いているということがその証であると思います。

また、2点目であります、では、年金制度が維持されるのか、そしてまた、どういうふう
に維持を考えているかということでもあります。

私は、年金財源は大型公共事業や軍事費などの浪費を削減するということと、所得や資産に応じて負担する、こういう原則を貫いて、大企業や高額所得者に応分の負担を求め、確保しながら維持していくという、税金の使い方を変えていくということです。

あとは、巨額の年金積立金があります。高齢者がピークを迎える2050年頃までに計画的に取り崩して年金の給付に充てる、それで維持をしていくということです。

それから、リストラや不安定雇用に歯どめをかけて、年金の支え手を増やしていくということです。

それから、大きな問題でありますけれども、急速な少子化の克服は年金問題を解決するうえで大事であると。安心して子どもを産み育てる社会を作っていく中で維持、実現していく

という考えです。

具体的にはどうするのかと、年金のことを求められました。

私は、最低保障年金を作って、今も将来も安心できる年金制度を作っていくことが一番大きな中心的な課題だと思います。これは、まさに憲法第25条の生存権を保障する見地に立って、全額国の負担で賄うということがキーポイントだと思います。

最低保障年金を実現させて、考え方としては、第一歩として最低保障額を5万円にし、そのうえに支払った保険料に応じた額を上乗せし、無年金を解消していく、低年金を値上げする制度をスタートさせる、これによって、国民年金の満額は現在の6万6,000円から8万3,000円へと引き上げられます。

最低保障制度の実現に足を踏み出せば、低年金や無年金の問題、年金制度全体の空洞化、サラリーマン世帯の専業主婦の第3号被保険者問題など、今日の年金制度が抱える様々な矛盾を抜本的に解決できる道が開かれるのではないかと考えています。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

まず初めに、原案に反対者の発言を許します。

6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 「公的年金の際限のない削減によって高齢者の暮らしを圧迫する国民年金法等の改定法案の廃案を求める意見書提出」に反対の立場から討論させていただきます。

まず、提出者が説明の方で行っている、年金カット法案という法案はございません。今提出されている法案は「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」ということで、その内容的には五つありまして、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、二つ目に、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除、それから、年金額の改定ルールの見直し、四つ目が、年金積立金管理運用独立行政法人、いわゆるGPIFの組織等の見直し、それから最後に、日本年金機構の国庫納付規定の整備とあって、今説明者が行っているのは、その中の年金額の改定ルールの見直しのことを言っていることだと思われま。

まず、年金は基本的には物価に負けないような設計がしてあればいいわけで、今の年金は、マクロ経済スライドをまともに今までやってこなかったために、過剰に物価に負けない設計になっている状況にあります。簡単に言いますと、デフレで年金を納めている人の給料が下がっているのに、もらっている人の年金はそのままになっているというものです。

年金は、今もらっている人が納めたお金をためて運用しているものではありません。今納めている人の年金と国の税金で支払われているのです。その払っている人の給料が下がってももらう人の年金は下げないと言っても過言でないこの意見書では、年金の将来は破綻してしまいます。

年金を維持可能にするには、この意見書提出に反対します。議員諸兄の賛同をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

それでは、次に、原案に反対者の発言を許します。

8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ただいま上程されております発議第2号「公的年金の際限のない削減によって高齢者の暮らしを圧迫する国民年金法等の改定法案の廃案を求める意見書」について、反対の立場で討論いたします。

日本の公的年金は、個人が納めた保険料を積み立てて、その運用益とともに個人に返す積立方式ではなく、現役世代の納める保険料によって高齢者の年金給付を賄うという世代間扶養の仕組み、賦課方式によって成り立っています。

しかし、少子高齢化の進展により人口減少社会の到来というものが現実化し、現役世代と高齢者のバランスが崩れ、今後、その状態が加速すると予想される今、公的年金の制度改正は必須のことと考えられます。

今回の改定案においては、場合によっては年金受給額の減額もあり得る内容ではありますが、今後の年金受給者の増大の中で、国の財政逼迫、年金保険料上昇の抑制などを勘案すれば、やむを得ない措置と考えます。

なお、国においては、今後も丁寧な議論をもって公的年金制度の不断の見直しを行い、さらなる公平性の確保と国家財政の安定に資する制度確立に向けた今まで以上の努力をお願いしたいと思います。

以上の観点から、発議第2号について反対といたします。議員諸兄の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから発議第2号「公的年金の際限のない削減によって高齢者の暮らしを圧迫する国民年金法等の改定法案の廃案を求める意見書提出」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおりに決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 1 名 不起立 7 名）

○議長（成田光雄議員） 起立少数であります。したがって、発議第2号「公的年金の際限のない削減によって高齢者の暮らしを圧迫する国民年金法等の改定法案の廃案を求める意見書提出」の件は、否決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第6、意見書第2号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出」の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（成田光雄議員） 本件について、提出理由の説明を求めます。7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） ただいま上程されております意見書第2号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」について、提案理由をご説明申し上げます。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、

町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることでもあります。

昨年行われました統一地方選挙においては、全国 928 ある町村のうち、およそ 4 割に当たる 373 町村において議員選挙が行われ、うち 2 割以上に当たる 89 町村では無投票当選となり、中でも 4 町村では定数割れという状況でありました。

ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に、今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も議員の在籍期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。

住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。

そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにするすることで、議員を志す新たな人材確保に繋がっていくと考えております。

以上のとおりでありますので、議員各位のご賛同をお願いし、提案理由といたします。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから、意見書第 2 号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書提出」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、意見書第 2 号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成 28 年第 5 回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（午前 11 時 25 分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

平成28年12月9日

三川町議会議長

三川町議会議員 2番

三川町議会議員 3番